

山形市第5次障がい者基本計画

令和7年度 ～ 令和11年度



令和7年3月

山 形 市

「障がい」の表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記します。

ただし、法令名、告示の名称、法令等の抜粋につきましては
そのままの表記とします。

はじめに



このたび、本市の障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「山形市第5次障がい者基本計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、本市が目指すべき将来像である『共生社会』のビジョンを具体的に描き、そこから逆算して取り組むべきことを考えるバックカスティングの手法を取り入れ、現在把握している課題を解決するための施策だけではなく、共生社会の実現に必要な施策を含んだ未来志向型の計画としています。

この計画のもと、障がいのある方が、地域の支え合いの中で心身ともに健康で経済的にも自立した生活を持続できる社会、さらに、自らの決定に基づきあらゆる産業及びスポーツや文化活動、その他社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮し活躍できる社会の実現を目指してまいります。

共生社会の実現に向け、山形市の2大ビジョンである「健康医療先進都市」、「文化創造都市」で培われた強みを活かしながら、保健、医療、福祉、保育、教育等部局横断的に取り組んでまいります。行政だけでなく、多くの方々が共に知恵を出し合い、力を合わせながら、連携していくことが重要と考えています。市民、事業者の皆様におかれましては、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見とご提言をくださいました山形市社会福祉審議会、山形市障がい者自立支援協議会及び山形市障がい者差別解消支援地域協議会の委員の皆様、アンケート調査や意見交換にご協力いただきました多くの市民の皆様、障がい者団体及び障がい福祉サービス事業者等の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和7年(2025年)3月

山形市長 佐藤 孝弘

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象範囲	2
4 計画期間.....	2

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者等の現状 3

2 障がい福祉サービス等の利用状況 10

第3章 アンケート調査について

1 調査概要	12
2 調査結果	12
・「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」 所持者の調査結果	13
・「その他市民」の調査結果	16
・「社会福祉法人」の調査結果	17

第4章 これまでの取組状況の評価・検証

1 評価・検証方法	18
2 基本施策ごとの評価・検証	19
3 総括	24

第5章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の視点	25
2 計画の基本理念	29
3 計画の基本目標	29
4 施策の体系	30

第6章 施策の展開

基本施策1 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

- (1) 差別の解消と権利擁護の推進 31
- (2) バリアフリー化の推進 33
- (3) 啓発・広報活動の推進 36

基本施策2 自立に向けたサービスの充実と環境の整備

- (1) 自立した生活支援の充実 37
- (2) 相談・情報提供体制の充実 40
- (3) 経済的自立に向けた支援の充実 43
- (4) 保健・医療サービスとの連携 44
- (5) 教育・療育の充実 47
- (6) 働く場の確保 51

基本施策3 社会参加の機会の確保

- (1) 社会参加のための手段の確保 54
- (2) 社会参加の機会の拡大 56

基本施策4 地域で支え合う仕組の構築

- (1) ボランティア活動の支援 59
- (2) 防災・防犯対策の推進 61

第7章 指標の設定 64

第8章 計画の推進に向けて

- 1 施策を推進するための視点(横ぐし) 66
- 2 計画の進捗管理 67

資料編

1 アンケート調査結果(抜粋)

- ・「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」
所持者の調査結果 68
- ・「その他市民」の調査結果 87
- ・「社会福祉法人」の調査結果 89

2 策定経過 95

3 用語解説 96

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

山形市では、「山形市第4次障がい者基本計画」を令和2年(2020年)3月に策定し、「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり」を基本理念とし、様々な障がい福祉施策を推進してきました。

この間、国においては、令和5年(2023年)3月に「障害者基本計画(第5次)」を策定したほか、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」(以下「医ケア児支援法」という。)や「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」(以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」という。)を新たに制定し、また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(以下「障害者差別解消法」という。)を改正するなど、障がいのある方が参加しやすい社会を形成するための施策の充実を図っています。

このたび、令和6年度末(2025年3月)をもって、現行の「山形市第4次障がい者基本計画」の計画期間が終了することから、これまでの取組で生じた課題や国等の動向に適切に対応しながら、本市の障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「山形市第5次障がい者基本計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

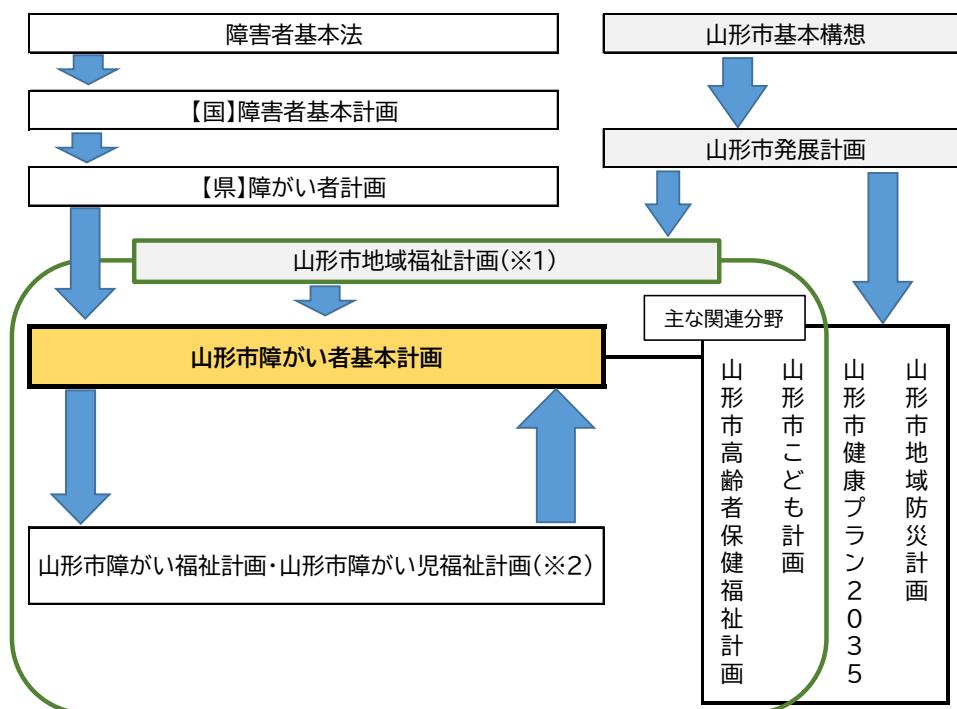
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づき策定する「市町村障害者計画」であり、障がいのある方のための施策に関する基本的な計画です。計画の策定にあたっては、国の「障害者基本計画」及び県の「山形県障がい者計画」を基本とするとともに、本市における障がいのある方の状況等を踏まえて策定するものです。

さらに、本計画は、「山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」第8条に規定する「市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画」を包含するものとします。

(2) 上位計画・関連計画等との関係

本計画は、本市の総合的かつ計画的な市政運営を推進し、まちづくりの展望を示す「山形市発展計画」及び、地域共生社会の実現に向けて本市の地域福祉を総合的に推進するための「山形市地域福祉計画」を上位計画とし、「山形市高齢者保健福祉計画」、「山形市こども計画」等の関連計画のほか、「山形市障がい福祉計画及び山形市障がい児福祉計画」とも十分な連携を図っていくこととします。

● 体系図



※1 社会福祉法第107条の規定に基づき、本市の地域福祉を総合的に推進するために策定したもの

※2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下「障害者総合支援法」という。)第88条に基づく「障害福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「障害児福祉計画」で山形市では障がい福祉計画と一体的に策定したもの。障がい福祉サービス及び障がい児通所支援等の提供体制の確保のため、数値目標を定める計画(3年ごとの見直し。)

3 計画の対象範囲

本計画では、障害者基本法に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいがある方、難病患者等であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方々を障がい者として計画の対象とし、その家族、取り巻く地域、社会全体も含めて、障がいのある方の自立と社会参加を支援する施策を推進します。

4 計画期間

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年4月)から令和11年度(2030年3月)までの5年間とします。

	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
山形市障がい者基本計画	第4次					第5次				
山形市障がい福祉計画		第6期			第7期			第8期		
山形市障がい児福祉計画		第2期			第3期			第4期		

第2章 障がい者を取り巻く現状

1 障がい者等の現状

(1) 山形市における人口と障がい者数の推移

令和6年(2024年)4月1日における山形市の人口は、240,485人となっています。

そのうち、障がい者手帳の所持者数(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者数の合計)は、延べ14,536人で、人口に占める手帳所持者の割合は、6.04%となっています。

人口については、減少傾向である一方で、障がい者手帳所持者は、年々増加傾向で推移しています。

● 人口・障がい者手帳所持者数の推移と対人口比

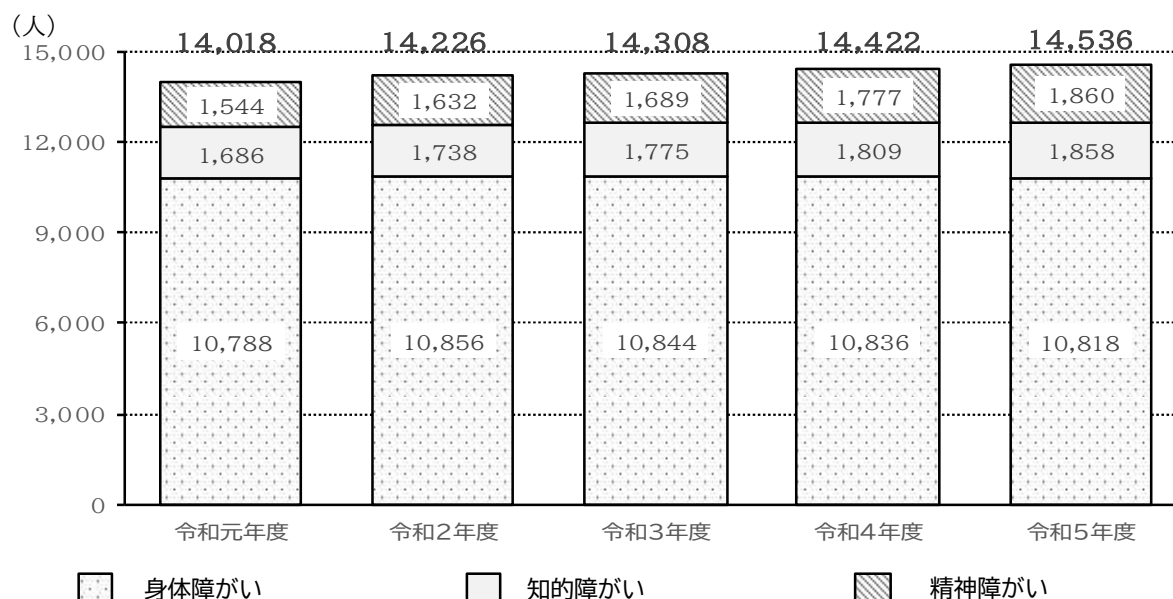
(各年度3月31日現在)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
人口※	247,929人	246,264人	244,584人	242,924人	240,485人
障がい者手帳 所持者数	14,018人	14,226人	14,308人	14,422人	14,536人
対人口比	5.65%	5.78%	5.85%	5.94%	6.04%

※ 人口は、表中の年度の翌年度の4月1日時点のものです。

● 障がい手帳所持者数の推移

(各年度3月31日現在)



(2) 身体障がい者

① 等級・年齢階層別

令和5年度末(2024年3月)の身体障がい者手帳所持者数は、10,818人となっています。令和元年度末(2020年3月)との比較では、全体で30人増加しており、特に65歳以上は、189人の増加となっており高齢者の割合が増加しています。

等級別では、重度(1～2級)の割合が減少し、中度・軽度の(3～6級)の割合が増加しています。

● 身体障がい者手帳所持者数の推移(等級・年齢階層別)

(単位:人 / 各年度3月31日現在)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1～2級	18歳未満	94	100	94	90	75
	18歳～64歳	1,126	1,142	1,138	1,095	1,090
	65歳以上	3,335	3,281	3,259	3,218	3,097
	計	4,555	4,523	4,491	4,403	4,262
3～4級	18歳未満	42	48	45	42	34
	18歳～64歳	792	785	750	711	701
	65歳以上	3,603	3,663	3,683	3,769	3,864
	計	4,437	4,496	4,478	4,522	4,599
5～6級	18歳未満	18	19	14	14	10
	18歳～64歳	415	429	423	416	418
	65歳以上	1,363	1,389	1,438	1,481	1,529
	計	1,796	1,837	1,875	1,911	1,957
合計	18歳未満	154	167	153	146	119
	18歳～64歳	2,333	2,356	2,311	2,222	2,209
	65歳以上	8,301	8,333	8,380	8,468	8,490
	計	10,788	10,856	10,844	10,836	10,818

② 障がい種別

令和5年度末(2024年3月)の障がい種別ごとの身体障がい者手帳所持者数をみると、肢体不自由が最も多く5,489人(50.7%)、次いで内部障がいが3,672人(33.9%)となっています。

● 障がい種別ごとの身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位:人 / 各年度3月31日現在)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
視覚障がい	590	588	595	591	543
聴覚・平衡機能 障がい	898	934	953	977	990
音声・言語・そしゃく 機能障害	136	154	143	133	124
肢体不自由	5,652	5,691	5,563	5,505	5,489
内部障がい※	3,512	3,489	3,590	3,630	3,672
合計	10,788	10,856	10,844	10,836	10,818

※ 内部障がいは、内臓機能の障がいであり、心臓機能障がい、呼吸器機能障がい、腎臓機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの7種類の機能障がいと定められています。

(3) 知的障がい者

令和5年度末(2024年3月)の療育手帳所持者数は1,858人で、年齢別では18歳未満が397人(21.4%)、18歳～64歳が1,302人(70.1%)、65歳以上が159人(8.6%)となっています。令和元年度末(2020年3月)と比較すると全体で172人(10.2%)増加しています。

等級別では、A(重度)が597人(32.1%)、B(中程度)が1,261人(67.9%)となっています。令和元年度末(2020年3月)と比較すると、A(重度)では35人(6.2%)、B(中程度)では137人(12.2%)の増加となっています。

● 療育手帳所持者数の推移(等級・年齢階層別)

(単位:人 / 各年度3月31日現在)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A (重度)	18歳未満	95	98	95	98	111
	18歳～64歳	421	428	441	440	441
	65歳以上	46	47	49	48	45
	計	562	573	585	586	597
B (中程度)	18歳未満	281	275	277	277	286
	18歳～64歳	740	781	801	832	861
	65歳以上	103	109	112	114	114
	計	1,124	1,165	1,190	1,223	1,261
合計	18歳未満	376	373	372	375	397
	18歳～64歳	1,161	1,209	1,242	1,272	1,302
	65歳以上	149	156	161	162	159
	計	1,686	1,738	1,775	1,809	1,858

(4) 精神障がい者

令和5年度末(2024年3月)の精神障がい者保健福祉手帳所持者数は1,860人で、年齢別では18歳から64歳までが1,524人で、全体の81.9%を占めています。手帳所持者数は、年々増加しており、令和元年度(2020年3月)と比較すると全体で316人増加し、増加率は20.5%と高い伸びとなっています。

等級別では、2級が884人で全体の47.5%と割合が高く、最も重い障がいである1級が314人で全体の16.9%となっています。令和元年度末(2020年3月)と比較すると、1級の方の割合が減少し、2級の方の割合が増加しています。

自立支援医療(精神通院)においても、受給者数は年々増加しており、令和5年度末(2024年3月)は3,591人で令和元年度末(2020年3月)と比較すると654人(22.3%)増加しています。

● 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の推移(等級・年齢階層別)

(単位:人 / 各年度3月31日現在)

区分		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	18歳未満	0	0	0	0	0
	18歳～64歳	218	204	200	193	179
	65歳以上	137	145	135	138	135
	計	355	349	335	331	314
2級	18歳未満	0	1	1	0	0
	18歳～64歳	556	598	635	664	739
	65歳以上	122	121	132	134	145
	計	678	720	768	798	884
3級	18歳未満	4	3	3	5	4
	18歳～64歳	451	500	524	587	606
	65歳以上	56	60	59	56	52
	計	511	563	586	648	662
合計	18歳未満	4	4	4	5	4
	18歳～64歳	1,225	1,302	1,359	1,444	1,524
	65歳以上	315	326	326	328	332
	計	1,544	1,632	1,689	1,777	1,860

● 自立支援医療(精神通院医療)受給者数の推移

(各年度3月31日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	33人	49人	52人	61人	38人
18歳～64歳	2,297人	2,405人	2,516人	2,638人	2,805人
65歳以上	607人	630人	663人	703人	748人
合計	2,937人	3,084人	3,231人	3,402人	3,591人

(5) 難病患者

難病患者の医療費助成制度である指定難病医療費助成の対象となる疾病数は令和5年度末(2024年3月)現在で338疾病、受給者数は2,060人となっており年々増加傾向で推移しています。

なお、障害者総合支援法における障がい福祉サービスの対象となる疾病は、令和5年度末(2024年3月)現在は366疾病となっています。

● 指定難病医療費助成対象疾病数及び指定難病医療受給者数の推移

(各年度3月31日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象疾病数	333疾病 (R1.7.1から)	333疾病	338疾病 (R3.11.1から)	338疾病	338疾病
指定難病医療 受給者数	1,747人	1,916人	1,923人	2,006人	2,060人

資料：山形県障がい福祉課

● 小児慢性特定疾病医療給付実人数の推移

(各年度3月31日現在)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
給付実人数	230人	226人	253人	224人	237人

(参考) 障がい福祉サービスの対象となる疾病数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象疾病数	361疾病 (R1.7.1から)	361疾病	366疾病 (R3.11.1から)	366疾病	366疾病

(6) 医療的ケア児

医療技術等の進歩を背景として、在宅の医療的ケア児は年々増加しており、山形市内では令和5年(2023年)9月1日時点で58人となっています。全国の医療的ケア児の人数は、「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」の報告によると、令和3年(2021年)は約20,180人(推計)となっています。

● 山形市内の在宅の医療的ケア児数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
医療的ケア児数	45人	23人	38人	49人	58人

資料：山形県障がい福祉課

(参考) 全国の在宅の医療的ケア児の推計値(0～19歳)

	平成17年度	平成21年度	平成25年度	平成29年度	令和3年度
医療的ケア児数	9,987人	13,968人	15,892人	18,951人	20,180人

資料:厚生労働省作成資料「医療的ケア児について」(「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究(田村班)」から厚生労働省が作成)

(7) 発達障がい(児)者

発達障害者支援法により山形県が設置している「発達障がい者支援センター」における相談件数は令和3年度(2021年度)を除き横ばいで推移していますが、令和5年度(2023年度)は減少し1,166件となっています。

山形県立こども医療療育センターへの未就学児の初診予約については、市町村を通して行うこととなり、令和5年度(2023年度)は、市を通して84件の申込件数となっています。

● 山形県発達障がい者支援センターにおける相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ件数	1,356件	1,383件	1,650件	1,374件	1,166件

資料:山形県発達障がい者支援センター

● 山形市が山形県立こども医療療育センターへの受診の予約を行った件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延べ件数	103件	86件	86件	92件	84件

山形市では、未就学児の保護者を対象とした幼児発達相談、保育所等の保育士等への指導を目的とした保育所等発達相談、幼児巡回相談を通して障がいを疑われた場合等、その保護者からの相談に応じる保育所等連携相談を実施しています。その相談件数の推移は次のとおりです。

● 山形市における相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
幼児発達相談	161件	124件	160件	153件	160件
保育所等発達相談	256件	259件	272件	283件	279件
幼児巡回相談	109件	116件	111件	109件	112件
保育所等連携相談	62件	66件	69件	65件	62件

2 障がい福祉サービス等の利用状況

居宅介護(ホームヘルプ)、就労支援、共同生活援助(グループホーム)などの障がい福祉サービスの利用者は、市内事業所の整備が進んでいることを背景に年々増加しています。

また、障がいのある児童の療育を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなどの児童通所支援の利用者は、毎年高い伸びが続いており、令和5年度(2023年度)は令和元年度(2019年度)に比べ1.4倍となっています。

● 障がい福祉サービス等利用者数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
障がい福祉サービス利用者	2,283人	2,283人	2,359人	2,437人	2,574人
障がい児通所支援利用者	889人	965人	1,037人	1,150人	1,245人

● 障がい福祉サービス利用者数の推移

(単位:人)

サービス種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護給付	居宅介護	278	287	308	299	312
	重度訪問介護	22	21	20	21	22
	同行援護	61	57	60	62	59
	行動援護	32	35	40	33	34
	療養介護	44	46	44	41	42
	生活介護	534	528	535	534	546
	短期入所	194	143	152	158	170
	重度障がい者等包括支援	0	0	0	0	0
	施設入所支援	197	186	181	172	170

(単位:人)

サービス種類		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訓練等 給付	自立訓練(機能訓練)	2	1	0	1	1
	自立訓練(生活訓練)	1	2	4	5	12
	自立訓練(宿泊型)	11	10	10	12	19
	就労移行支援	77	68	72	84	105
	就労継続支援A型 (雇用型)	96	114	121	128	131
	就労継続支援B型 (非雇用型)	504	523	536	568	610
	就労定着支援	23	30	33	40	32
	自立生活援助	0	0	0	4	8
	共同生活援助 (グループホーム)	205	232	243	273	298
相談 支援	計画相談支援	1,527	1,597	1,634	1,717	1,787
	地域移行支援	1	0	0	2	3
	地域定着支援	1	0	0	0	0
合計		3,810	3,880	3,993	4,154	4,361

● 障がい児通所支援利用者数の推移

(単位:人)

サービス種別	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	284	317	340	357	389
医療型児童発達支援	11	7	8	5	5
放課後等デイサービス	580	623	669	759	812
居宅訪問型児童発達支援	0	0	0	0	1
保育所等訪問支援	14	18	20	29	38
障がい児相談支援	798	877	933	1,021	1,135
合計	1,687	1,842	1,970	2,171	2,380

第3章 アンケート調査について

1 調査概要

(1) 調査目的

本市における障がいのある方の生活実態や、障がい福祉施策に関する希望等を把握するため、令和5年度(2023年度)に「山形市障がい福祉アンケート調査」を実施しました。

(2) 調査対象者数及び回答状況

調査区分	配布数	有効回答数	回収率
身体障がい者手帳所持者	530	339	64.0%
療育手帳所持者	450	289	64.2%
精神障がい者保健福祉手帳所持者	450	272	60.4%
その他市民	550	316	57.5%
社会福祉法人	12	8	66.7%
合計	1,992	1,224	61.4%

(3) 調査期間

令和5年(2023年)8月1日 ～ 同月29日

(4) 調査方法

郵送による配布・回収

2 調査結果

アンケート調査の結果は以下のとおりです。なお、アンケート調査結果の全文は山形市公式ホームページ※に、主な調査項目への回答は資料編(P68～P94)に掲載しています。

※ 山形市公式ホームページ「山形市障がい福祉アンケート調査」について

・ URL : <https://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/kenkofukushi/syougaisa/1008377/1012633.html>

・ QRコード :



「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果

(1) 生活の状況について

多くの障がいのある方は現在自宅で生活しており、普段の生活の中で困っていることとして、「身体障がい者手帳」所持者の調査結果では「健康」が42.2%で最も高く、次いで「収入」(24.2%)、「外出」(19.2%)となっています。「療育手帳」所持者の調査結果では「人とのコミュニケーション、情報入手」が39.4%で最も高く、次いで「身の回りのこと(食事・入浴など)」(27.3%)、「健康」(22.8%)などとなっており、「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果では「収入」が50.7%と半数以上を占めて最も高く、次いで「健康」(48.5%)、「人とのコミュニケーション、情報入手」(43.4%)となっています。

生活支援のニーズとしては、「身体障がい者手帳」所持者の調査結果では「日用品の買い物」が高く、身体障がいのある方にとって日常生活を営むうえで、障壁の1つとなっていることがうかがえます。

「療育手帳」・「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果では、障がいのある方自身の健康が一定数以上、困りごととして挙げられる一方、主な介助者である家族の高齢化や健康状態が将来の不安要素となっている状況も見取れます。

また、今後(将来)の生活については、いずれの障がい者手帳所持者においても「自宅で家族と暮らしたい」が最も高くなっています。

(2) 権利擁護について

日常生活や地域で、障がいのある方に対する差別・偏見や疎外感を感じるかを聞いたところ、「身体障がい者手帳」所持者の調査結果では、「ない」(46.3%)が「ある」(11.5%)を上回っていますが、「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果では、「ある」が「ない」を上回っています。

どのようなところにもっとも強く障がいのある方に対する差別・偏見または疎外感を感じるかを聞いたところ、「身体障がい者手帳」「療育手帳」所持者の調査結果では、「人の視線」が最も高く、「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果では「仕事や収入」が最も高くなっています。

差別・偏見や疎外感をなくすために、制度や意識の面で、特に力を入れていく必要があると思うものとしては、いずれの障がい者手帳所持者においても「子供のときから、学校などで障がいのある児童とのふれあいや助け合いの機会を増やす」、「障がいや病気への正しい理解の啓発」が高くなっています。

(3) バリアフリーについて

社会のバリアフリー化を推進するために、設備の面で特に力を入れていく必要があると思うものについては、前回調査よりも「建物・乗り物・道路などの出入り口の段差解消」が8.2ポイント、「手すりの設置」は5.9ポイント改善しており、少しずつ社会のバリアフリー化が進んでいることがうかがえます。

「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の外出時の困りごととして、「コミュニケーションが難しい」を挙げた方の割合が高いことから、ソフト的なバリアの解消(心のバリアフリー)が求められています。

(4) 福祉サービスについて

障がいのある方の地域における自立した生活を支援するうえで福祉サービスや福祉制度の充実是不可欠です。

「身体障がい者手帳」所持者の調査結果では、回答者のうち65歳以上が75%以上を占めており、就労系サービスのニーズが低く、介護系や入所系サービスのニーズが高くなっていますが、地域移行に前向きな方も一定数おり、グループホームや通所事業所の定員確保は重要です。福祉制度の中で知っている制度を聞いたところ、「福祉タクシー券・給油券の交付」が45.1%と最も高く、次いで「自動車税の減免」(33.9%)、「交通料金の割引」(33.6%)などが続き、経済的な支援に関する制度を中心に認知、利用されていることが分かります。自由記述においては「身障行政と介護行政の連携」「病氣入院から施設入所がスムーズにできるように」「移動サポート」あるいは「利用制限をなくしてほしい」「種々の減免措置の範囲を拡大してほしい」といった補助内容の拡充を望む声があり、利用者の障がいの程度や必要な支援の内容等に応じた施策が求められています。

「療育手帳」手帳所持者の調査結果では、山形市内の主に知的障がいのある方を対象としたグループホームについて聞いたところ、グループホームの数は「不足している」(30.8%)が「ちょうど良い」(16.6%)を14.2ポイント上回っており、自由記述においても「グループホームは足りない」といった声も少なくなく、グループホームの拡充について検討する必要があります。

「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果では、近年新設された「就労定着支援」は今後利用したいとの回答が多くありますが、「就労定着支援」を知らないとの回答も多くなっています。ニーズに対して、認知度が低い状況にあると考えられ、周知の強化が求められています。

(5) 相談・情報について

福祉サービスの利用にあたって相談する相手は、いずれの障がい者手帳所持者においても「家族」が最も高く、次いで「病院の医師・看護師・ソーシャルワーカー」となっています。

相談機能を充実させるために必要だと思うこととして、「身体障がい者手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果では、「身近な場所で相談できること」が最も高く、「療育手帳」所持者の調査結果では、「適切なアドバイスができる人材」が最も高くなっています。また、自由記述の中には、行政に対し「当事者が1箇所でも相談すれば済むようなネットワークの構築を検討してもらいたい」との要望もありました。

福祉サービスの内容を知る手段としては、いずれの障がい者手帳所持者においても「市の広報・資料」が最も高く、「市の広報・資料」が情報入手手段としてニーズが高くなっており、より一層の情報提供の充実が求められています。

(6) 就労について

「身体障がい者手帳」所持者の就労は、一般就労が多く、正社員の割合も高くなっていますが、一方で、「収入が少ない」という不満や、今後働き続ける(または将来働く)ためには「障がいや病気に対する理解や配慮」や「自分に合った仕事である」などのニーズも高く、よりきめ細やかな就労支援が必要となっています。

「療育手帳」所持者の就労は、福祉的就労の割合が高く、正社員の割合が低くなっています。また、仕事をする上での不安や不満として「収入が少ない」を挙げた人の割合が高く、山形県の工賃の低さも反映していると思われます。

「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の就労は、他の障がい者手帳所持者と比べ「臨時・日雇い・パート・嘱託・アルバイト」の割合が高く、前回調査よりも更に10ポイント上昇しています。その上昇した分、福祉的就労の割合も減っていますが、正社員の割合も減っており、安定的な雇用に向けた取組が重要です。

いずれの障がい者手帳所持者においても、今後働き続ける(または将来働く)ためには、「職場に仕事のアドバイスや配慮をしてくれる人がいること」や「障がいや病気に対する理解や配慮」などのニーズが高いことから、障がいのある方を受け入れる側の理解促進が必要です。

(7) 社会参加について

芸術文化活動あるいはスポーツ活動への参加意向を聞いたところ、いずれの障がい者手帳所持者においても「興味がない」との回答が高く、引き続き、関係団体と連携し、障がいのある方の参加を促していくような取組が必要です。

(8) 災害時の対応について

障がいのある方が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進する必要があります。また、災害発生時に、障がい特性に配慮した適切な支援や避難場所の確保が求められています。いずれの障がい種別においても「災害時に自宅から一人で避難できない」、「災害時に家族のほかに近所に助けてくれる人がいない」との回答が多くなっています。災害時にこのような方々の避難を支援する「山形市避難行動支援制度」の継続した周知が求められています。

(9) 障がい福祉の充実について

「身体障がい者手帳」所持者の調査結果では、山形市が障がい者福祉を充実させるために特に力を入れる必要があることとして、「在宅生活において、介助がいつでも受けられる」が4割を超えており、依然としてニーズが高くなっており、身体障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、在宅支援の充実・強化が求められています。

「療育手帳」所持者の調査結果では、「経済面での支援が受けられる」と「安心して住めるところがある」の割合が高くなっており、知的障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、経済面での支援と住まいの場の確保が重視されていることがうかがえます。

「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果では、「経済面での支援が受けられる」と「障がいや病気について周囲の人の理解」の割合が高くなっており、精神障がいのある方が地域で安心して暮らしていくためには、経済面での支援と精神疾患の理解が重視されていることがうかがえます。

「その他市民」の調査結果

(1) 障がい福祉への関心について

障がい福祉への関心については、前回調査よりも「関心がある」割合は若干(3.3ポイント)増加したものの、依然4割程度の方が「関心がない」と回答しており、今後更なる周知が必要と考えられます。

なお、障がい者施設の物品を購入したことがあるという割合は、前回調査から約10ポイント上昇しており、障がいのある方の工賃向上のためにも、今後もそのような機会を増やしていくのが望ましいと考えられます。

(2) 障がいへの理解について

障がいへの理解について前回調査と比較してみると、用語の認知については、ほとんどの用語で認知度は高まっており、特に「ヘルプカード・ヘルプマーク」については、30 ポイント以上上昇しています。また、用語の認知経路として「インターネット」とを回答した割合が、10 ポイント以上上昇しており、今後の周知経路としては、重視すべきと考えられます。

「社会福祉法人」の調査結果

(1) ニーズ等の把握及びニーズに対応した施設整備計画について

必要なサービスのニーズ把握については、把握していないという事業所は一つもなく、かつ、当事者だけではなく、支援者及び事業所職員等多方面から確認を行っている事業所が多いことから、総じて十分なニーズ把握を行っていると考えられます。

不足しているサービスとしては、短期入所や居宅介護、行動援護等「介護給付」のサービスや「障がいのある児童」向けのサービスを挙げた事業所が多く、余剰が出ているサービスとしては、宿泊型自立訓練や就労継続支援A型・B型等「訓練等給付」のサービスを挙げた事業所が多くありました。背景には、重度障がい児・者への支援ニーズの高まりがあると推定されます。

施設整備計画については、定めていない事業所の方が多く、その理由として、労働力不足や資金不足を挙げていることから、社会福祉法人を取り巻く環境は厳しいと推定されます。

(2) サービス提供における課題について

サービス提供の課題としては、障がいの重度化、高齢化への対応とニーズに対応する人材不足を挙げた事業所が多く、事業所としては、障がい福祉サービスのニーズが高度化・専門化している状況への対応に苦慮していることがうかがえます。法人自身も、職員の確保と人材育成に注力していますが、山形市に対する、人材育成支援、職場環境改善支援および関係機関との連携強化の要望も多く寄せられています。

第4章 これまでの取組状況の評価・検証

1 評価・検証方法

令和2年度(2020年4月)から令和6年度(2025年3月)を計画期間とする「山形市第4次障がい者基本計画」では「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立できるまちづくり」を基本理念とし、その実現に向け、「1 障がい者の自立した生活を支援します」、「2 障がい者の社会参加の確保を図ります」、「3 障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます」の3つを基本目標として掲げました。また、基本目標を達成するための3つの基本施策を定め、共生社会の実現に向けた取組を推進してきました。

3つの基本施策ごとに定めた7つの目標とする指標と13の施策について、令和5年度末(2024年3月)時点での実績及び「山形市障がい福祉アンケート調査」の結果を踏まえ評価・検証を行いました。

(参考) 山形市第4次障がい者基本計画の施策の体系

基本施策	施策の内容
1 自立に向けたサービスの充実と 環境の整備	(1) 自立した生活支援の充実
	(2) 相談・情報提供体制の充実
	(3) 経済的自立に向けた支援の充実
	(4) 保健・医療サービスとの連携
	(5) 教育・療育の充実
	(6) 働く場の確保
2 社会参加の機会の確保	(1) 社会参加のための手段の確保
	(2) 社会参加の機会の拡大
3 地域で支え合う仕組みの構築	(1) 差別の解消と権利擁護の推進
	(2) バリアフリー化の推進
	(3) 啓発・広報活動の推進
	(4) ボランティア活動の支援
	(5) 防災・防犯対策の推進

※ 基本施策3の(1)～(3)までを、山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例第8条に規定する、「市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けています。

「山形市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」第8条抜粋

第8条 市長は、障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画(以下「計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、計画を定め、又は変更しようとするときは、第12条に規定する山形市障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴くものとする。

2 基本施策ごとの評価・検証

基本施策1 自立に向けたサービスの充実と環境の整備

● 目標とする指標の評価・検証

指標	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	達成度
①施設入所者の地域生活(グループホーム等)への年間移行者数	6人	0人	8人	↘
②相談支援センターにおける相談件数	30,047件	32,102件	32,000件	○
③障がい者地域生活支援拠点等整備における緊急受入施設設置箇所数	0箇所	1箇所	1箇所	○

達成度 ○:目標達成 ※目標達成がされていない項目は計画策定時との比較を矢印で示します。

<評価・検証>

① 施設入所者の高齢化・重度化が進んでいることから、地域生活への移行は難しく、目標に及びませんでした。重度の障がいのある方も入所可能なグループホーム等の確保に努めるとともに、本人の移行の意志を確認しながら継続して取り組む必要があります。

(元年度(2019年度):2人 2年度(2020年度):3人 3年度(2021年度):2人 4年度(2022年度):2人)

② 相談窓口の周知や関係機関との連携強化により、相談件数は年々増加傾向にあります。

③ 令和3年(2021年)1月に緊急受入施設を1箇所確保しました。

● 施策の評価・検証

施策の内容	評価・検証(現状・課題等)
(1)自立した生活 支援の充実	各障がい福祉サービスにおいて山形市障がい福祉計画(第6期計画)で見込んだサービス量を上回る供給量を確保しています。アンケート調査において、今後の生活を「自宅で家族と暮らしたい」と回答する身体障がいのある方が過半数を占めており、本市に「在宅生活において、介助がいつでも受けられること」を求める回答も多いことから、今後も利用者が増えていくことが見込まれます。 日常生活用具等の給付事業においては、今後もニーズ調査等を行い、給付品目の充実を図る必要があります。 サービスを提供している社会福祉法人では「障がいの重度化、高齢化による支援度が高まった利用者への対応」が課題との回答が多く、本市に「職場環境の改善等による職員数の確保、増加」を求める回答が多く、今後も継続してサービスの提供体制の充実を図る必要があります。
(2)相談・情報 提供体制の充実	山形市障がい者自立支援協議会を設置し、障がいのある方の地域生活を支援するため、関係機関等との連携強化を図っています。市が設置する相談支援センターでは、地域の身近な相談窓口として、専門職員が障がいに関する様々な相談に対応しており、相談件数は年々増加しています。また、障がい者虐待に関する相談及び障がい者差別に関する相談も受け付けています。 アンケート調査において、相談体制の充実を求める回答が多く、「身近な場所で相談できること」「適切なアドバイスができる人材」が必要であるという回答が多く、今後も相談体制の充実が求められています。
(3)経済的自立に 向けた支援の充実	「障がい基礎年金」の制度や「特別障がい者手当」等について、「福祉制度利用のしおり」、「広報やまがた」及び市公式ホームページ等により周知を図っています。 アンケート調査において、今後の生活に対しての不安については、「生活費(経済的負担)」とする回答も多く寄せられ、今後も各種制度の周知を図っていくことが求められています。
(4)保健・医療 サービスとの連携	「発達障がい児・者のための医療機関情報」の提供や保育所等連携相談の実施により、発達の気になる子の早期受診につなげており、今後も早期発見体制を確保する必要があります。また、医療的ケア児に関しては、「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を毎年開催していますが、関係機関同士の意見交換や情報共有により、医療的ケア児に対する支援体制の更なる充実を図る必要があります。

施策の内容	評価・検証(現状・課題等)
(5)教育・療育の 充実	山形市障がい者自立支援協議会こども部会を活用し、教育、保育、福祉の関係機関との連携強化のための情報交換会を開催し、適切な指導及び支援のための体制づくりを図る必要があります。 アンケート調査において、差別・偏見や疎外感を無くすために、制度や意識の面で、特に力を入れていく必要があるものとして、「子供のときから、学校などで障がいのある児童とのふれあいや助け合いの機会を増やす」とする回答が多く、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築が求められています。
(6)働く場の確保	相談支援センターにおいて就労に関する相談があった場合には、村山障害者就業・生活支援センターや山形障害者職業センターを紹介するなど、適宜専門機関と連携を図っており、今後も継続して連携を図る必要があります。 アンケート調査において、仕事をしていない理由として「病気のため(入院中を含む)」や「障がいや病気に合った仕事がない」等、病気を理由にしている方が多く、また、今後働き続ける(または将来働く)ためには「障がいや病気に対する理解や配慮」を必要としている方も多いことから、障がいに対する職場の理解をより深めていく必要があります。

基本施策2 社会参加の機会の確保

● 目標とする指標の評価・検証

指標	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	達成度
①移動支援(個別支援)の利用時間	5,484時間	3,148時間	6,000時間	↘
②手話通訳者派遣件数	360件	433件	400件	○

達成度 ○:目標達成 ※目標達成がされていない項目は計画策定時との比較を矢印で示します。

<評価・検証>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度(2020年度)実績に大幅な減少がみられ、利用者数は回復傾向であるものの目標には及びませんでした。目標に及ばなかった一因として、1回あたりの利用時間が年々短縮されていることが考えられます。なお、類似サービスである同行援護、行動援護の実績は利用者数、利用時間ともに増加傾向であり、今後も障がいの種別や利用目的に応じて、移動支援等のサービスにより障がいのある方の社会参加の拡大について取り組む必要があります。
- ② 通院時の派遣依頼が多く、高齢化に伴い利用件数が増えていくことが見込まれるため、今後も継続して取り組む必要があります。

● 施策の評価・検証

施策の内容	評価・検証(現状・課題等)
(1)社会参加のための手段の確保	アンケート調査においては、普段の生活の中で困っていることとして「外出」とする回答が多くなっています。また、今後利用したいサービスとして「福祉タクシー券・給油券の交付」とする回答が多く、移動支援事業及び各利用助成券の支給を継続して実施する必要があります。
(2)社会参加の機会の拡大	山形市障がい者スポーツ大会・水泳競技大会・初心者スポーツ教室への運営補助を行っている他、障がいのある方が全国大会に参加した場合等において激励金の支給を行っています。また、市庁舎を利用した「障がい者アート展」を開催し、作品展示・発表の機会及び場所の提供を行っています。 アンケート調査において、障がいのある方の文化活動あるいはスポーツ活動への参加意向について、「興味がない」との回答が多く、引き続き、関係団体と連携し、障がいのある方の参加を促していくような取組が必要です。

基本施策3 地域で支え合う仕組みの構築

● 目標とする指標の評価・検証

指標	平成30年度 実績	令和5年度 実績	令和6年度 目標	達成度
①差別解消に関する研修会の受講者数	38人	38人	80人	→
②福祉避難所の設置数	1箇所	9箇所	2箇所	○

達成度 ○:目標達成 ※目標達成がされていない項目は計画策定時との比較を矢印で示します。

<評価・検証>

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により受講者数が減少していましたが、令和4年度(2022年度)以降増加傾向となっています。アンケート調査より、情報の取得について、「市の広報・資料」に次いで「インターネット」との回答が多く、今後は市公式ホームページやSNSを活用した周知の更なる充実を図る必要があります。
- ② 福祉避難所の指定箇所は60箇所あり、うち9箇所が障がいのある方を主に受け入れる施設となっています。今後も福祉避難所の設置拡大に向け、取り組む必要があります。

● 施策の内容の評価・検証

施策の内容	評価・検証(現状・課題等)
(1)差別の解消と権利擁護の推進	障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域の中で支え合いながら共生できる社会の実現に向け、市民への啓発活動や研修会、相談体制の整備や関係機関との連携強化を図っており、継続して取り組む必要があります。 また、「山形市成年後見センター」と障がい者相談支援事業所等の連携を強化し、判断能力が不十分な方に対し、成年後見制度の適切な利用の促進を図る必要があります。
(2)バリアフリー化の推進	本庁舎におけるバリアフリー化は要望があった個所のうち対応可能な個所の改修はしておりますが、社会的ニーズの変化により新たな課題が生じる可能性があり、継続的な対応が必要です。 バリアフリー化された市内の公共的施設について掲載したバリアフリーガイドマップについて、インターネットを活用し継続した周知を図る必要があります。 アンケート調査において、住居がバリアフリーに対応していない理由として「改修などを行う資金がない」との回答が多く、日常生活用具給付事業(住宅改修)の周知を継続して実施する必要があります。

施策の内容	評価・検証(現状・課題等)
(3)啓発・広報 活動の推進	障がい者就労施設等の製品を販売するバザー「ほんわかバザー」を市庁舎エントランスホールで開催しており、今後も障がい者団体等が開催する各種イベント等へ活動場所の提供を行います。 アンケート調査より、ヘルプカードやヘルプマークについてインターネットを通じて情報を得たとの回答が多く、今後もインターネット等を活用した周知・啓発を行います。
(4)ボランティア 活動の支援	山形市市民活動支援センターの機能の充実、関係機関における連携体制の充実を図りボランティア活動を含めた市民活動に関する相談や情報提供、活動の場並びに交流の場の提供等により、市民活動を実践する市民への支援を適切に行いました。施設利用者は年々増加しており利用者アンケートにおいても高い満足度を得られています。
(5)防災・防犯 対策の推進	アンケート調査において、災害発生時に「災害時に自宅から一人で避難できない」、「災害時に家族のほかに近所に助けてくれる人がいない」との回答が多く、「山形市避難行動支援制度」の取組を推進していく必要があります。令和3年(2021年)5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者の個別避難計画の作成主体が市町村に移行し、努力義務化されました。(概ね5年で作成。)令和5年度(2023年度)に障がい(児)者のうち先行して、医療的ケア児を対象に個別避難計画作成のモデル事業を実施しましたが、避難支援者の選定が困難な状況であったことから、支援人材を確保する必要があります。

3 総括

これまで第4次計画に基づき、障がいのある方に対し必要な支援や助成を行ってまいりましたが、アンケート調査によると、今後(将来)の生活については「自宅で家族と暮らしたい」と希望する方が多いことから、身近なところで相談ができ、必要な支援が行き届くよう、第4次計画で示したすべての施策について今後も継続が必要と考え、第5次計画に引き継いだ上で更なる充実を図っていきます。

第5章 計画策定の基本的な考え方

1 計画策定の視点

山形市第5次障がい者基本計画では、次の4つの視点で計画を策定します。

策定の視点1 障がい福祉に係る法制度等の整備・改正への対応

令和3年(2021年)の「障害者差別解消法」の改正では、令和6年(2024年)4月から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務化されました。また、令和4年(2022年)5月には「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が公布・施行され、障がいのある方による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することが求められており、これら近年の法制度等の整備・改正を踏まえた計画とします。

- 山形市第4次障がい者基本計画の策定(令和2年(2020年)3月)以降の主な障がい福祉に関する関連法令の動向

年度	関連法令	概要
令和2年度	改正障害者雇用促進法の施行	国及び地方公共団体の障がい者活躍推進計画の作成、公表など
令和3年度	改正社会福祉法の施行	重層的支援体制整備事業、社会福祉連携推進法人制度の創設など
	医療的ケア児支援法の施行	医療的ケア児及びその家族に対する支援など
令和4年度	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行	障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進のための基本理念、基本的施策の設定
令和5年度	改正障害者雇用促進法の施行	雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化など
令和6年度	改正障害者総合支援法の施行	共同生活援助(グループホーム)の支援内容の法律上の明確化、障がい者、難病等についてのデータベースに関する規定の整備など
	改正児童福祉法の施行	障がい児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体(都道府県・政令市)を明確化、児童発達支援センターの役割の明確化など
	改正障害者雇用促進法の施行	週所定労働時間10時間以上20時間未満で働く重度の身体・知的障がい者、精神障がい者の算定特例など
	改正障害者差別解消法の施行	事業所の合理的配慮の提供の義務化

策定の視点2 国・県の計画改定への対応

令和4年度(2022年度)に策定された国の障害者基本計画(第5次)及び令和5年度(2023年度)に策定された県の第6次山形県障がい者計画では、共生社会の実現に向けた各分野における施策の基本的な方向に大きな変更はありませんが、障がいのある方に対する差別の解消、権利擁護の推進がより重視されています。

また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、様々な分野でのアクセシビリティ(利用のしやすさ)の向上が強化されています。

山形市においても障がい者差別の解消に向けた取組の更なる充実を図るため、基本目標及び施策の体系等の見直しを行います。

さらに、各具体的施策の検討にあたっては、情報通信技術(ICT)の積極的な利活用を図り、障がいのある方の情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を推進します。

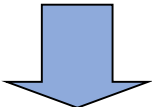
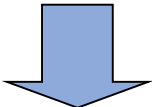
(参考) 国・県の障がい者基本計画の策定状況

	国	県
	障害者基本計画(第5次)	第6次山形県障がい者計画
計画 期間	令和5年度(2023年4月) ～ 令和9年度(2028年3月)	令和6年度(2024年4月) ～ 令和11年度(2030年3月)
基本 理念	共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。	障がいの有無にかかわらず、一人ひとり生き活きと、自らが望む地域で、相互に人格と個性を尊重し、支え合いながら共に生きる山形の実現

策定の視点3 「山形市障がい福祉アンケート調査」結果を踏まえた計画

本計画を策定するにあたり実施した「山形市障がい福祉アンケート調査」の結果を踏まえた計画を策定します。

● ニーズや課題への対応の一例

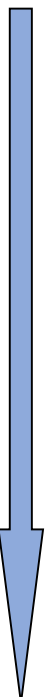
	サービスの利用について	バリアフリーについて
「山形市障がい福祉アンケート調査」結果	【障がいのある方(利用する側)】 ・ 今後も在宅での生活を継続したい ・ 在宅生活で介助を受けたい 【社会福祉法人(提供する側)】 ・ 障がいが重度化した利用者への対応が課題 ・ 職場環境の改善 ・ 関係機関と連携を強化したい	【障がいのある方】 ・ 外出時の困りごととして、前回調査時より段差や手すりなど設備に対する回答が減少 ・ コミュニケーションを困りごととする回答の増加 【障がいのない方】 ・ ヘルプカード、ヘルプマークの認知度は上昇 ・ インターネットで障がいに関する情報を得ている方が多い
		
計画への反映	業務改善活動やICT機器等の導入支援により、事業所の業務効率化による生産性向上を推進し、人員の確保・定着を図り、継続的なサービスの提供を実施する。	設備面のバリアフリー化の推進に加え、インターネットを活用した情報発信により心のバリアフリーを推進する。

策定の視点4 2040年を起点にバックカスティングする未来志向型の計画

現発展計画においては、健康医療先進都市・文化創造都市という2大ビジョンの堅持のもと「持続可能なまちづくり」という点が重視され、計画策定にあたっては、様々な課題が顕在化される2040年の本市のあるべき姿を描き、これからの5年間で取り組むべきことを検討するバックカスティングの手法が取り入れられました。本計画においても、発展計画との整合性を図るとともに、バックカスティングの手法を取り入れ、障がい福祉分野における本市のあるべき姿をイメージし、取り組むべきことを施策に定めます。

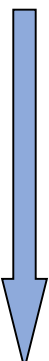
● バックカスティングのイメージ図

2040年にも想定される課題



1	・ 障がいや障がいのある方に対する理解が行き渡っていないこと ・ 日常生活における情報アクセシビリティの確保
2	・ 高齢化による障がいの重度化 ・ 保護者の高齢化により、障がいのある方に対する介護不足、又は介護者不在 ・ 施設や病院からの地域移行に伴う、障がい福祉サービスや福祉施設のニーズの増加 ・ 離職率の高さや人材集めの難しさによる、慢性的な介護現場の逼迫とサービス低下 ・ 多様な障がいのある子や家庭環境等に困難を抱えた子の増加 ・ 障がいのある方の工賃が低水準に留まり、自立の妨げとなること
3	・ 障がいのある方の社会参加の機会の不足 ・ 生産年齢人口が激減し、社会全体としてサービスの維持が困難
4	・ 障がいのある方及びその家族の孤立化 ・ 災害時、障がいのある方が取り残されてしまうこと

2040年のあるべき姿(共生社会の実現)



共生社会の要素	1	・ 障がいのある方が日常生活又は社会生活を営む上で障壁がない社会
	2	・ 障がいのある方が、心身ともに健康で、経済的にも自立した生活を持続できる社会 ・ 障がいのある方が、身近な場所で相談ができ、必要な介護や訓練が受けられる社会
	3	・ 障がいのある方が、自らの決定に基づき、あらゆる産業及びスポーツや文化活動、その他社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限に発揮し活躍できる社会
	4	・ 障がいのある方が、地域の支え合いの中で安全・安心に生活できる社会

2040年のあるべき姿の実現に向けたビジョン(見通し・道筋)

基本
理念

「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、
地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり」

1	障がいを理由とする差別の解消の推進
2	障がいのある方の自立した生活の支援
3	障がいのある方の社会参加の確保
4	地域で支え合う仕組の構築

2 計画の基本理念

前計画である山形市第4次障がい者基本計画では、「障害者基本法」の制定目的に基づき、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現を目指し、「障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり」を基本理念として掲げました。

本計画においても、引き続き、全ての市民が個性や能力を活かして、互いに尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため、次のような基本理念を定めます。

**障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重しあい、
地域の中で社会の一員として自立して生活できるまちづくり**

3 計画の基本目標

本計画における基本理念を実現するため、山形市が進むべき姿をより具体的に示した以下の4つの基本目標を掲げ、障がいの有無にかかわらず地域全体で支え合う共生社会の実現を目指します。

基本目標1 障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。

障がいのある方に対する人権の尊重や障がいに対する理解を深めることにより、あらゆる場面において障がいを理由とする差別や虐待をなくすとともに、合理的配慮の提供のもと、障がいのある方が日常生活を営む上で社会的障壁が取り除かれている社会を目指します。

基本目標2 障がい者の自立した生活を支援します。

高齢化による障がいの重度化、施設や病院からの地域移行に伴う障がい福祉サービスや福祉施設へのニーズの増化への対応及び障がいのある方の工賃向上により、障がいのある方が心身ともに健康で、経済的にも自立した生活を持続できる社会を目指します。

基本目標3 障がい者の社会参加の確保を図ります。

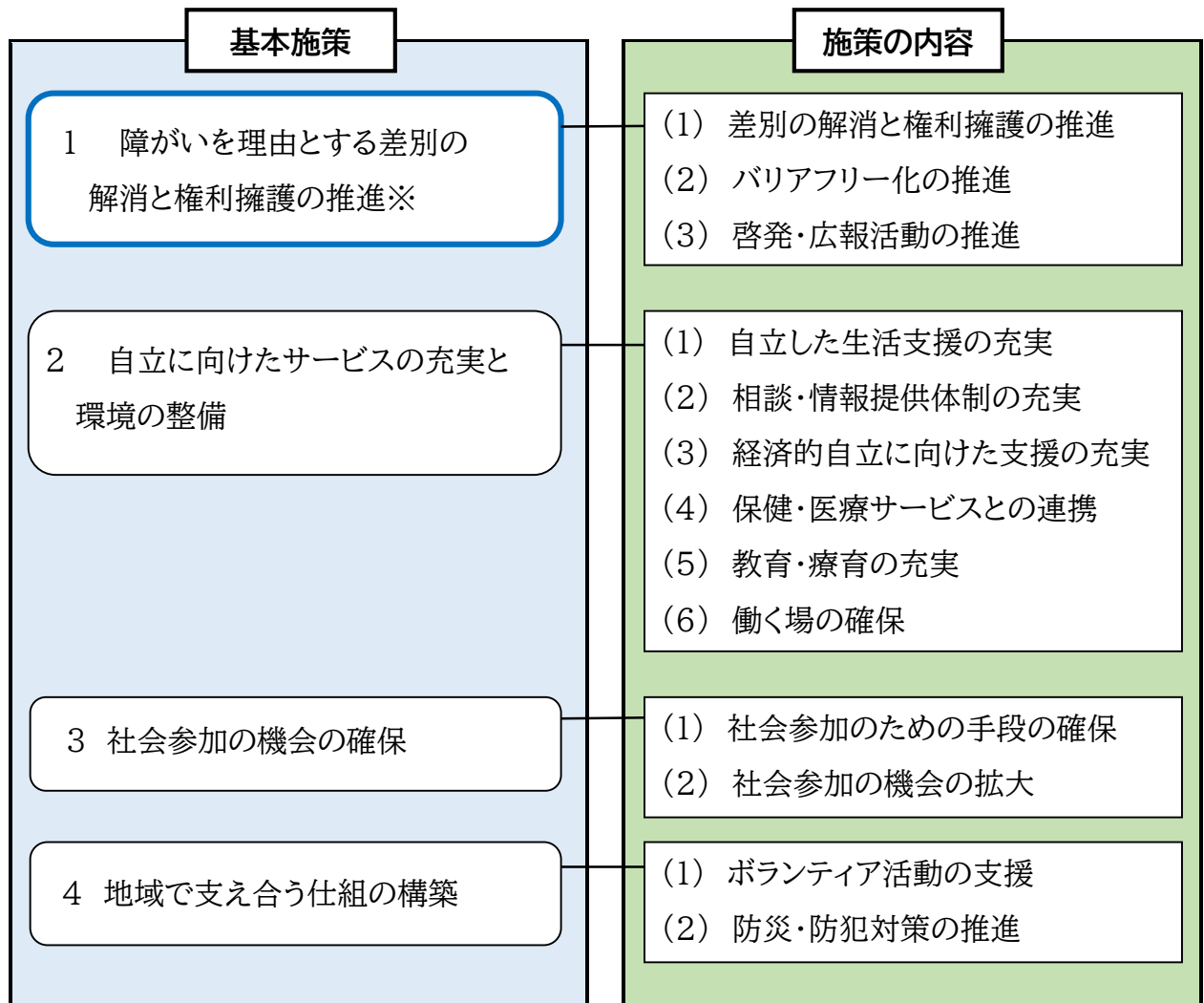
公共交通の充実や障がいの有無にかかわらないイベントの開催などにより障がいのある方の社会参加の機会を確保し、障がいのある方が、あらゆる産業及びスポーツや文化活動、その他社会の様々な活動に参加し、その能力を最大限に発揮できる社会を目指します。

基本目標4 地域で支え合う仕組みを構築します。

障がいのある方やその家族の孤立の防止、災害時の支援体制の整備などにより、障がいのある方が地域の支え合いの中で安心・安全に生活できる社会を目指します。

4 施策の体系

山形市第5次障がい者基本の施策の体系は次のとおりです。



※ 基本施策1を、山形市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例第8条に規定する、「市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。

第6章 施策の展開

基本施策1 障がい者を理由とする差別の解消と権利擁護の推進

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

〈施策の方向性〉

山形市では「障害者差別解消法」を踏まえ、平成29年(2017年)4月に「山形市障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行し、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる共生社会の実現」を目指しています。

アンケート調査では、障がいのある方が日常生活において、障がいに対する差別・偏見や疎外感を感じてしまう現状にあること、それをなくすために特に力を入れていく必要があるものとして、「子どものときから、学校などで障がいのある児童とのふれあいや助け合いの機会を増やす」、「障がいや病気への正しい理解の啓発」との回答が多く寄せられました。

「障害者差別解消法」の改正により、令和6年(2024年)4月から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務となり、障がいに対する理解促進とあわせて、合理的配慮の提供に関する周知啓発を図ります。

また、障がいのある方に対する虐待を防止し、権利・利益を擁護するため平成24年(2012年)10月に「障害者虐待防止法」が施行され、山形市においても障がい者虐待に関する相談・通報の窓口を設けるとともに、関係機関と連携し、虐待防止や通報義務の周知啓発を行っていますが、現在でも一定数の虐待の事実が確認されており、虐待を防止するための体制の充実を図ります。

さらに、障がいのある方の権利擁護や財産管理の支援については、成年後見制度利用支援事業や、山形市社会福祉協議会への委託により「山形市成年後見センター」の運営や山形市社会福祉協議会による福祉サービス利用援助事業を今後も継続して実施します。

(参考) 山形市における障がい者虐待の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
通報・相談等	12件	12件	10件	12件	19件
虐待と認定	8件	3件	3件	3件	8件

〈具体的施策〉

① 差別の解消に向けた取組の推進

施策の内容	主な事業
市民への周知啓発活動や心のバリアフリー研修会等を継続して実施します。	- 差別解消の推進のための広報・啓発活動 - 差別解消の推進のための環境整備【拡充】
「山形市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の周知啓発をより一層強化します。	
「障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する山形市職員対応要領」に関する研修を継続して実施するとともに、当事者団体を講師として招くなど研修内容の充実を図ります。	
相談体制の整備や関係機関との連携強化を進めます。	- 相談体制の整備 - 障がい者相談員を活用した相談（ピアカウンセリング）の充実
山形市障がい者差別解消支援地域協議会による関係機関のネットワークの強化を図ります。	障がい者差別解消支援地域協議会の開催

② 障がい者虐待の防止に係る支援体制の充実

施策の内容	主な事業
「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待に関する周知啓発を図るとともに、相談や通報を受け、児童虐待防止、高齢者虐待防止、配偶者暴力防止の各関係機関と連携しながら虐待の防止に努めます。	- 障がい者虐待防止の啓発 - 障がい者虐待防止に係る連携体制の強化
要保護児童対策地域協議会の取組の中で、関係機関と連携しながら児童虐待の早期発見・対応、虐待予防に取り組みます。	要保護児童対策地域協議会運営事業
LINEを活用した相談支援「おやこよりそいチャットやまがた」により、子ども・子育て世帯に対し情報発信及びデジタルソーシャルワーカーによる相談支援を実施し、支援が必要とされた世帯に対しては、事業実施団体と山形市が連携のうえ、子ども見守り宅食訪問支援を活用しながら児童の見守り支援及び世帯の状況に応じた支援を行います。	支援対象児童等見守り強化事業

施策の内容	主な事業
こども家庭支援センターにおいて、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもからの相談を受け、虐待への予防的な対応からヤングケアラーを含む子育てに困難を抱える家庭まで、包括的に切れ目ない支援を実施します。	・ こども家庭支援センター運営事業
「山形市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」等に基づき、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、担当者を置くなど必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を年に1回以上講じるよう義務付けし、当該支援体制の充実を図ります。	・ 障がい福祉サービス事業所等への運営指導の実施

③ 成年後見制度の利用促進

施策の内容	主な事業
判断能力が十分でなく、後見人等の選任申立てを行う親族がいない知的障がい、精神障がいがある方について、市長が家庭裁判所に申立てを行います。また、「山形市成年後見センター」の運営により、障がいのある方の成年後見制度の利用に向けた支援を図ります。	・ 地域生活支援事業 (成年後見制度利用支援事業)

(2) バリアフリー化の推進

〈施策の方向性〉

障がいのある方が、身近な地域で安心して生活していくためには、建築物、道路、情報等のバリアフリー化の促進による、住みよい生活環境づくりが重要です。

アンケート調査では、道路や公共施設などにおける段差のない施設整備や既存建物等の段差解消が多く求められており、「バリアフリー法」や「山形県みんなにやさしいまちづくり条例」等に基づき、全ての人が快適に暮らせるまちづくりに向けた公共施設等のバリアフリー化が進んでいますが、これをさらに推進します。

山形市内の公共的な施設におけるバリアフリー情報をまとめた「バリアフリーガイドマップ」の市公式ホームページ等への公開を継続して実施するほか、ICTを活用した移動支援ツール等の普及啓発を図ります。

情報の障壁をなくすための施策としては、日常生活用具給付等事業として視覚障がい、聴覚障がいのある方に対する各種情報機器の給付を行っているほか、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を実施しており、関係団体と連携し更なる周知を図ります。また、電子書籍サービスの提供などにより読書バリアフリーを推進していきます。

〈具体的施策〉

① 公共施設等のバリアフリー化の推進

施策の内容	主な事業
バリアフリー法等に基づき、段差の解消をはじめ、全ての人が利用しやすい施設等の整備を推進します。整備にあたってはユニバーサルデザインの考え方に配慮しながら進めます。	・ バリアフリー化の推進及び促進
公職選挙が実施される場合、投票所において、出入口のスロープや低床の記載台を配置するなど、バリアフリー化に向けた対応を継続します。	
既存の案内表示は、機会を捉え、より多くの障がいのある方にわかりやすい内容に見直します。	
歩道において、放置自転車等が障がいのある方を含めた歩行者の妨げにならないように、その管理に努めるとともに、自転車利用者のマナー向上に向け周知啓発を図ります。	・ 放置自転車の撤去・整理
「広報やまがた」等により、ICTを活用した移動支援ツールの普及啓発を図ります。	・ ICTを活用した移動支援ツールの普及啓発【拡充】
安全・安心、利便性の確保や交通の円滑化を図るため道路整備や改良等を行います。	・ 街路事業 ・ 道路の整備・改良
都市公園における安全・安心、利便性の確保や園内移動の円滑化を図るため、公園のバリアフリー化を図ります。	・ 都市公園の整備

② バリアフリー化された施設の周知

施策の内容	主な事業
バリアフリー化された市内の公共的施設について、バリアフリーガイドマップによりインターネットを通じて広く周知を図ります。	・ 山形市バリアフリーガイドマップ業務委託事業

③ 情報のバリアフリー化の推進

施策の内容	主な事業
視覚障がい、聴覚障がいがある方に対する各種情報通信機器の給付を継続して実施します。	・ 地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業、意思疎通支援事業)
手話通訳者、要約筆記者の派遣を継続して実施します。	
市議会議員選挙・市長選挙における音声コード付拡大文字版による「選挙のお知らせ版」の発行を継続します。	・ 音声コード付拡大文字版による「選挙のお知らせ版」の発行(市議選・市長選)
アクセシブルな電子書籍のサービスを提供し、誰もが読書できる環境づくりを図っていきます。	・ 電子書籍サービス導入事業【新規】
拡大図書(大活字本等)やLLブック、録音図書(朗読CD)など、障がいのある方が利用しやすい情報を収集し、手に取りやすい本の配置に努めます。	・ 拡大図書等の配置

④ 住まいのバリアフリー化の推進

施策の内容	主な事業
居宅におけるバリアフリーのための住宅改修に係る給付を継続して実施します。	・ 地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業)(再掲)

（３）啓発・広報活動の推進

〈施策の方向性〉

障がいのある方が地域で生活していくためには、市民一人ひとりが、障がいや障がいのある方に対する理解を深めていくことが重要です。

アンケート調査では、差別・偏見や疎外感をなくすために、制度や意識の面で、特に力を入れていく必要があるものとして、「障がいや病気への正しい理解の啓発」とする回答が多く、また、今後山形市の障がい福祉を充実させるために、特に力を入れていく必要があるものとして、「障がいや病気についての周囲の人の理解」とする回答が多くなっており、引き続き、差別解消に関する広報・啓発や、県内初の取組である「ヘルプカード」の周知を行います。

山形市においては、「障がい者週間（12月3日～9日）」にあわせ、「広報やまがた」で障がいや障がいのある方への理解を深めるための特集記事や日常生活で使える手話を紹介する「ワンポイント手話」を掲載しています。今後も掲載内容の充実や公共施設のライトアップによるキャンペーン活動の実施などにより、理解促進に向けた広報・啓発活動の充実を図ります。

また、障がい者就労施設等の製品を販売するバザー「ほんわかバザー」や、障がいのある方が日中活動で制作した絵画等を展示する「障がい者アート展」の開催場所として市庁舎エントランスホール等を提供するなど啓発活動への支援を継続して行います。

このほか、障がいのある方に対する正しい理解や協力得るための活動や研修・交流等の事業を行う障がい者団体等を支援し、地域における福祉活動の促進を図ります。

〈具体的施策〉

① 啓発・広報活動の充実

施策の内容	主な事業
障がいや障がいのある方に対する理解を深めるために、障がい者週間でのイベントをはじめ、様々な機会を通して、広報・啓発活動の充実を図ります。	・ 障がい者理解促進のための広報・啓発活動【拡充】 ・ 「広報やまがた」への記事の掲載 ・ 障がい者アート展の開催
ヘルプカードの更なる周知に向け、関係機関と連携し、市民への浸透を図ります。	・ 「ヘルプカード」及び啓発用チラシ、ポスターの配布

② 障がい者団体活動の支援

施策の内容	主な事業
障がい者団体等による啓発活動を支援します。	・ 活動の場の提供 ・ 「広報やまがた」への記事の掲載（再掲）
障がいのある方が生産した食品や製作した作品等の展示販売の実施に際し、「広報やまがた」でのPRや、活動場所を提供するなどの支援を図ります。	

③ 地域における福祉活動の促進

施策の内容	主な事業
各地区社会福祉協議会等が地域で実施する活動を支援し、地域における見守り活動の充実を図ります。	・ 地域の見守り活動の充実 ・ ふれあいいきいきサロン活動推進事業（市社会福祉協議会の事業） ・ 山形市福祉の地域づくり推進事業費補助金
地域における差別解消に関する研修等を支援します。	
障がいや障がいのある方への理解を深めるために、イベント開催やパネル展示、各種講座等への支援を図ります。	

基本施策2 自立に向けたサービスの充実と環境の整備

(1) 自立した生活支援の充実

〈施策の方向性〉

障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、在宅生活への支援や生活介護や就労支援など日中活動の場の確保、補装具等給付の充実など障がい福祉サービス利用者の個々のニーズに応じたきめ細かい支援が求められており、各サービスの提供体制の充実を図ります。

介護者の高齢化及び障がいのある方の重度化・高齢化を背景に、グループホームの利用者が年々増加していることから、地域生活を継続するための居住の場として需要が高まっており、グループホームの整備を促進します。

アンケート調査においては、今後の生活について「自宅で家族と暮らしたい」との回答が多く、また、今後山形市の障がい福祉を充実させるために特に力を入れていく必要があることとして「在宅生活において、介助がいつでも受けられる」との回答が寄せられました。

障がい福祉サービス提供体制の充実のためには、障がい福祉人材の確保が欠かせません。業務改善活動やICT機器の導入支援により、障がい福祉サービス等事業所の業務効率化による生産性向上を推進し、人材の確保・定着をはじめとするサービス基盤の改善と強化を図ります。

〈具体的施策〉

① 訪問によるサービス提供体制の充実

施策の内容	主な事業
居宅介護、重度訪問介護、同行援護などのサービス提供体制の充実を図り、安心した在宅での生活を支援します。	・ 自立支援給付事業(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援) ・ 地域生活支援事業(移動支援、訪問入浴サービス) ・ ごみ出し支援事業 ・ 在宅医療・介護連携推進事業

② 日中活動に関するサービス提供体制の充実

施策の内容	主な事業
生活介護や就労継続支援事業の日中活動サービス提供体制の充実を図り、自立した生活を支援します。	・ 自立支援給付事業(生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練・宿泊型)、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援(A型・B型)、就労定着支援、自立生活援助、療養介護、短期入所) ・ 地域生活支援事業(障がい者自立支援訓練、生活訓練等、日中短期入所、日中活動サービス送迎、地域活動支援センター利用)
「自立生活援助」及び「就労定着支援」の周知と利用の促進を図ります。	
地域活動支援センターの周知を図り、日中活動の場及び社会交流の機会を提供します。	
「共生型サービス」の提供体制が進むよう事業者への制度周知を図ります。	・ 「共生型サービス」の普及

③ 居住の場に関するサービス提供体制等の充実

施策の内容	主な事業
社会福祉法人等がグループホームを設置する際は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金の活用等により必要な支援を行います。	・ 自立支援給付事業(共同生活援助、施設入所支援) ・ 社会福祉施設等施設整備事業
山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会において、障がい者等住宅確保要配慮者の住宅入居を支援する体制の整備を進めます。	・ 山形市住宅確保要配慮者居住支援協議会の運営
住宅確保要配慮者が安心して暮らせる住まいを確保できるよう住宅セーフティーネット事業を推進していきます。	・ 住宅セーフティーネット事業

④ 施設や病院から地域への移行に関するサービスの周知と利用促進

施策の内容	主な事業
入所施設や精神科病院から地域生活に移行するための地域移行支援・地域定着支援サービスの周知及び利用の促進を図ります。	・ 自立支援給付事業(地域移行支援、地域定着支援)
精神科病院から退院する措置入院患者等の方へ「退院後支援計画」を作成し、地域生活を支援します。	・ 精神障がい者の退院後支援

⑤ 補装具・日常生活用具等給付の充実

施策の内容	主な事業
補装具費支給制度の利用に向けた周知を継続して行います。	・ 自立支援給付事業(補装具)
日常生活用具等の給付事業においては、給付品目の充実と給付制度の更なる周知を図ります。	・ 地域生活支援事業(日常生活用具等給付)(再掲)

⑥ 障がい福祉サービス等事業所の生産性向上

施策の内容	主な事業
業務改善活動やICT機器等の導入支援により、事業所の業務効率化による生産性向上を推進し、人材の確保・定着をはじめとするサービス基盤の改善と強化を図ります。	・ 人材確保定着支援事業(生産性向上改善活動、障がい福祉分野におけるICT導入モデル事業、障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業)【拡充】

(2) 相談・情報提供体制の充実

〈施策の方向性〉

障がいのある方やその家族のための総合相談窓口として「基幹相談支援センター」の設置を目指し、同センターを中心に相談支援事業所、地域包括支援センター及び保健所等の関係機関との連携を推進し相談体制の充実を図ります。

このほか、民生委員・児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員、福祉協力員など、地域の中で身近に相談できる体制を継続して確保します。

さらに、保健、医療、福祉、教育、就労などの関係機関と当事者・家族で構成する山形市障がい者自立支援協議会において、山形市の障がい福祉に係る課題解決に向けた協議を継続して行います。

また、障がいのある方の高齢化に対する支援について、地域包括支援センター及び介護支援専門員等と、相談支援事業所及び相談支援専門員等が互いの制度の理解を深め、支援に必要な情報共有など相談体制の連携強化を図ります。高齢による障がいの重度化や親亡き後等にあっても、障がいのある方ができる限り住み慣れた地域で生活を送れるよう、地域全体で障がいのある方を支えるために必要な機能を備えた体制(地域生活支援拠点等整備)を推進します。

情報提供体制については、障がいのある方に的確に情報が伝達されるよう、「広報やまがた」や「やまがた市議会報」などの点字、音声コード、CDの配布をはじめ、ウェブアクセシビリティやユニバーサルデザインに配慮するなど、障がいの特性に応じた情報提供手段による対応を進めます。

(参考) 相談支援センターにおける相談件数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
相談件数	30,005件	30,944件	32,885件	33,717件	32,102件

〈具体的施策〉

① 基幹相談支援センター等の充実

施策の内容	主な事業
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、基幹相談支援センターを設置し、各専門機関と連携強化を図り、相談体制の充実を図ります。	・ 基幹相談支援センターの設置 ・ 地域生活支援事業(相談支援事業) ・ 精神保健福祉相談・ひきこもり相談 ・ 難病相談支援 ・ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業
基幹相談支援センターや市保健所に設置された精神保健福祉やひきこもり、難病等の相談窓口の周知を図ります。	
医療機関、難病団体や山形県難病相談支援センターと連携を図ります。	
緊急事態にも安心して生活できる緊急受入れ体制として、地域生活支援拠点等の整備を推進します。	
高齢の障がいのある方の支援について、介護保険と障がい福祉の両分野の連携を強化し、相談体制の充実を図ります。	・ 重層的支援体制整備事業
ライフステージに応じた相談体制の充実と関係機関との連携強化により、切れ目のない支援に努めます。	

② 山形市障がい者自立支援協議会の充実

施策の内容	主な事業
山形市障がい者自立支援協議会の専門部会間の連携を強化することにより充実を図ります。	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営 ・ 地域生活支援事業(相談支援事業) (再掲)
共生型サービスの推進や地域生活支援拠点等整備など、社会資源の有効活用等について検討します。	

③ 地域での相談体制の充実

施策の内容	主な事業
地域におけるピアカウンセリングの担い手として、身体障がい者相談員及び知的障がい者相談員による相談の充実を図ります。	・ 障がい者相談員設置事業
民生委員・児童委員が実施する研修会等に対して、講師派遣や情報提供を行い、障がいのある方からの相談への対応力向上や関係機関との連携強化を図ります。	・ 研修会等への講師派遣 ・ 民生委員・児童委員等への情報提供

④ 福祉情報提供体制の充実

施策の内容	主な事業
「福祉制度利用のしおり」や「広報やまがた」及び市公式ホームページ等により、障がいのある方に対する情報提供を図ります。	- 福祉制度利用のしおりの発行 - 広報やまがた・やまがた市議会報の発行 - ユニバーサルデザインの活用
様々な情報を容易に得ることができるよう、ウェブアクセシビリティに対応した市公式ホームページやユニバーサルデザインに配慮した広報紙の作成などを継続して行います。	
市が作成するお知らせやパンフレットには、必要に応じてルビを付すなどの対応を図ります。	
視覚障がいのある方への情報提供では、「広報やまがた」、「やまがた市議会報」の点字、音声コード及びCDによる配布等や、音声読み上げソフトに配慮した市公式ホームページの作成を継続します。	点字、音声コード、音声読み上げソフトを活用した情報提供
「福祉制度利用のしおり」の音声版を定期的に更新します。	
福祉制度説明会を定期的に開催します。	福祉制度説明会の開催
「福祉制度利用のしおり」への「郵便等による不在者投票と代理記載制度」の掲載を継続するとともに、関係団体との情報交換の機会を確保します。	関係団体との情報交換の機会の確保

(3) 経済的自立に向けた支援の充実

〈施策の方向性〉

障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、生活基盤が安定する必要があることから、経済的自立に向けた支援を行うことは重要であり、アンケート調査においても、日常生活で困っていることの項目では「収入」とする回答も多く寄せられ、経済的支援の充実を図っていくことが求められています。

各種手当・給付の制度に基づき支給事業を実施しており、「広報やまがた」や市公式ホームページ等により、引き続き制度の周知を図ります。

〈具体的施策〉

① 各種手当、給付等の制度の周知

施策の内容	主な事業
「障がい基礎年金」の制度や「特別障がい者手当」等について「福祉制度利用のしおり」や「広報やまがた」及び市公式ホームページ等により周知を図ります。	・ 自立支援給付事業 ・ 自立支援医療事業 ・ 重度心身障がい(児)者医療給付事業 ・ 地域生活支援事業 ・ 特別障がい者手当等支給事業 ・ 重度心身障がい児・者福祉手当支給事業 ・ 小児慢性特定疾病医療支援事業 ・ 重度障がい者介護者激励金支給事業 ・ 在宅酸素療法者支援助成金支給事業 ・ 人工透析患者通院交通費助成金支給事業 ・ 紙おむつ支給事業 ・ 高齢者・心身障がい者及び母子世帯雪下ろし等補助事業 ・ ごみ袋支給事業

(4) 保健・医療サービスとの連携

〈施策の方向性〉

人生を豊かにいきいきと生活するための基本は健康であり、健康づくり、疾病予防、治療、リハビリテーション、在宅ケアといった保健・医療サービスをライフステージに応じて提供していくことが求められています。また、障がいの予防、早期発見を図るため、各種健診後の相談体制の充実や医療機関との連携強化を図る必要があります。障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりの心身の健康を増進し、更なる健康寿命延伸のため、「健康医療先進都市」の確立に向けた取組を推進していきます。

近年、発達障がいについての認知が進んだことにより、発達障がいの疑いのある児童の受診及び発達支援へのニーズが高まっています。現在、母子保健事業として、3歳児及び5歳児健康診査に公認心理師を配置し、発達障がいの早期発見、支援を行っています。引き続き、乳幼児健診体制の充実と、保健、医療、福祉の各関係機関の連携強化を図りながら、発達障がい等の早期発見と早期療育を実施します。

成人保健事業では、生活習慣病(脳血管疾患や心疾患など)を原因とする障がいの発生を予防するため、健診体制を整備し、早期発見と早期治療に努めるとともに、生活習慣の改善が必要な方に対しては、医療機関と連携を図りながら、健康相談・教育、訪問指導などの保健指導を継続して実施するほか、山形市健康ポイント事業SUKSK(スクスク)では、健康診断の受診や健康づくり事業への参加を促進し、健康寿命を損なう疾患の発症リスク低減を図ります。

また、障がいのある方は、医療機関へ通院・入院する場合が多く、医療費が大きな負担となっており、自立支援医療や重度心身障がい(児)者医療等の制度により医療費の負担軽減を図ります。

平成25年(2013年)4月の「障害者総合支援法」の改正により、難病患者も障がい福祉サービスの対象となっており、現在も新たな難病の指定があることから、制度や相談体制などの一層の周知・啓発を図ります。

重症心身障がい、発達障がい、医療的ケア、高次脳機能障がいなど、様々な障がいに対する支援の充実が求められており、山形市障がい者自立支援協議会を活用し、関係機関との連携を図ります。

〈具体的施策〉

① 予防・早期発見体制の充実

施策の内容	主な事業
医療機関と連携しながら、特定健康診査の受診率の向上を図り、効果的な保健指導を実施することにより、障がいの原因になる疾病の予防、障がいの早期発見に努めます。	・ 山形市国保特定健診及び特定保健指導の実施 ・ 特定健診受診促進事業及び特定保健指導利用促進事業の実施
こどもの特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、もって幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的に5歳児健康診査を実施します。	・ 乳幼児健康診査事業(1か月児・4か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児・5歳児健康診査) ・ 幼児発達相談 ・ 児童発達支援センター中核機能強化事業【新規】
3歳児及び5歳児健康診査に公認心理師を配置し、発達障がいの早期発見、支援を継続して実施します。	
乳幼児健康診査の結果等に基づき、精神運動発達の経過観察が必要となった児童や、児童の発達に不安を抱える保護者に対し幼児発達相談を実施します。	
妊婦・乳幼児健康診査の充実を図るため、健診後の相談や保健指導においては、保健、医療、福祉の関係機関との連携強化を進めます。	
乳幼児で発達の経過観察や療育が必要な場合は保健、医療、福祉の関係機関の連携を密にしながら、支援の充実を図ります。また、保護者に対して、障がいの早期発見、早期療育への理解と正しい知識の普及を図ります。	
児童発達支援センターの中核的機能を強化し、地域の障がいのある児童の発達支援としての相談機能の充実を図ります。	
山形県立こども医療療育センターにおける発達障がいの初診待ちの期間を短縮するため、小児発達等の専門医療機関の充実を県に働きかけていきます。	
発達の気になる子の早期受診につなげるため、山形県が作成した「発達障がい児・者のための医療機関情報」の情報提供を行います。	

施策の内容	主な事業
乳幼児がいる家庭への相談などを充実させ、育児に関する悩みなどに早期に対応できる体制づくりを行います。	・ 未熟児訪問 ・ こんにちは赤ちゃん訪問 ・ 女性の健康支援事業 ・ 子育てはあと相談 ・ 育児支援家庭訪問
「山形市健康ポイント事業SUKSK(スクスク)」を推進するとともに、健康診断の受診や健康づくり事業への参加を促進し、健康寿命を損なう疾患の発症リスク低減を図ります。	・ 健康ポイント事業SUKSK(スクスク)

② 医療費の負担軽減制度の周知

施策の内容	主な事業
障がいのある方が安心して必要な医療を受けられるよう自立支援医療制度(育成医療、更生医療及び精神通院医療)、重度心身障がい(児)者医療、指定難病医療等の医療費助成制度について、関係機関と連携し、制度の周知を図ります。	・ 自立支援医療事業(再掲) ・ 重度心身障がい(児)者医療給付事業(再掲)

③ 様々な障がいへの支援の充実

施策の内容	主な事業
重症心身障がい、発達障がい、医療的ケア等、様々な障がい(児)者への支援体制の整備を図ります。	・ 発達障がい・高次脳機能障がい等への支援 ・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営(再掲)
高次脳機能障がい者に対し、県が設置する高次脳機能障がい者支援センターが行う相談支援などの周知を図ります。	
「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を継続して実施し、関係機関同士の意見交換や情報共有により、医療的ケア児に対する支援の継続とその家族への切れ目のない支援体制を整備します。	

施策の内容	主な事業
難病等患者に対し、難病団体や山形県難病相談支援センターと連携し、相談体制の充実を図り、障がい福祉サービスの周知と利用促進を図ります。(再掲)	・ 難病相談支援(再掲) ・ 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業(再掲)

(5) 教育・療育の充実

〈施策の方向性〉

障がいのある児童の支援においては、障がいを早期に発見し適切な療育を行うことで、障がいの軽減や社会適応能力の向上等が期待できることから、早期発見・早期療育の促進が重要です。

心身に障がいのある児童や発達の子になる児童に対して日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービスなど障がい児通所支援サービスを利用する児童は年々増加しており、サービス提供体制の一層の充実を図ります。

また、医療技術等の進歩を背景として、日常的に医療的ケアが必要な児童の地域移行が全国的に増加していることから、医療的ケア児とその家族への支援の充実が求められています。

市内の認可保育所等では、障がいのある児童及び医療的ケア児の受入れを行っているほか、臨床心理士が保育所等を巡回し、保育士等に対し発達の遅れや障がいの疑われる児童への関わり方の指導や助言、必要な情報の提供を継続して行うことで保育の質の向上を図ります。

このほか、児童発達支援センターこまぐさ学園の中核的機能の強化を図り、同施設において療育の専門職員が保育所や学校に訪問し、対象児童の集団生活への適応を支援する保育所等訪問支援サービスを新たに開始することでインクルージョン推進に係る一般施策の後方支援を実施します。

アンケート調査では、差別・偏見や疎外感をなくすために、制度や意識の面で特に力を入れていく必要があるものとして、「子供のときから、学校などで障がいのある児童とのふれあいや助け合いの機会を増やす」とする回答が多く、小・中学校での福祉学習の充実が求められています。

学校教育においては、インクルーシブ教育システムの理念のもと、特別支援教育として、障がいのある児童生徒の個々の特性及びニーズに応じた適切な指導と支援を継続して行います。

放課後や長期休業期間中の支援としては、放課後等デイサービスや放課後児童クラブ等で障がいのある児童の受入れを行っていますが、受入れ人数は年々増加しており、放課後児童クラブに対する支援の充実を図ります。

そのほか、学校等以外の活動の場として、障がいのある児童の保護者やボランティア団体が機能訓練教室やスポーツ教室等を開催しており、こうした地域における自発的な活動への支援を継続して行います。

障がいのある児童の支援にあたっては、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促進します。

〈具体的施策〉

① 障がい児保育等の支援

施策の内容	主な事業
臨床心理士の保育所等訪問により、保育の質の向上を図ります。	・ 保育所等発達相談事業・幼児巡回相談事業 ・ 障がい児通所支援事業（保育所等訪問支援）
発達支援などを要する児童を含めた障がいのある児童を受け入れた保育所等に対し、受入れに要する人件費等に対する支援を行います。	・ 障がい児保育受入促進事業
児童発達支援センターの中核的機能を強化し、保育所等のインクルージョン推進に係る一般施策の連携及び後方支援の充実を図ります。	・ 児童発達支援センター中核機能強化事業【新規】（再掲）
「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を継続して実施し、関係機関同士の意見交換や情報共有により、医療的ケア児に対する支援の継続とその家族への切れ目のない支援体制を整備します。（再掲）	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営（再掲） ・ 市立保育所及び民間立保育所医療的ケア児受入事業
障がいの有無、性別や年齢、人種の違いなど、異なる背景や特性をもつ人々が互いに認め合い、ともに遊び・学ぶ環境を作ります。	・ 山形市南部児童遊戯施設（コパル）運営・維持管理 ・ 保育所への入所決定 ・ 保育所等連携相談支援事業 ・ 幼児ことばの教室の運営

② 教育の充実

施策の内容	主な事業
共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築のため一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導及び支援のための体制づくりを進めます。	・ 特別支援教育支援事業 ・ 山形市特別支援教育就学奨励費支給事業
第二次特別支援教育推進計画(令和6年(2024年)2月策定)に基づき、市の関係機関及び、医療・福祉をはじめとする関係機関との連携を図りながら取組を進め、切れ目ない支援の充実を目指します。	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営(再掲)
特別支援学校等へ通学する児童及び生徒の学校送迎において臨時的にタクシー又は福祉有償運送を利用した際の費用を助成し、保護者の負担軽減を図るとともに、通学支援の充実を目指します。	・ 地域生活支援事業(特別支援学校等通学支援事業)

③ 福祉教育の推進

施策の内容	主な事業
小・中学校における総合的な学習の時間等を通じ、福祉学習を実施し、障がいのある方への理解の促進を図ります。	・ 福祉学習の実施
山形市社会福祉協議会と連携しながら、福祉教育指定校事業の一層の充実を図ります。	・ 福祉教育指定校事業

④ 障がい児通所支援等の充実

施策の内容	主な事業
障がいのある児童に対する指導訓練等の支援を行う児童発達支援をはじめとする「障がい児通所支援」について、サービス提供体制の充実を図ります。	・ 障がい児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援)

施策の内容	主な事業
居宅訪問型児童発達支援サービスの周知を図り、重度の障がいのある児童に対する支援を促進します。	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営(再掲)
障がいの疑いがある児童への早期の療育支援につなげるため、相談支援の充実を図ります。	
障がい児通所支援事業所において円滑なサービス提供ができるよう、障がい者自立支援協議会こども部会を活用し、学校等と事業所の連携を推進します。	
児童発達支援センターの中核的機能を強化し、発達に気になる児童に関する相談体制の強化や市内の障がい児通所支援事業所へに助言及び援助を実施するなど、地域の障がい児福祉の底上げを図ります。	・ 児童発達支援センター中核機能強化事業【新規】(再掲)
障がい児通所支援事業所での医療的ケア児の受入を促進する医療的ケア児受入促進事業を継続して実施します。	・ 医療的ケア児受入促進事業

⑤ 放課後・長期休業中の支援の充実

施策の内容	主な事業
放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受入れ促進のために、クラブに対する支援の充実を図ります。	・ 放課後児童健全育成事業
臨床心理士の放課後児童クラブ訪問により、障がいのある児童等への支援の提供の質の向上を図ります。	・ 放課後児童クラブ巡回支援事業【拡充】
「山形市医療的ケア児支援連絡会議」を継続して実施し、関係機関同士の意見交換や情報共有により、医療的ケア児に対する支援の継続とその家族への切れ目のない支援体制を整備します。(再掲)	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営(再掲) ・ 放課後児童クラブ医療的ケア児受入事業
放課後等デイサービス等により、放課後や夏休み期間中などの日中活動の場を確保します。	・ 障がい児通所支援事業 ・ 地域生活支援事業(日常生活支援事業(日中短期入所事業))(再掲)

⑥ 機能訓練教室等の支援

施策の内容	主な事業
障がいのある児童の活動範囲を広げ、生活を豊かなものとしていくために、機能訓練教室等の市民団体の活動を支援します。	・ 地域生活支援事業(自発的活動支援事業)

(6) 働く場の確保

〈施策の方向性〉

障がいのある方の一般就労に向けた雇用対策は、「障害者雇用促進法」に基づき、事業主は、進んで雇入れに努めるとともに、法定雇用率に相当する障がいのある方の雇用をしなければならないとされ、障がい者雇用の推進が図られていますが、雇用先の確保は依然として厳しい状況にあります。ハローワークをはじめとする労働関係機関が、雇用促進に向け、障がいのある方と雇用先双方の相談に対応していますが、山形市として、様々な支援制度の周知を図ることにより、雇用、就労を促進していく必要があります。

アンケート調査では、働き続けるために必要なこととして「障がいや病気に対する理解や配慮」、「職場に適切な助言や指導、配慮をしてくれる人がいること」といった回答が多く寄せられています。

働く場の確保は、社会への参加、生きがいを与えてくれるものであり、それぞれの能力に応じた、一般就労、福祉的就労の場の確保並びに就労定着支援などに引き続き取り組みます。

また、一般企業への就労が難しい方のために、福祉的就労の場が必要であり、その整備を図ります。障がいのある方の就労を支援する福祉サービスには、就労移行支援や就労継続支援のサービスがあり、一般就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や、一般就労までに至らない方に対する、生産活動と訓練の場の提供を継続して行います。

国は障がいのある方の新たな就労先の確保として農福連携・林福連携等を推進しており、県では、平成30年(2018年)4月に「山形県農福連携推進センター」を設置し、「農福連携推進員」を配置して、農業者等と施設外就労を行う障がい福祉サービス事業所とのマッチング支援等を行い、障がいのある方の就労機会の拡大を推進しています。

さらに、令和4年(2022年)11月には「山形県共同受注センター」が開所され、企業との取引のあっせんや紹介により就労継続支援B型事業所で働く利用者の工賃向上などの取組が図られています。

こうした国・県の様々な支援施策と引き続き連携を図るとともに、障がい者就労施設等へのICT機器や生産設備の導入への補助事業を実施し、生産性及び工賃の向上を支援します。

〈具体的施策〉

① 一般就労に向けた支援

施策の内容	主な事業
様々な機会を通じ、障がいのある方の雇用促進に向け、企業に対する情報提供や情報交換を進めます。	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営(再掲)
ハローワークをはじめ、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、助言・指導機関の利用促進を図ります。	
「就労移行支援」や「就労定着支援」の周知を図り、サービスの利用を促進します。	・ 自立支援給付事業(就労移行支援、就労定着支援)(再掲)

② 福祉的就労事業の充実

施策の内容	主な事業
就労継続支援事業の実施により、障がいのある方の福祉的就労の場の確保を図ります。	・ 自立支援給付事業(就労継続支援A型・B型)(再掲)
「障害者優先調達推進法」に基づき、山形市の具体的な調達方針や実績を公表し、障がい者就労施設等からの物品等の調達に取り組みます。	・ 物品等の調達、PRの実施
障がい者就労施設等において製作された物品を財務規則第119条第2項に定める各課等の長が直接購入できるものとし、障がい者就労施設等からの物品調達に引き続き取り組みます。	
各事業所の製品や提供可能なサービスのデータをとりまとめ、市公式ホームページで公表を行いPRを進めます。また、販売場所の提供など販売の機会の提供・拡大などに努め、利用者の工賃向上に向けた取組を進めます。	
障がい者就労施設等におけるICT機器や生産設備の導入に対して、新たな補助事業を実施し、生産性及び工賃の向上を支援します。	・ 障がい者工賃向上支援事業(ICT機器、生産設備導入支援)【新規】

施策の内容	主な事業
庁内関係部課と連携し工賃向上に向けた取組を推進し、山形県共同受注センター等との協働を通じて、障がいのある方の就労を支援します。	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営(再掲)
農福連携に関する情報を農業者へ提供するとともに、農業者等から障がい者施設とのマッチングについて問い合わせがあった場合は、山形県が設置する「山形県農福連携推進センター」と連携し、マッチングの機会の場の提供を図ります。	

③ 地域活動支援センターの運営

施策の内容	主な事業
障がいのある方の、創作的活動や生産的活動、社会との交流促進等の場として、継続して地域活動支援センターを運営します。	・ 地域生活支援事業(地域活動支援センター及び同センター機能強化事業)

④ 障がい者雇用の推進

施策の内容	主な事業
「障害者雇用促進法」に基づき、民間事業所等における法定雇用率達成を推進するため、ハローワークなどの関係機関と連携し、障がい者雇用に関する支援制度の周知を図りながら、障がいのある方の雇用促進を図ります。	・ 山形市障がい者自立支援協議会の運営(再掲) ・ 障がい者雇用の推進 ・ 障がい者の採用 ・ 障がい者作業室の運営
山形市職員については、「障がい者活躍推進計画」に基づき、障がいのある方が活躍しやすい職場づくりや人事管理等を推進し、法定雇用率の達成と更なる障がい者雇用の推進を図ります。	

基本施策3 社会参加の機会の確保

(1) 社会参加のための手段の確保

〈施策の方向性〉

障がいのある方が生きがいのある充実した生活を送れるよう、社会参加の機会を拡大するための取組が必要です。

アンケート調査においては、普段の生活の中で困っていることとして「外出」とする回答が多く見られます。障がいのある方にとって、移動やコミュニケーションの手段を確保することは、日常生活の行動範囲を広げ、積極的な社会参加を進めるうえで重要なことです。

移動支援事業の個別給付(ヘルパー派遣)の利用については需要が多く、報酬単価の見直しにより、移動支援事業者の参入を促し、必要な移動支援を利用できるよう対策を行います。

交通弱者の日常生活を支えるため、バス路線の維持を図るとともに、必要に応じて路線の見直しを行います。また、バス空白地域及び交通不便地域においては、コミュニティバスやNPO法人等の安価な福祉有償運送事業などで、障がいのある方の移動手段を確保します。

また、交通手段に応じた移動の支援事業として、タクシー運賃の助成、自家用自動車への給油代金の助成、自動車改造費の助成、自動車運転免許取得費用の助成等を実施しており、利用者のニーズに合わせて充実を図ります。

聴覚障がいのある方に対しては、コミュニケーション手段の確保として、手話通訳者、要約筆記者を派遣しているほか、手話ボランティア養成講座を開催し、人材の養成に努めます。さらに、市庁舎の障がい福祉課窓口到手話通訳者を配置するとともに、ビデオ通話による遠隔手話通訳を実施するなど、相談時の意思疎通の確保を図ります。

視覚障がいのある方に対しては、移動支援としてガイドヘルパーを派遣しているほか、山形市からのお知らせを送付する際に音声コードを貼付するなどの支援を行います。

〈具体的施策〉

① 移動支援対策の充実

施策の内容	主な事業
一人で外出が困難な障がいのある方の移動支援事業を継続して実施します。	・ 地域生活支援事業(移動支援事業、社会参加支援事業) ・ 車いす貸出事業
タクシー運賃の助成、自家用自動車への給油代金の助成を行い、社会参加の促進を図ります。	
身体障がいのある方に対する自動車改造費助成及び運転免許取得費助成を継続して実施します。	
バス事業者に対する赤字路線への支援、バス空白地域及び交通不便地域におけるコミュニティバスの運行を行います。	・ 公共交通運行事業 ・ ふれあいバスの運行
障がいのある方の割引運賃の設定などにより、日常生活における移動手段の確保を図ります。	
バス事業者に対して、ノンステップバス購入に係る国の補助事業の活用を周知する等により、車両のバリアフリー化を促します。	
公共交通の充実にあたり、障がいのある方にも配慮します。	
福祉有償運送事業者に対して、運転士の確保を図るため、引き続き、障がい児学校送迎活動費補助金を交付し、障がいのある児童の学校送迎の支援を継続します。	・ 障がい児学校送迎活動費補助事業
安全・安心、利便性の確保や交通の円滑化を図るため道路整備や改良等を行います。(再掲)	・ 街路事業(再掲) ・ 道路の整備・改良(再掲)

② 意思疎通支援の充実

施策の内容	主な事業
手話通訳者・要約筆記者の派遣事業を継続して実施します。 (再掲)	・ 地域生活支援事業(意思疎通支援事業)(再掲)
聴覚障がいのある方が市役所への問い合わせ時に、スマートフォンやタブレットから手話での問い合わせができるようビデオ通話による遠隔手話通訳を継続して実施します。	
手話ボランティア養成講座等の開催を継続し、手話通訳者の養成を図ります。	・ 手話ボランティア養成講座等の開催
文書に音声コードを付けるなどの支援を継続します。	・ 音声コードの活用

(2) 社会参加の機会の拡大

〈施策の方向性〉

障がいのある方が、スポーツ・レクリエーションや文化活動に参加することは、自立や社会参加を促進するとともに、生きがいのある生活を送る上でも大きな効果が期待されます。

山形市では、障がいのある方を対象としたスポーツ大会、水泳競技大会、スポーツ教室等が定期的に行われているほか、「障がい者の施設使用料等を無料とする条例」に基づき、市有の体育施設・文化施設の普通使用料等を無料としています。また、障がい者団体が行うスポーツ・レクリエーション教室の運営を支援するなど、障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動を継続して促進します。

また、パラアスリートの活躍は、障がい者スポーツを知るきっかけとなるだけでなく、障がいに対する理解を深める機会となることから、県関係団体と連携し、パラリンピック等の国際大会の出場を目指すパラアスリートの活動を支援します。

文化面においては、文化活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が平成30年(2018年)6月に公布、施行され、障がいのある方の作品の発表の機会を確保することが求められています。

山形市においては、様々な立場の人々の連携により、「文化創造都市」の概念をベースとした持続的発展が可能なまちづくりをさらに進めていくため、「山形市文化創造都市推進条例」を令和4年(2022年)3月に制定しました。引き続き、障がいの有無にかかわらず、気軽に文化を鑑賞し、文化活動に参加する機会を創出します。

これらを踏まえ、「障がい者アート展」を開催し、作品展示・発表の機会を確保するとともに、「やまがた秋の芸術祭」「やまがた冬の芸術祭」と連携し、文化活動を通じた社会参加を促します。

このほか、山形市身体障がい者福祉センター「希望の家」においては、社会参加の促進を図るための様々な事業を企画・実施します。

平成31年(2019年)4月からの中核市移行に伴い、身体障害者補助犬法に規定する「身体障害者補助犬の同伴又は使用に関する苦情の受付」等が山形市の業務となっています。障がいのある方の社会参加を促進するためには、ほじょ犬に対する周囲の正しい理解が不可欠であり、ほじょ犬の周知啓発の充実を図ります。

〈具体的施策〉

① スポーツ、文化活動等の振興

施策の内容	主な事業
障がい者スポーツを体験できる機会を提供し、障がい者スポーツへの理解を深める事業を継続して実施します。	・ 山形市民スポーツフェスタ開催事業
障がい者団体が行うスポーツ・レクリエーション教室の運営を支援し、障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動を促進します。	・ 障がい者スポーツ大会、水泳競技大会の支援 ・ 初心者スポーツ教室への支援
障がいのある方を対象としたスポーツ大会や水泳競技大会等と「山形市健康ポイント事業SUKSK(スクスク)」の連携を図ります。	・ 健康ポイント事業SUKSK(スクスク)(再掲)
身体障がい者福祉センター「希望の家」において、各種レクリエーション教室・文化活動に関する事業を継続して実施します。	・ 地域生活支援事業(社会参加支援事業、身体障がい者福祉センター事業)
県関係団体と連携しながら、障がい者スポーツの普及啓発や競技力向上を通して、パラリンピック等の国際大会の出場を目指すパラアスリートの活動を支援します。	・ 全国障がい者スポーツ大会参加者 激励金の支給
全国の障がい者スポーツ大会への派遣選手へ激励金を支給し、スポーツ活動の振興を図ります。	

施策の内容	主な事業
国際大会や全国大会等で活躍した選手を褒賞し、その栄誉を広く市民に伝え、選手の意欲を向上させるとともに、本市出身者がパラリンピック出場や国際大会等で目覚ましい活躍を収めた場合は、横断幕の掲示やSNS等の情報発信により、その活躍を広く周知します。	・ 市長報奨制度による顕彰
「やまがた秋の芸術祭」「やまがた冬の芸術祭」において、「まちなかアート」や「コンテンポラリーダンス」など、障がいの有無にかかわらず、気軽に文化を鑑賞し、文化活動に参加する事業を推進します。	・ やまがた秋の芸術祭 ・ やまがた冬の芸術祭
製作者、支援者、芸術関連団体と連携し、「障がい者アート展」の内容の充実を図ります。	・ 障がい者アート展の開催(再掲)

② 市有の体育施設・文化施設の使用料等の無料化

施策の内容	主な事業
身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者については、今後も市有施設使用料の無料化・減免を継続し、障がいのある方のスポーツ・文化活動を支援していきます。	・ 市有施設使用料の無料化・減免

③ 「希望の家」の各種教室等の周知と利用の促進

施策の内容	主な事業
身体障害者福祉センター「希望の家」において、運動・言語・発声の各機能回復訓練教室を継続して実施します。	・ 地域生活支援事業(日常生活支援事業 (身体障がい者福祉センター事業)) (再掲)

④ ほじょ犬の周知・啓発

施策の内容	主な事業
施設等の管理者へほじょ犬の広報を行います。	・ ほじょ犬の周知・啓発
「広報やまがた」や盲導犬体験イベント等により、ほじょ犬に関する周知啓発を図ります。	
市有施設における「ほじょ犬ステッカー」貼付の取組を促進します。	

基本施策4 地域で支え合う仕組の構築

(1) ボランティア活動の支援

〈施策の方向性〉

障がいのある方の地域生活を支えるためには、行政施策だけでなく、ボランティア活動の促進による地域での助け合い、支え合いが重要です。

一般市民へのアンケート調査では、障がいのある方に対するボランティアに関心があるとの回答が半数を占め、また、これまでボランティア活動をしたことがない人のうち、3分の1以上の方が、今後ボランティア活動をしたいと回答しており、ボランティア活動への参加意欲の高さがうかがえます。

山形市社会福祉協議会に設置されているボランティアセンターでは、ボランティアの紹介・相談、登録制度、養成講座などの実施により、福祉ボランティア活動の充実に努めています。

また、山形市市民活動支援センターにおいても、ボランティア活動や市民活動に関する相談や情報提供、ネットワークづくりを支援します。

地域住民、学校、企業等がボランティア活動を通して、行政とともに互いに協力し地域課題に取り組んでいけるよう、引き続き環境整備の充実に図ります。

〈具体的施策〉

① ボランティア活動支援体制の充実

施策の内容	主な事業
ボランティアセンターや山形市市民活動支援センターの機能の充実、関係機関における連携体制の充実を図り、地域社会の課題解決に向けて自発的に取り組む市民を支援します。	・ 地域生活支援事業(自発的活動支援事業)(再掲)
ボランティア団体等が行う機能訓練教室に対して、活動の支援を行います。	・ 市民活動支援センター事業
活動紹介や情報交換等の場として、活動中の疑問や悩みを話し、つながりを持ってもらう事を目的にボランティア交流会を開催します。	・ ボランティアセンター事業(市社会福祉協議会の事業)
活動紹介や情報交換等の場として、活動中の疑問や悩みを話し、つながりを持ってもらう事を目的にボランティア交流会を開催します。	・ 市民活動活性化事業(山形市コミュニティファンドによる補助事業)
地域支え合いボランティア活動を推進するため、有償ボランティアを含め、高齢者の居場所づくり、自宅における家事やごみ出し等の生活支援、病院や居場所への付き添い等の移動支援を行う団体に対して補助を行います。	・ 地域支え合いボランティア活動支援事業【拡充】

② 企業等のボランティア活動の促進

施策の内容	主な事業
企業等への周知啓発や情報提供を行い、ボランティア活動への参加を促進します。	・ ボランティアセンター事業(市社会福祉協議会の事業)(再掲)
学校において、特別活動や総合的な学習の時間等を通し、ボランティア意識の高揚を図ります。	・ 福祉学習の実施(再掲)

（２）防災・防犯対策の推進

〈施策の方向性〉

障がいのある方が地域で安心して社会生活を営むためには、安全な暮らしを支える環境づくりが重要です。

防災対策としては、障がいのある方や高齢の方などに対する避難誘導、コミュニケーション手段の確保などの様々な課題に対応していくため、行政、町内会等の自治組織、自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉団体等が連携し、地域における支援体制を整備していく必要があります。そのため、山形市では、「山形市避難行動支援制度」により、災害時における障がいのある方などの避難支援の仕組づくりに継続して取り組みます。

災害時、避難支援が必要な障がいのある方を対象として、適切な避難場所の確保と迅速かつ円滑な避難誘導を図るとともに、個別避難計画の作成を推進し、それぞれの必要な配慮を把握し、避難所運営等に反映します。

また、障がいのある方が適切な避難行動をとれるように、各避難所にある要配慮者スペースなどの情報を周知するほか、急病時等の対応として緊急通報システム事業や冬期間における克雪対策として、雪下ろし補助などの支援を継続して行います。

さらに、防犯対策としては、防犯関係団体や警察との連携のもと、啓発活動を継続して行うほか、消費生活に係る身近な相談窓口として、引き続き消費生活センターの周知を図るとともに、山形市高齢者等消費者被害防止ネットワークの運用など、関係機関との緊密な連携を継続します。

アンケート調査では、災害時に一人で避難することが「できない」とする回答や、災害時において近所に助けてくれる方が「いない」とする回答が多いにもかかわらず、「山形市避難行動支援制度」を「知らない」とする回答が多く、障がいのある方やその家族、障がい者福祉施設や関係団体に制度の十分な周知を継続的に図ります。

〈具体的施策〉

① 災害等における支援体制の整備

施策の内容	主な事業
避難行動支援制度について、福祉関係団体等と協力し周知を図るとともに、個別避難計画の普及を推進します。	・ 避難行動支援制度事業
避難行動要支援者(障がい者)の個別避難計画について、市が主体となり作成を推進します。	・ 障がい(児)者個別避難計画作成事業 【拡充】
各避難所にある要配慮者スペースなどの情報を市公式ホームページで周知するとともに、より多くの方に必要な情報が届く方法について検討します。	・ 避難所・避難場所環境整備事業【新規】 ・ 防災情報DX化事業【新規】 ・ 災害等における支援体制の整備
障がいのある方の特性に配慮した情報伝達手段についての取組を進めます。	
大規模化及び激甚化する災害への対応として、自主防災組織において地区防災計画の策定を促進し適切な避難行動の促進を図ります。	
雪下ろし補助事業などにより、克雪支援を進めていきます。また、地域ボランティアの協力による除排雪の支援を推進します。	・ 高齢者、障がい者及び母子世帯雪下ろし補助事業 ・ 高齢者及び障がい者雪かき等支援事業 ・ ボランティアセンター事業(市社会福祉協議会の事業)
学校と地域が連携した中・高校生の除雪ボランティアの推進に取り組みます。また、地域の支え合いの中での除雪ボランティア活動について必要な支援を行います。	
障がいのある方が利用する障がい福祉サービス事業所等への運営指導などを通して、災害時の避難計画の作成や避難訓練の実施を働きかけます。また、災害時には、状況に応じて、障がい福祉サービス等事業所へ連絡し避難を呼びかけます。	・ 障がい福祉サービス事業所等への運営指導の実施(再掲)
社会福祉法人等がグループホーム等の居住施設を設置する際は、施設利用者の安全を配慮し、災害の危険性の高い区域以外での整備を推進します。	・ 土地利用制度を踏まえた適切な施設配置 ・ 社会福祉施設等施設整備事業(再掲)

② 福祉避難所の整備

施策の内容	主な事業
障がいのある方の特性に配慮した福祉避難所の整備を進めます。	・ 福祉避難所の整備
障がい者と高齢者の一体的な施設の活用の可能性を含めた福祉避難所確保に向けた検討を進めます。	

③ 防災意識の高揚

施策の内容	主な事業
市の担当窓口や「広報やまがた」、障がい福祉サービス事業所、障がい者団体等を通じて、防災についての情報提供及び防災意識の高揚を図ります。	・ 防災に関する周知啓発
自主防災組織の組織力強化及び自主防災活動を充実させ、地域防災力の向上を図ります。	・ 自主防災組織育成事業【拡充】

④ 緊急通報システム事業の普及

施策の内容	主な事業
身体に重度の障がいがあり、日常生活において注意が必要な一人暮らしの方に対して、緊急通報システム事業の普及を促進します。	・ 緊急通報システム事業

⑤ 消費者トラブルの防止と防犯意識の啓発

施策の内容	主な事業
消費生活に係る身近な相談窓口として、引き続き消費生活センターの周知を図るとともに、山形市高齢者等消費者被害防止ネットワークの運用など、関係機関との緊密な連携を継続します。	・ 消費生活相談事業 ・ 消費者教育・啓発事業
関係機関と連携しながら、防犯意識の啓発を図ります。	・ 防犯意識の啓発

第7章 指標の設定

本計画では、基本施策ごとの指標及び計画最終年度である令和11年度(2029年度)における目標値を次のとおり設定します。

基本施策1 障がいを理由とする差別の解消と権利擁護の推進

指標	令和5年度実績	令和11年度目標
差別解消・権利擁護に関する研修会の開催回数	5回	20回

〈指標の考え方〉

「障害者差別解消法」の改正により、令和6年(2024年)4月から事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が義務となり、更なる周知啓発が求められています。

また、アンケート調査では、障がいのある方が日常生活において、障がいに対する差別・偏見や疎外感を感じてしまう現状にあること、それをなくすために特に力を入れていく必要があるものとして、「障がいや病気への正しい理解の啓発」との回答が多く寄せられており、各地域において差別解消・権利擁護に関する研修会を開催し、その開催回数を指標として設定します。

基本施策2 自立に向けたサービスの充実と環境の整備

指標	令和5年度実績	令和11年度目標
基幹相談支援センターの設置数	0箇所	6箇所
相談支援・連絡調整件数	32,102件	34,000件
共同生活援助(グループホーム)利用者数	298人	391人
就労移行支援利用者数	105人	133人
市内就労継続支援B型事業所の平均月額工賃	14,904円	山形県工賃向上計画 に定める目標額

〈指標の考え方〉

障がいのある方が地域で安心して生活するためには、身近なところで相談できる窓口と必要な介護等が受けられる居住の場が必要です。障がいのある方の障がい特性や悩み、生活のニーズは多種多様であり、それらに対応できる相談窓口として基幹相談支援センターの設置、相談対応件数、居住の場としてグループホームの利用者数を指標として設定します。

また、障がいのある方の経済的自立も重要であり、障がいのある方の一般就労を支援する就労移行支援利用者数と市内の就労継続支援B型事業所の平均工賃を指標として設定します。

基本施策3 社会参加の機会の確保

指標	令和5年度実績	令和11年度目標
移動支援(個別支援)の利用件数	824件	1,282件
手話通訳者派遣件数	433件	481件

〈指標の考え方〉

障がいのある方が生きがいのある充実した生活を送るためには、外出の際の移動や意思疎通の障壁をなくすことが重要です。一人で外出することが困難な障がいのある方の支援を行う移動支援(個別支援)の利用件数及び聴覚障がいのある方へのコミュニケーション支援を行う手話通訳者派遣事業の派遣件数を指標として設定します。

基本施策4 地域で支え合う仕組の構築

指標	令和5年度実績	令和11年度目標
個別避難計画(障がい(児)者分)の作成率	12%	76%
主に障がいのある方を受け入れる福祉避難所の設置数	9箇所	14箇所

〈指標の考え方〉

災害時、障がいのある方が安全・円滑に避難するためには、行政による支援だけでなく、地域の多くの方々の支えが必要です。個別避難計画作成の過程において、障がいのある方と地域の支援者の相互の理解が深まるとともに、平時からの協力を得られるような関係の構築につながるため、個別避難計画の作成率を指標として設定します。

併せて、常時の見守りや介護が必要な方など、一般の避難所では生活することが困難な方を受け入れる福祉避難所の拡充も必要であり、福祉避難所の設置数について指標として設定します。

第8章 計画の推進に向けて

1 計画を推進するための視点(横ぐし)

視点1 山形市の強み・特徴を活かした施策

「健康医療先進都市」、「文化創造都市」としての強みを活かして健康づくりや生きがいづくりに対する市民の意欲に働きかける障がい福祉施策を推進します。

主な取組としては、健康・医療面においては、健康ポイント事業 SUKSK(スクスク)により、健康づくり事業への参加を促進し「障がい」そのものを予防します。また、障がいに至った場合は、十分な医療が受けられるよう、市の充実した医療機関との連携により、各健診事業及び医療費の助成を行います。

文化面においては、「やまがた秋の芸術祭」「やまがた冬の芸術祭」など、障がいの有無にかかわらず、気軽に文化を鑑賞し、文化活動に参加する事業を推進します。

視点2 SDGsの視点による福祉課題の対応

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12年(2030年)までに先進国と発展途上国がともに取り組む持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17の大目標と169のターゲットが設定されています。SDGsの「誰ひとり取り残さない」社会の実現という理念は、地域共生社会の実現とも密接に関係するため、本計画においても、SDGsの視点を持って、福祉課題に対応します。

本計画に関連するSDGsのゴール



視点3 DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

デジタル技術の有効活用により、サービスの質の向上と継続的な支援体制を確保します。

主な取組としては、ICT機器等の導入支援により、事業所の業務効率化による生産性向上を推進し、人材の確保・定着をはじめとするサービス基盤の改善と強化を図ります。また、タブレットを用いたビデオ通話による遠隔手話通訳の実施など施策の充実を図ります。

視点4 部局横断的な取組

関係機関及び庁内関係部署を横断した取組により更なる障がい福祉施策の充実を図ります。

主な取組として、障がいのある児童の支援にあたり、保健、医療、福祉、教育等の関係機関が連携し、障がいの早期発見・早期療育を促進するとともに、インクルージョンの推進や、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を図ります。

2 計画の進捗管理

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクル※の考え方に基づき計画の進捗管理を行います。進捗管理では、少なくとも1年に1回その実績を把握し、中間評価として分析・評価を行い、必要があると思われる時は、数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じます。そのため、作成した計画については、定期的に進捗状況を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時、対応を検討します。本市では、「山形市障がい者自立支援協議会」及び「山形市障がい者差別解消支援地域協議会」が、その審議の場となります。

※ 「PDCAサイクル」とは、様々な分野・領域における品質改善や業務改善等に広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

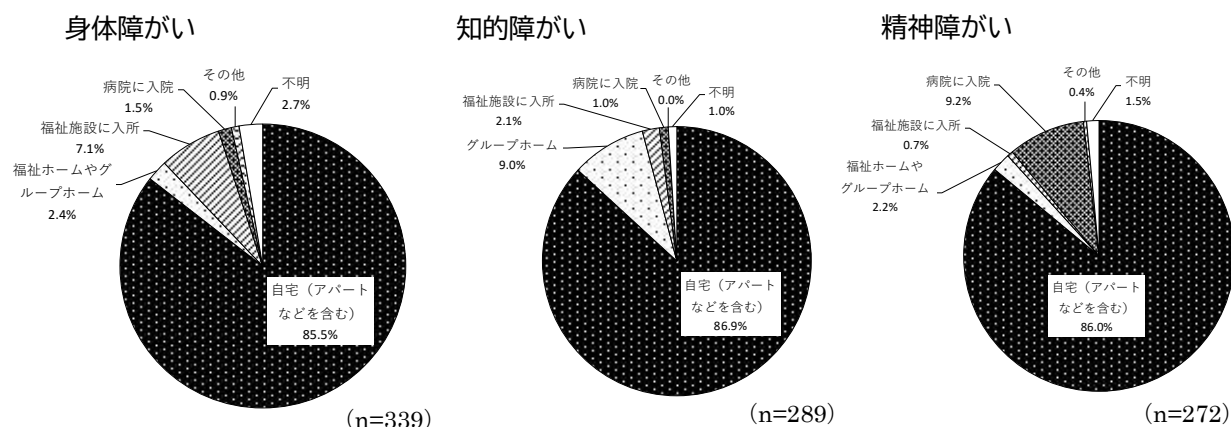
資料編

1 アンケート調査結果(抜粋)

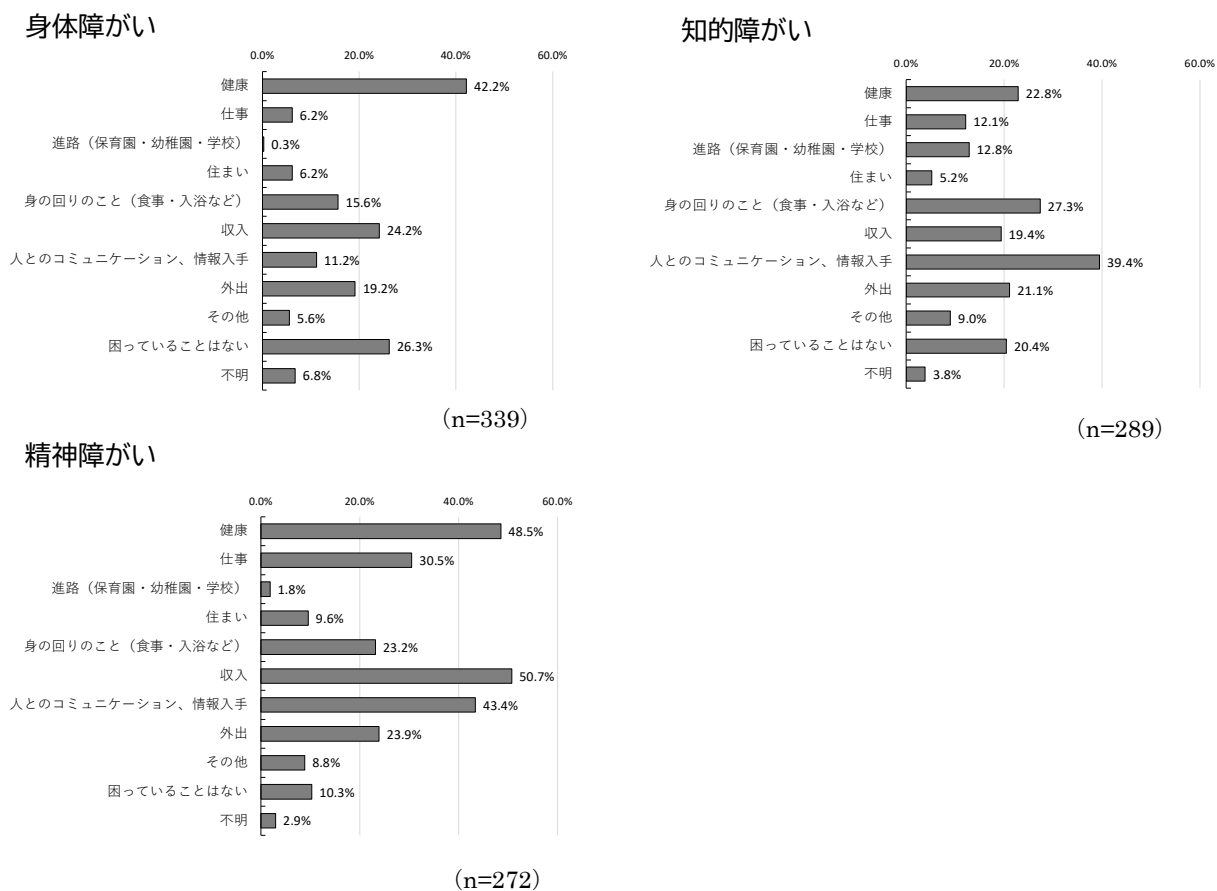
「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」所持者の調査結果

(1) 生活の状況について

問1 あなたは現在どこで暮らしていますか。(1つだけ回答)

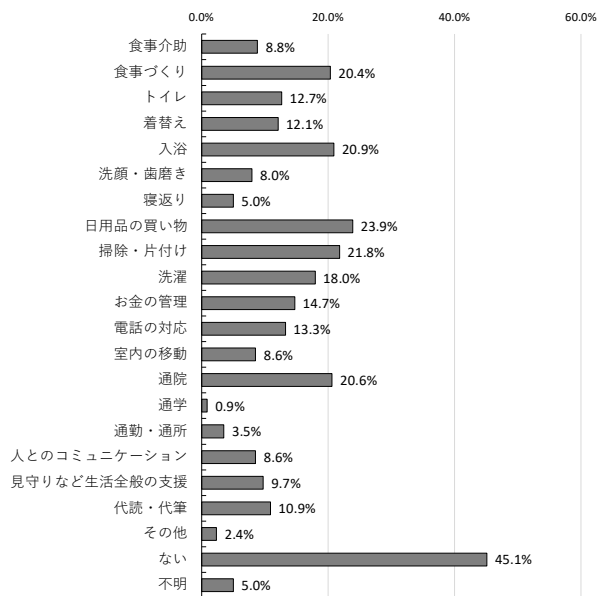


問2 普段の生活の中で困っていることはありますか。(あてはまるものすべて回答)



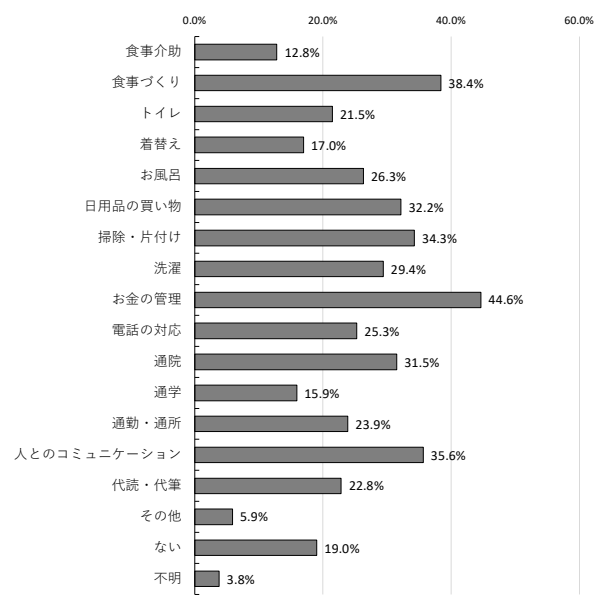
問3 日常生活で少しでも介助や支援が必要なことがありますか。(あてはまるものすべてに回答)

身体障がい



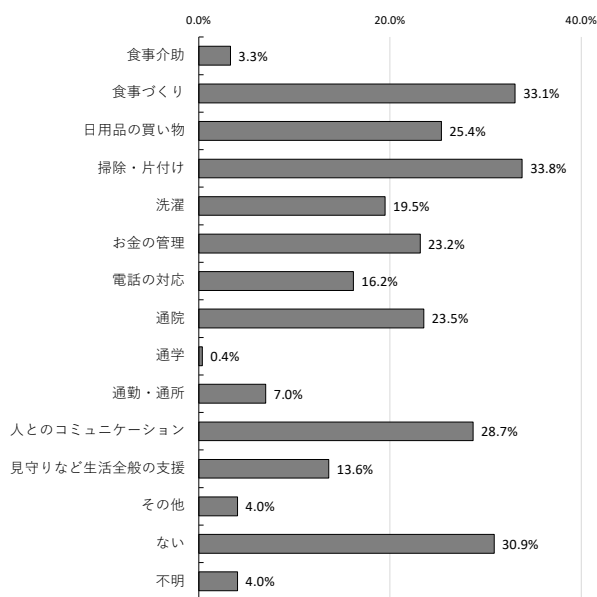
(n=339)

知的障がい



(n=289)

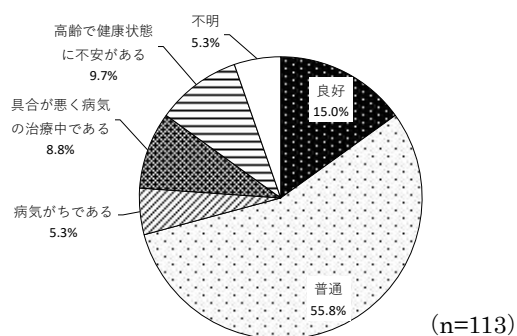
精神障がい



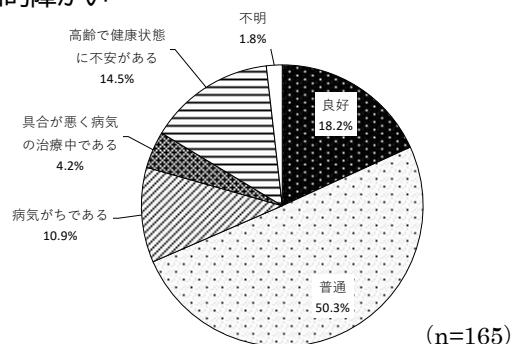
(n=272)

問4 主な介護者の健康状態はいかがですか。(1つだけ回答)

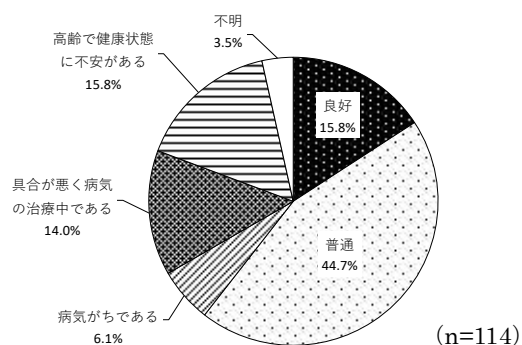
身体障がい



知的障がい

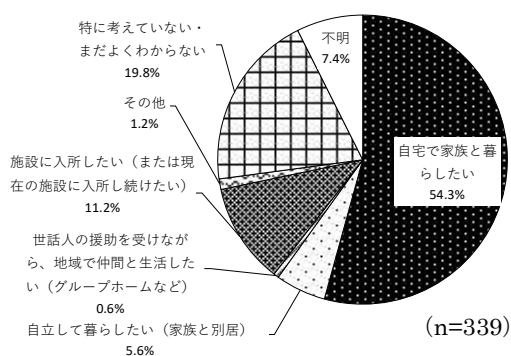


精神障がい

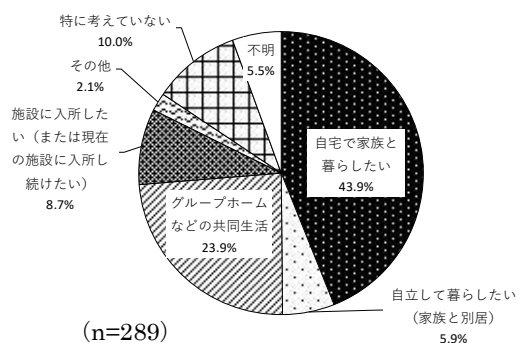


問5 あなたは、今後(将来)どのように生活したい(させたい)ですか。(1つだけ回答)

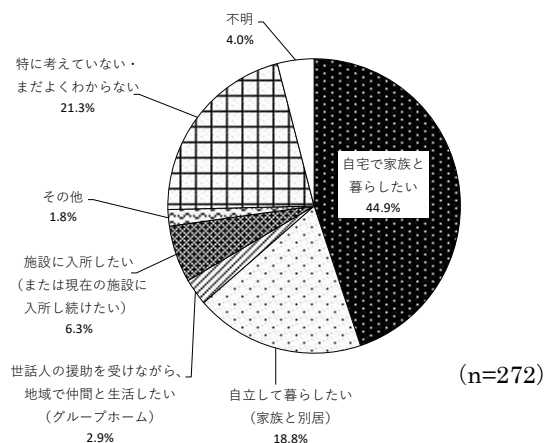
身体障がい



知的障がい

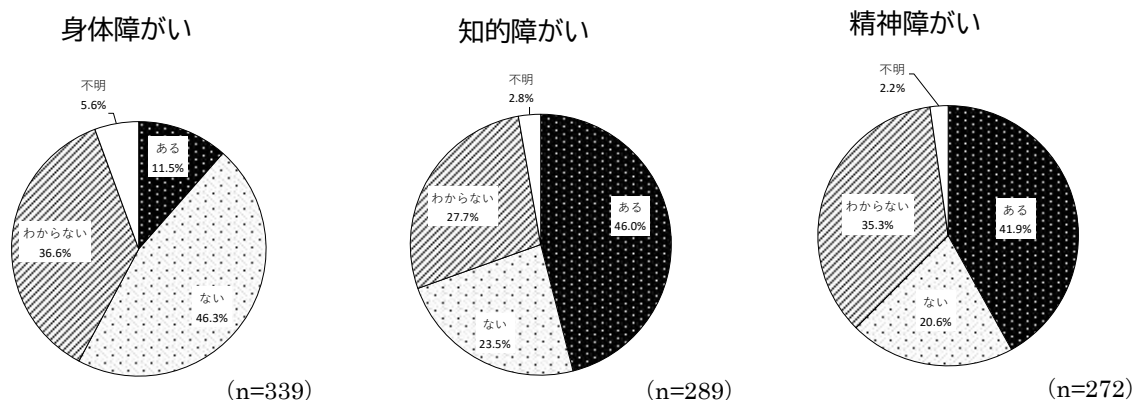


精神障がい

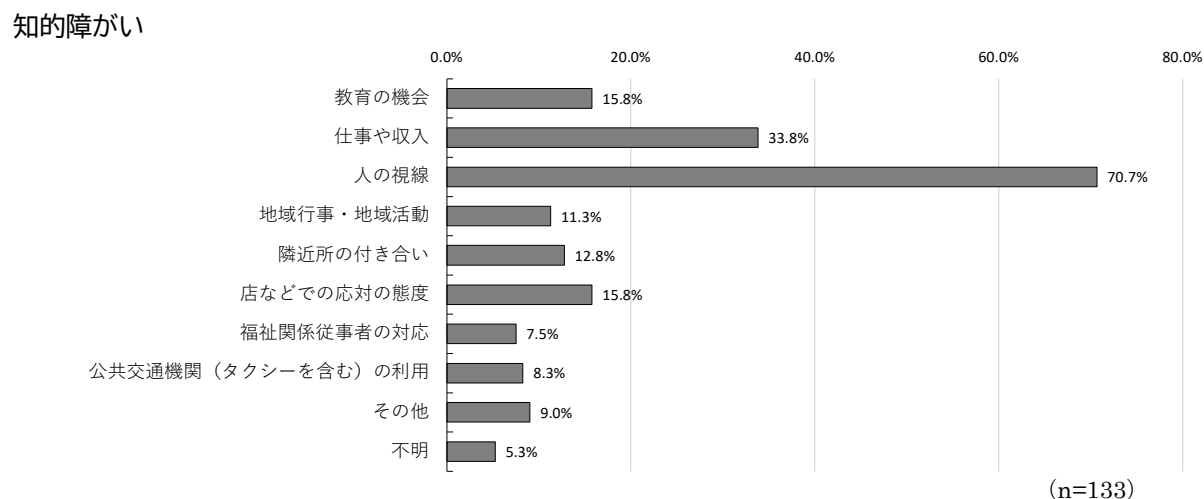
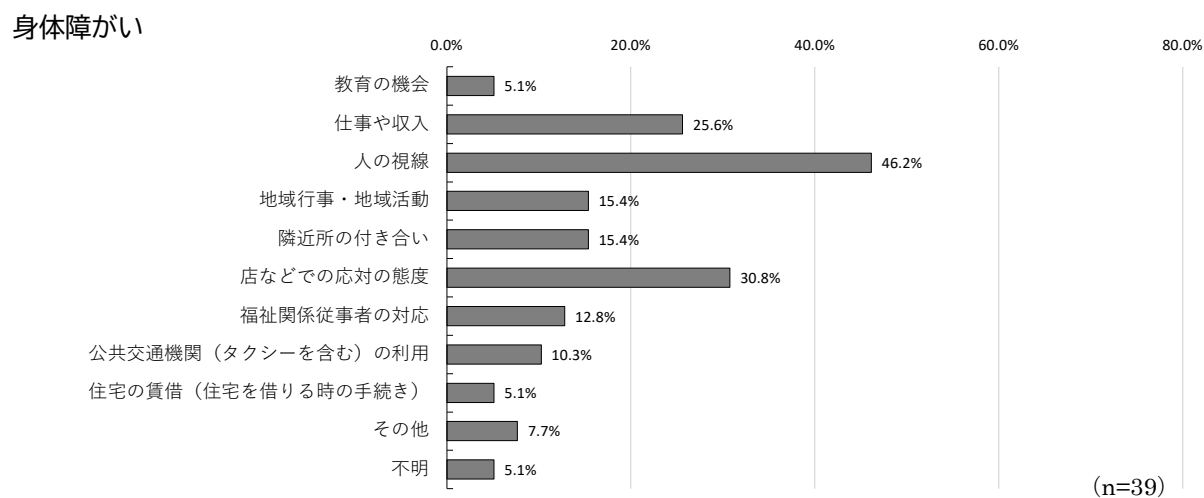


(2) 権利擁護について

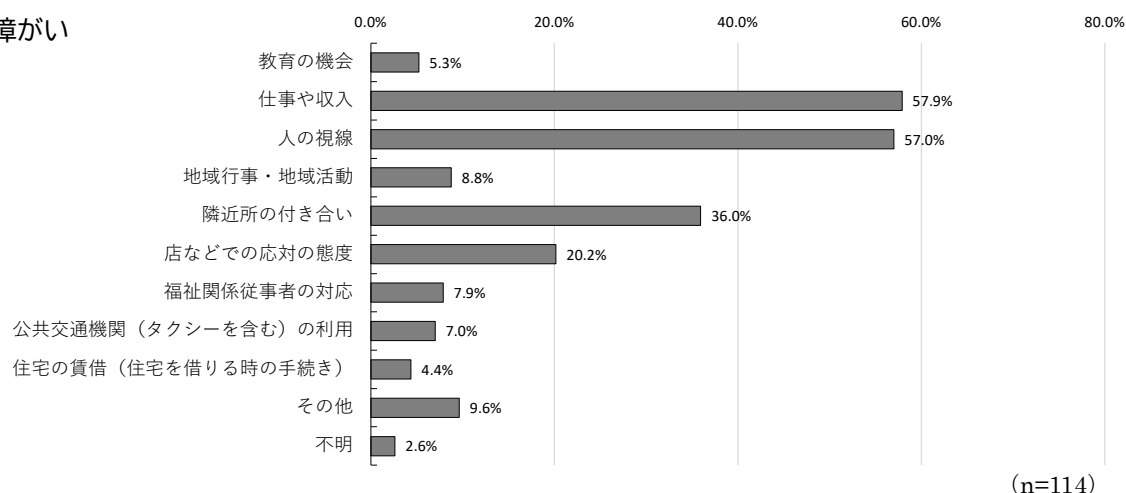
問1 あなたは、日常生活や地域で障がいのある方に対する差別・偏見や疎外感を感じることはありませんか。(1つだけ回答)



問2 前問で「ある」を回答した方におたずねします。どのようなところに、もっとも強く障がいのある方に対する差別・偏見または疎外感を感じますか。(3つまで回答)



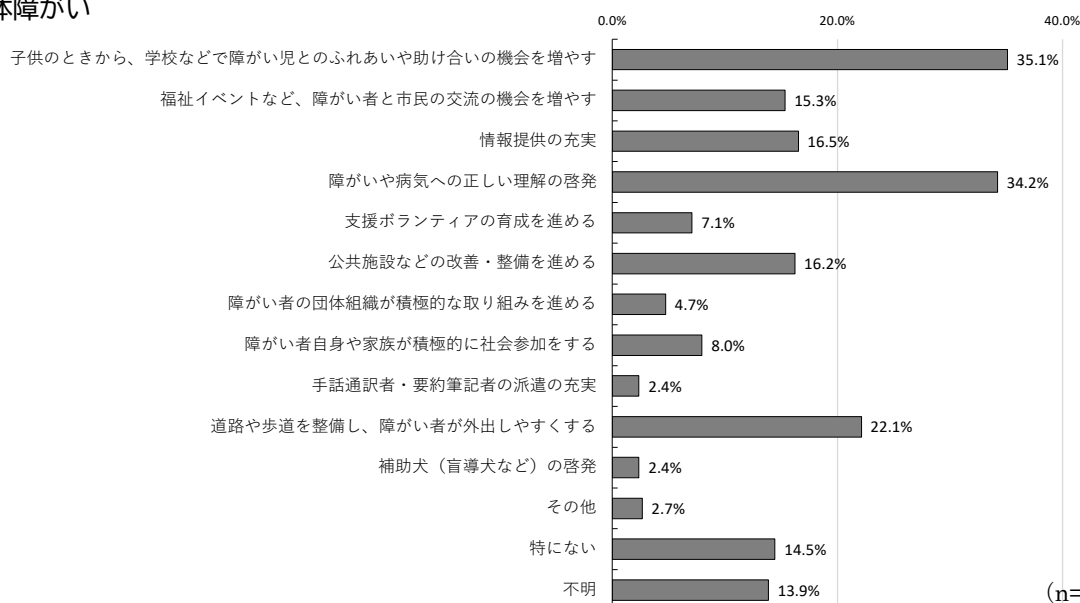
精神障がい



(n=114)

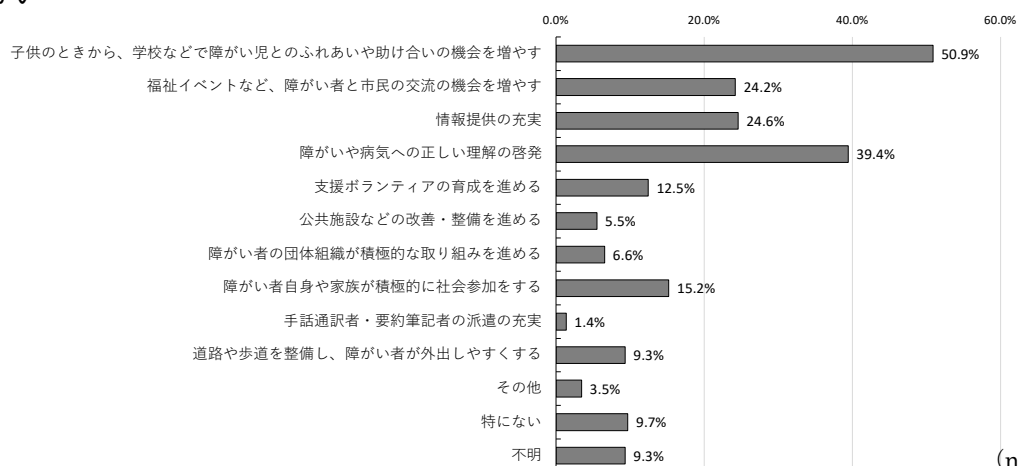
問3 差別・偏見や疎外感をなくすために、制度や意識の面で、特に力を入れていく必要があると思うものは何ですか。(3つまで回答)

身体障がい



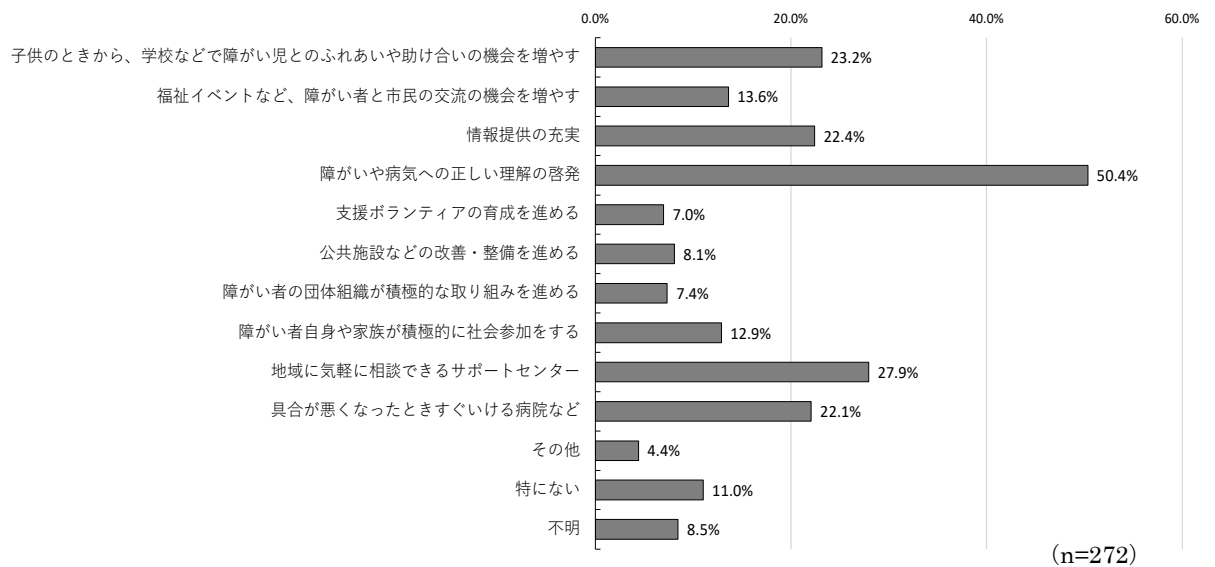
(n=339)

知的障がい



(n=289)

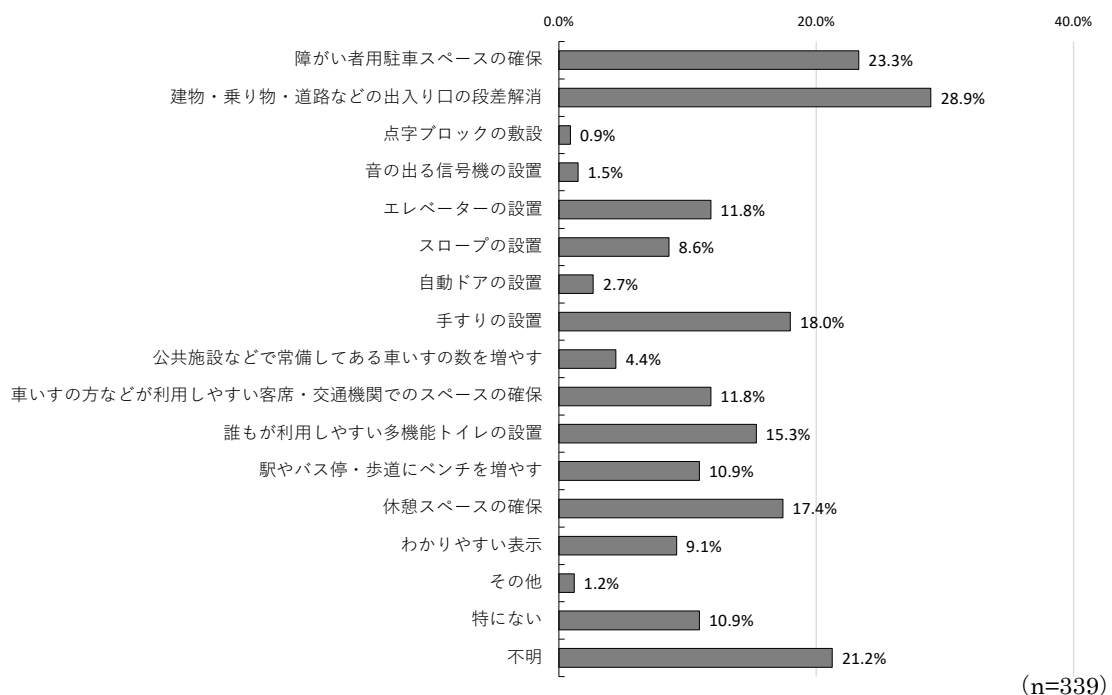
精神障がい



(3) バリアフリーについて

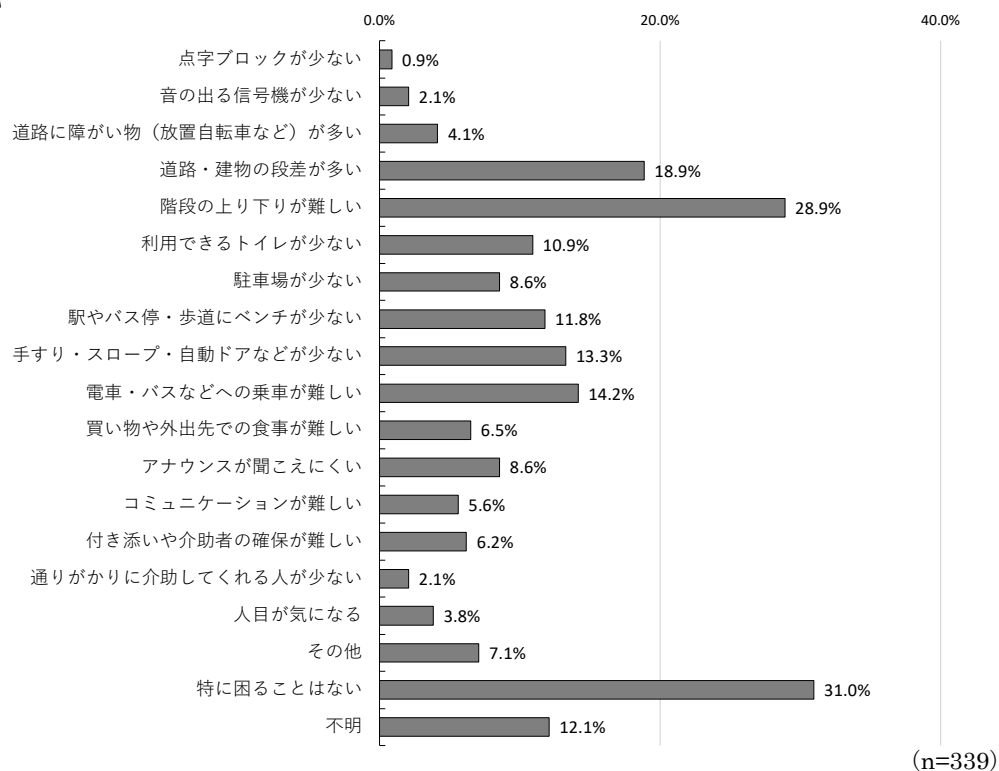
問1 社会のバリアフリー化を推進するために、設備の面で特に力を入れていく必要があると思うものは何ですか。(3つまで回答)

身体障がい

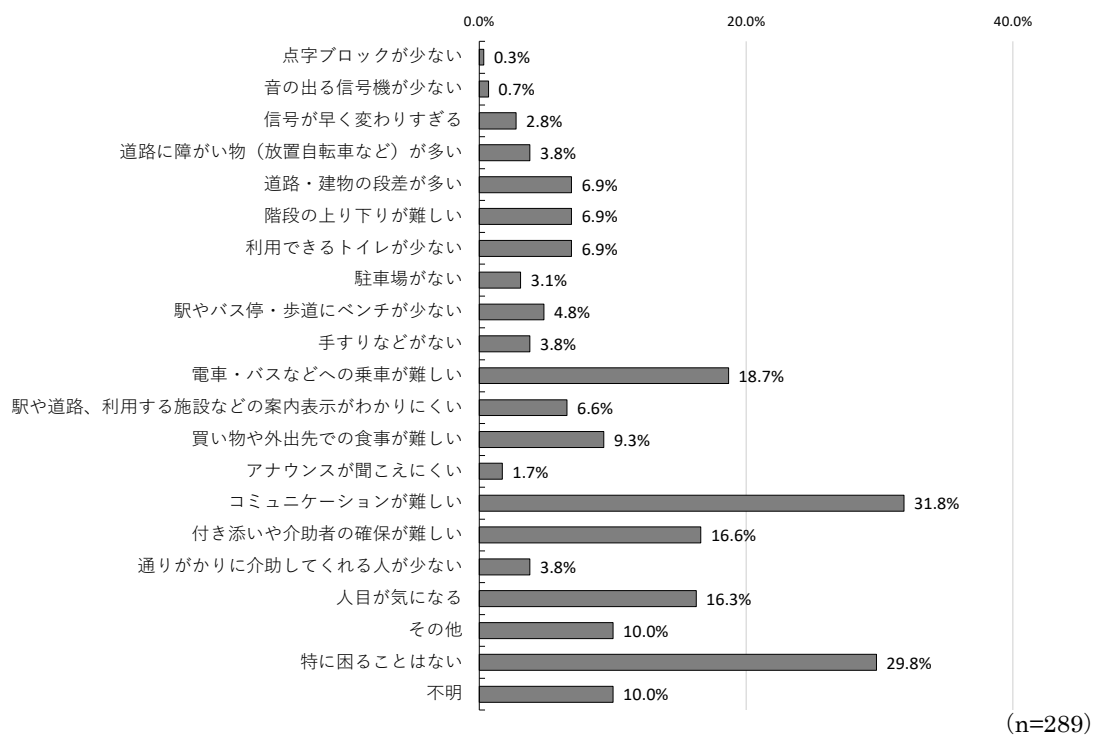


問2 あなたが外出するうえで困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに回答)

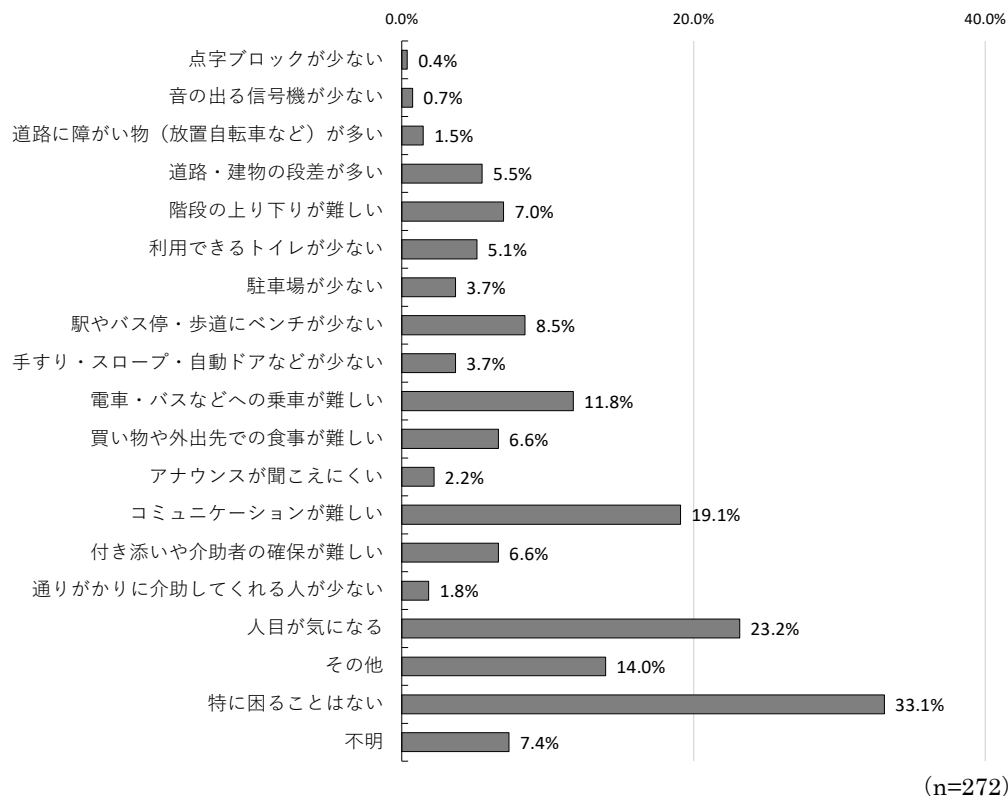
身体障がい



知的障がい



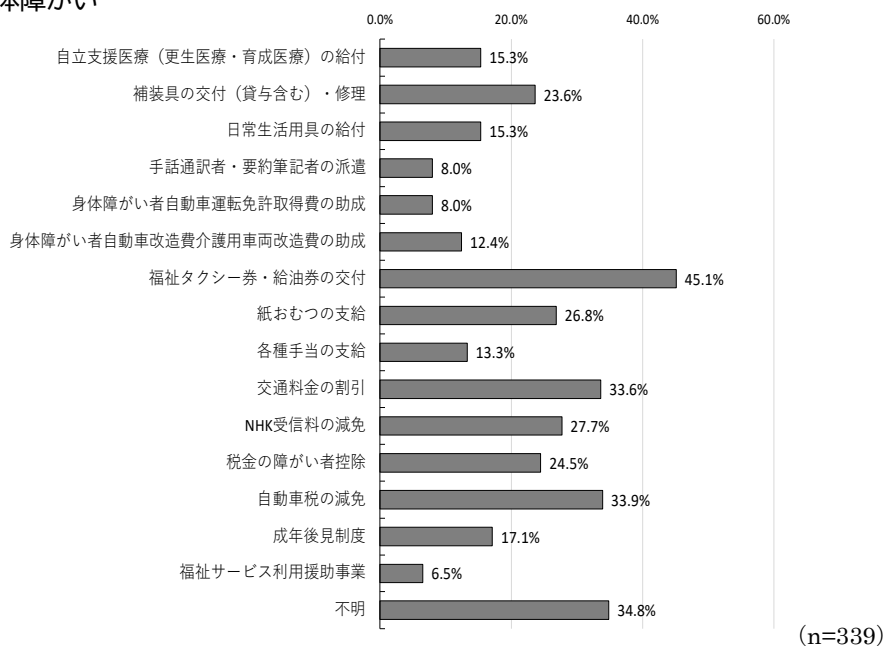
精神障がい



(4) 福祉サービスについて

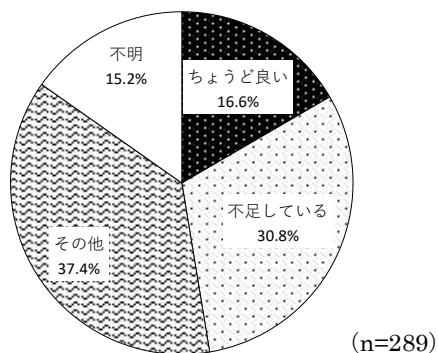
問1 次にあげた福祉制度の中で、あなたが知っているものはどれですか。
(あてはまるものすべてに回答)

身体障がい



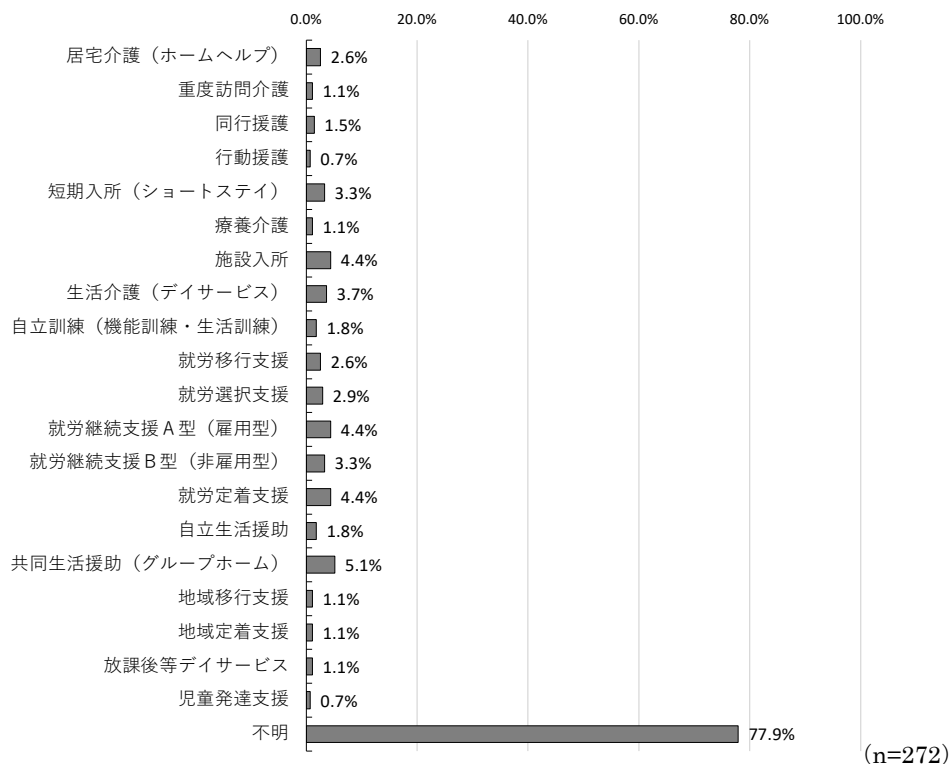
問2 山形市内の主に知的障がいのある方を対象としたグループホームの施設数及び定員数について、どう思いますか。（1つだけ回答）

知的障がい



問3 次にあげた福祉サービスの中で、あなたが今後利用したいものはどれですか。
（あてはまるものすべてに回答）

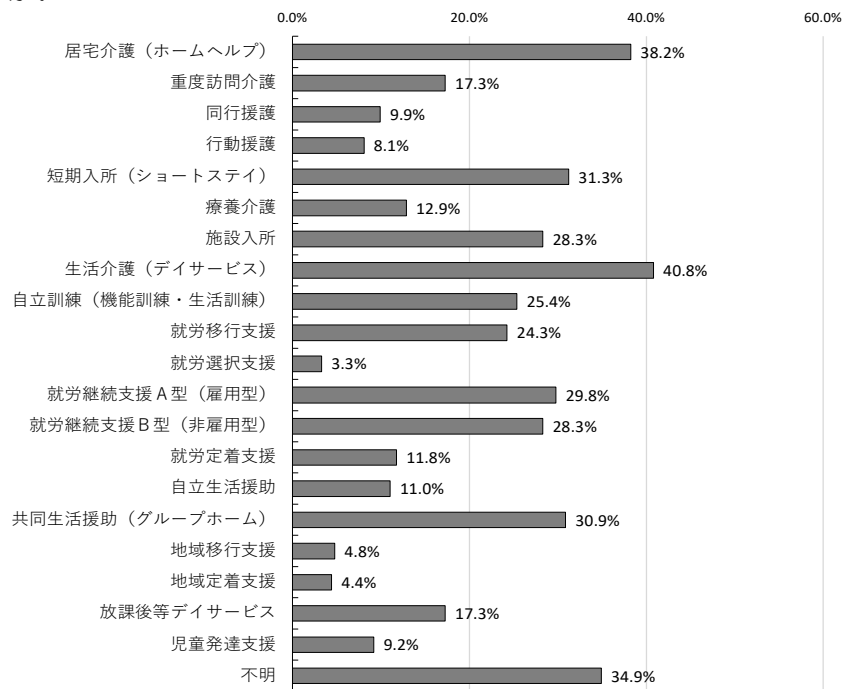
精神障がい



問4 次にあげた福祉サービスの中で、あなたが知っているものはどれですか。

(あてはまるものすべてに回答)

精神障がい



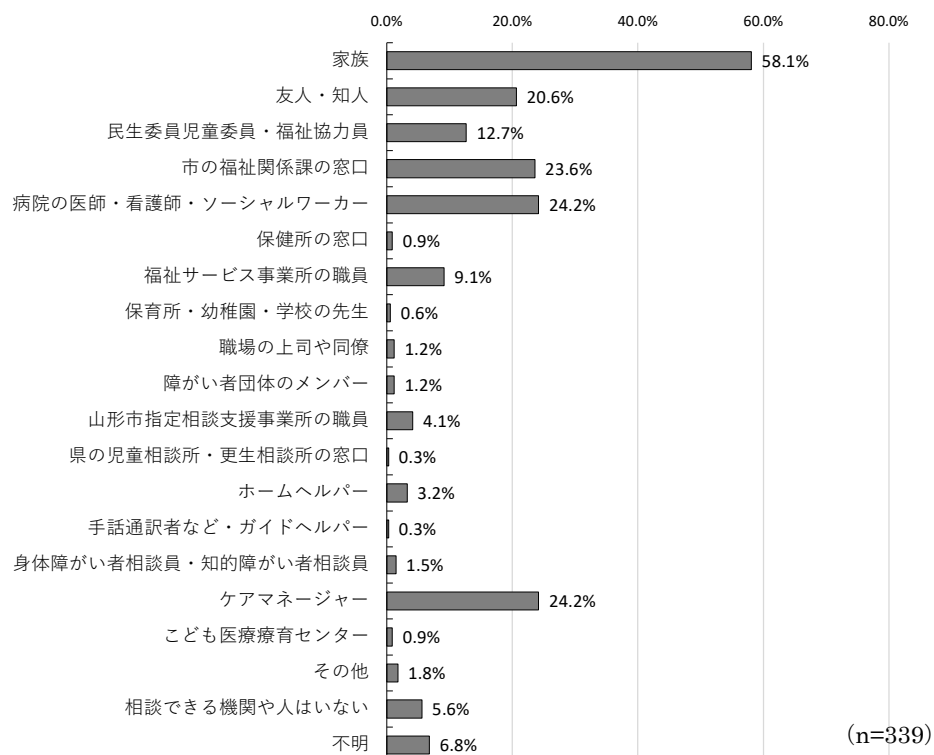
(n=272)

(5) 相談・情報について

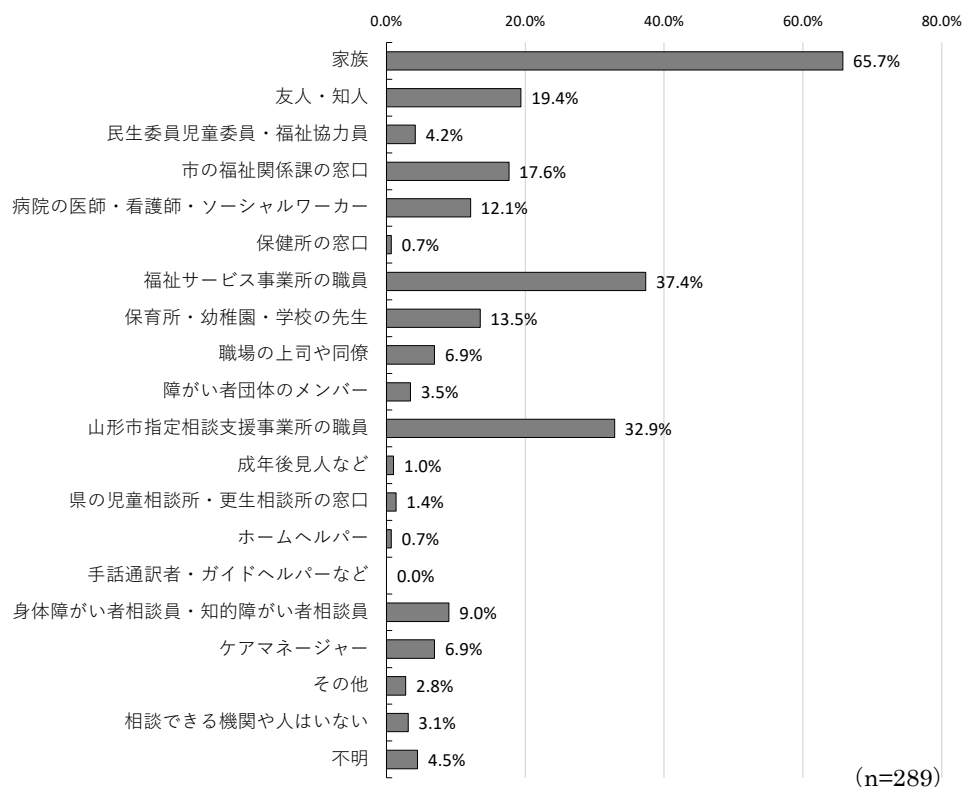
問1 福祉サービスの利用について相談する相手を教えてください。

(あてはまるものすべてに回答)

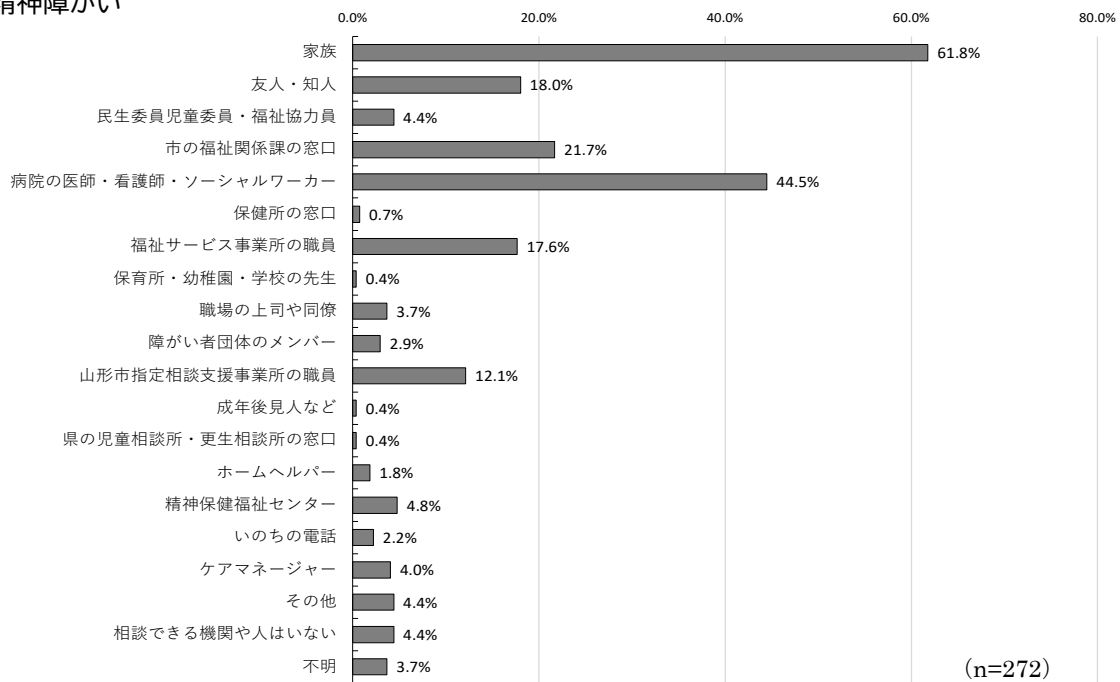
身体障がい



知的障がい

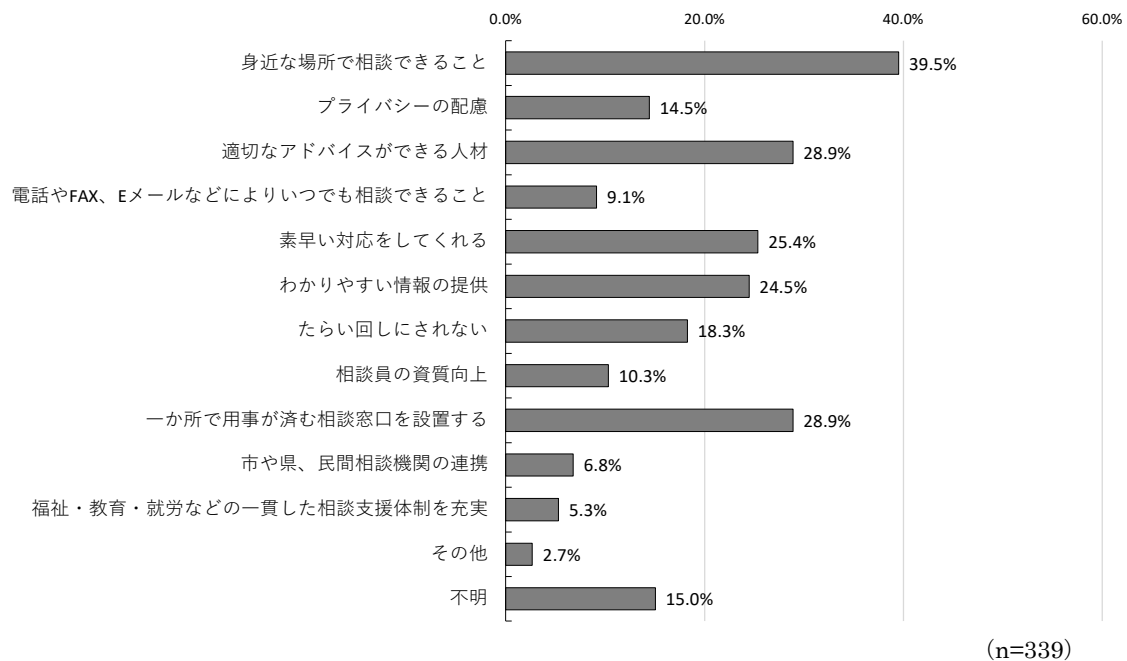


精神障がい

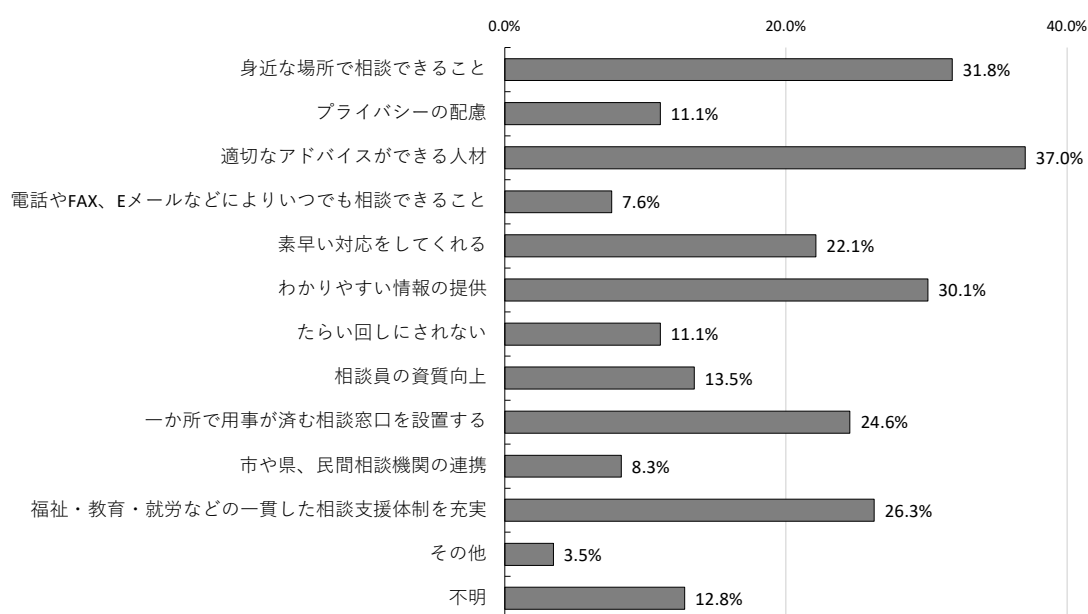


問2 相談機能を充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで回答)

身体障がい

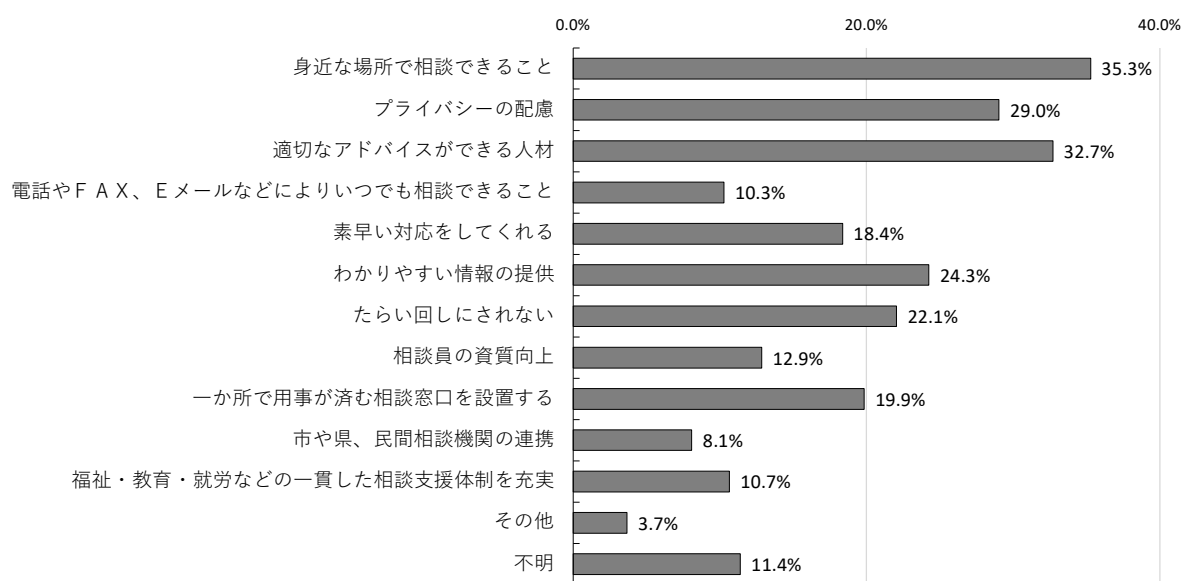


知的障がい



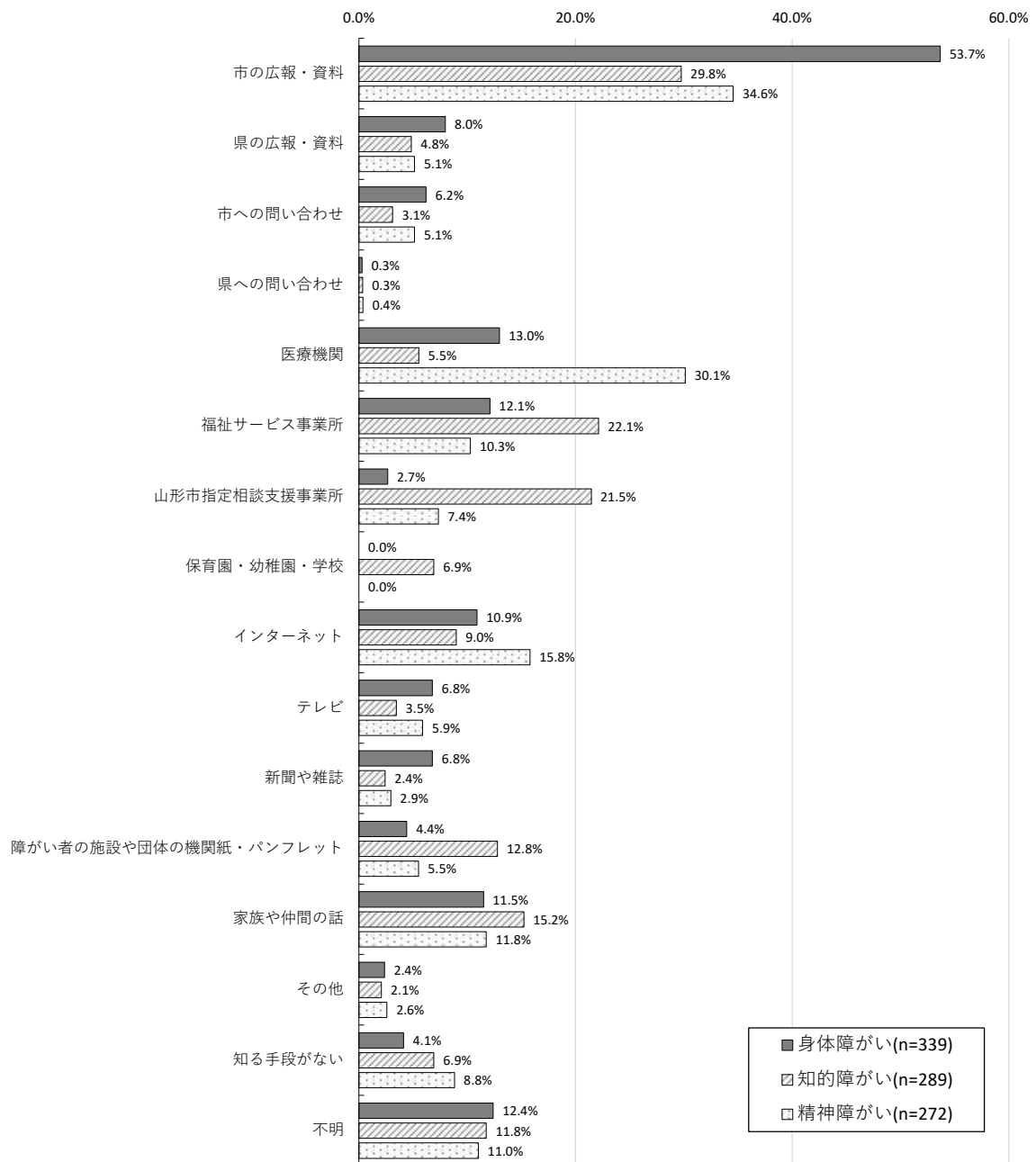
(n=289)

精神障がい



(n=272)

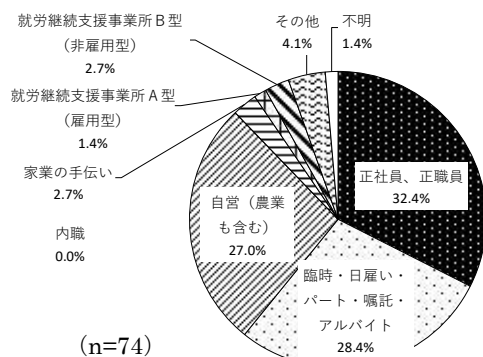
問 3 福祉サービスの内容について、どのようなもので知ることが多いですか。(2つまで回答)



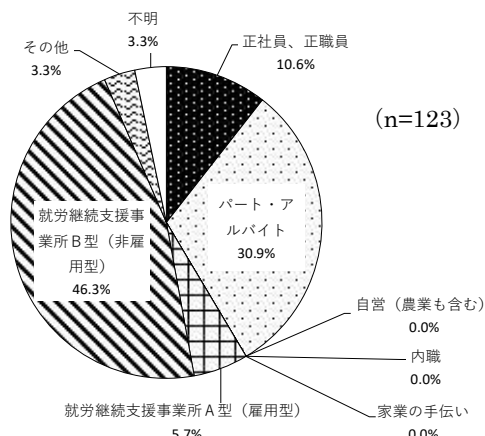
(6) 就労について

問1 どのような形態で働いていますか。(1つだけ回答)

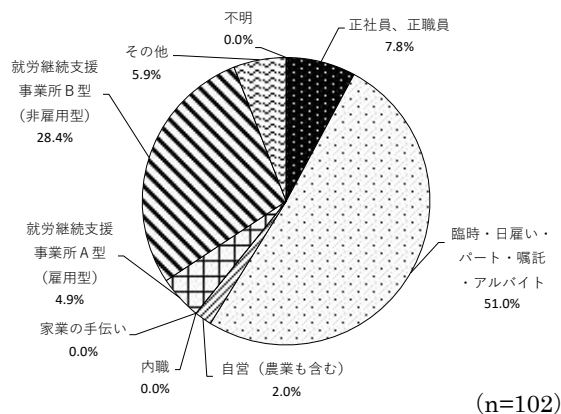
身体障がい



知的障がい

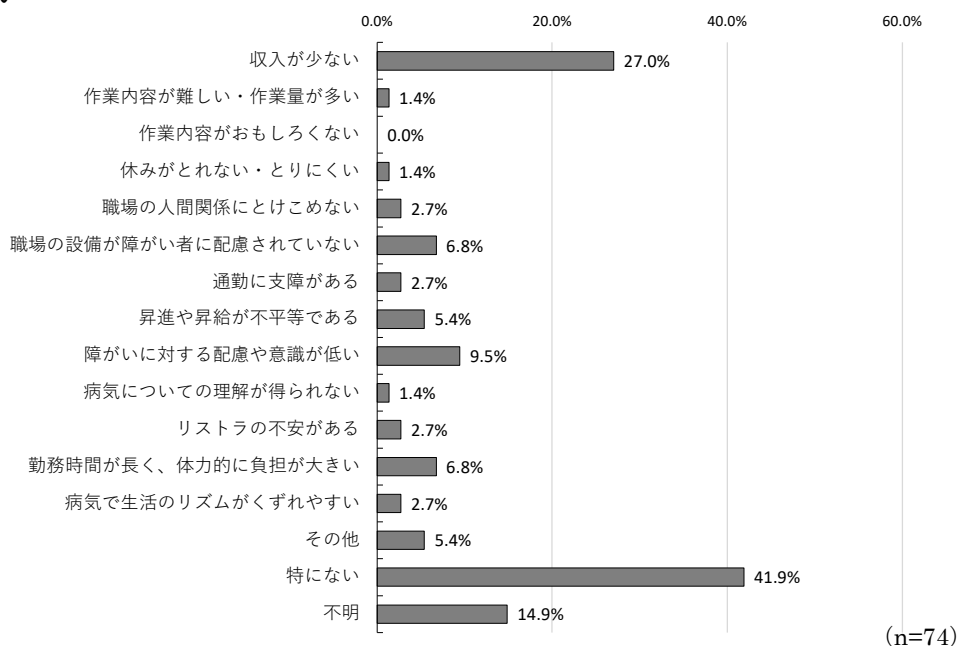


精神障がい

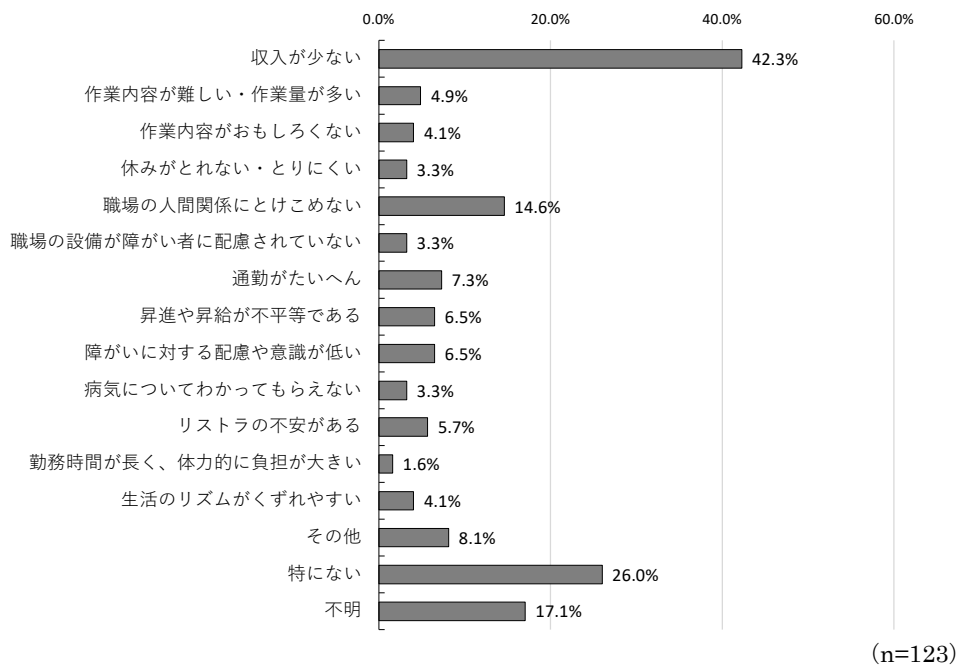


問2 あなたは仕事をするうえで不安や不満はありますか。(あてはまるものすべてに回答)

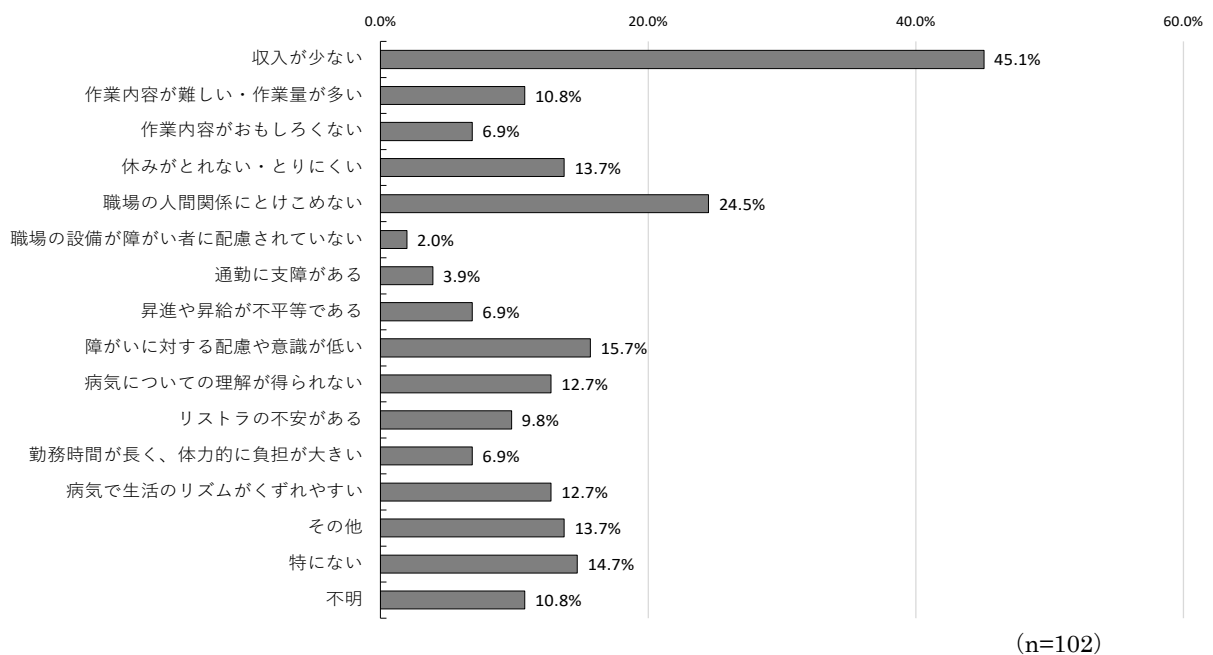
身体障がい



知的障がい

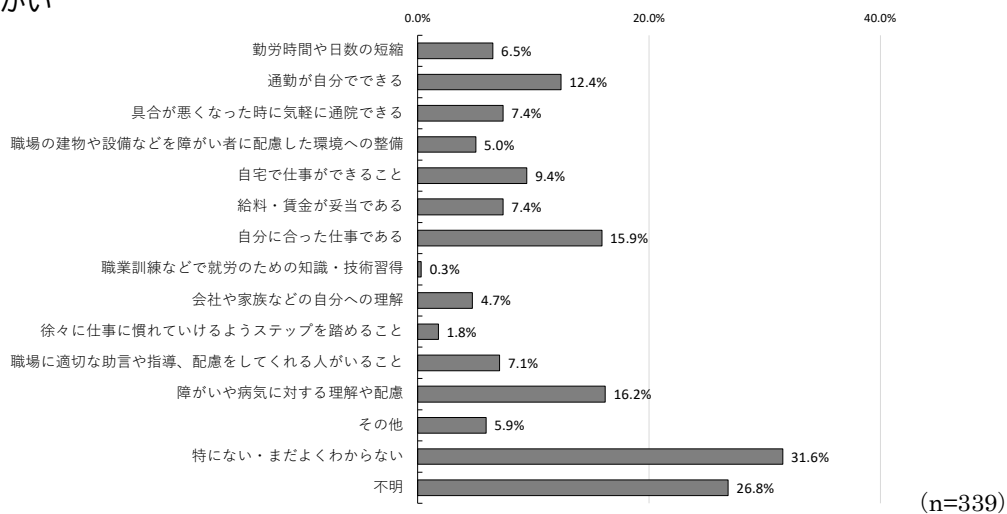


精神障がい

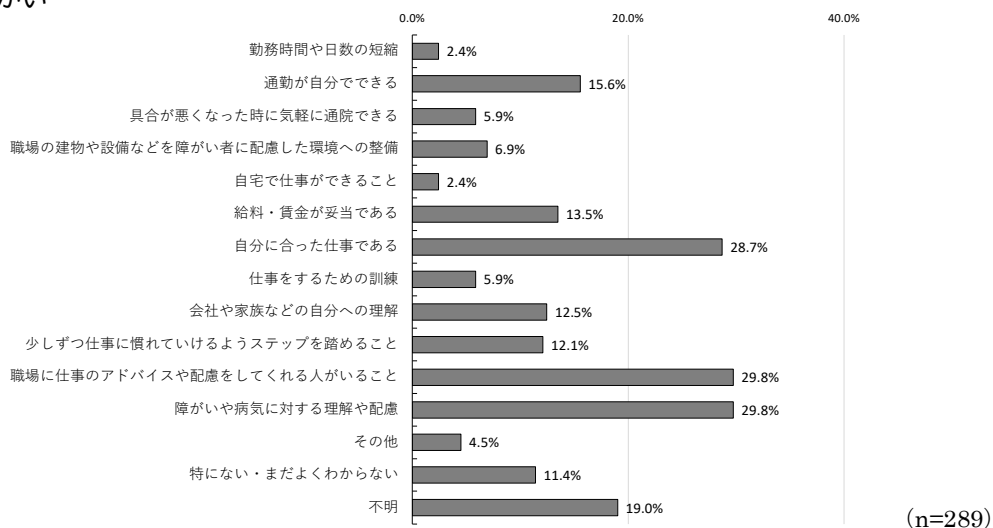


問3 働き続ける(または将来働く)には、どのようなことが特に必要だと思いますか。
(3つまで回答)

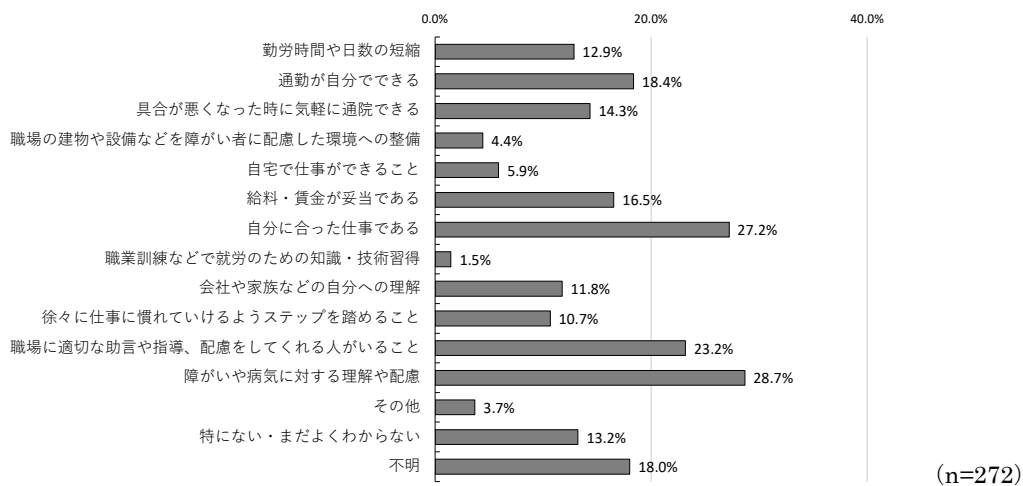
身体障がい



知的障がい



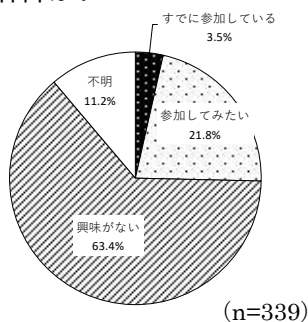
精神障がい



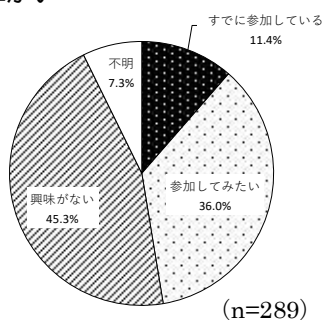
(7) 社会参加について

問1 芸術文化活動あるいはスポーツ活動に参加してみたいですか。(1つだけ回答)

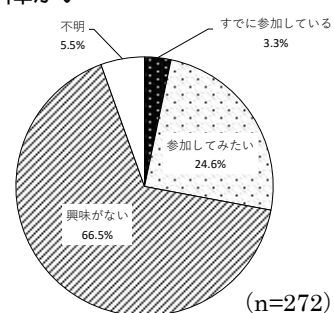
身体障がい



知的障がい



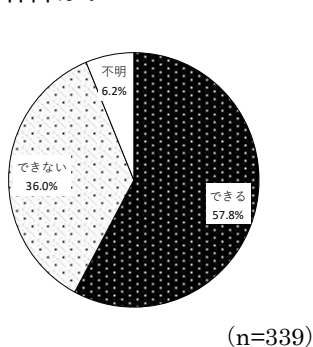
精神障がい



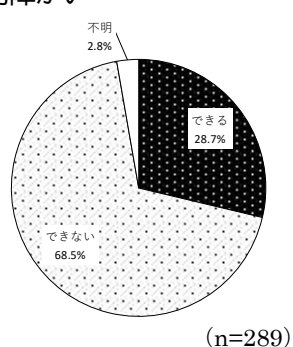
(8) 災害時の対応について

問1 火事や地震などの災害のときに、自宅にいる場合、あなたは一人で避難できますか。
(1つだけ回答)

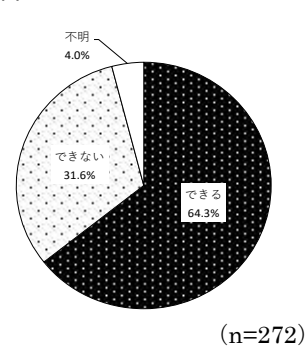
身体障がい



知的障がい

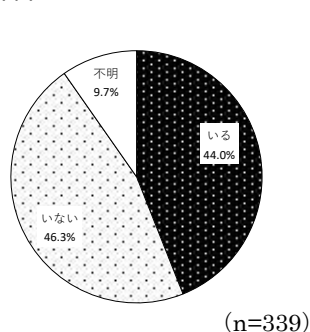


精神障がい

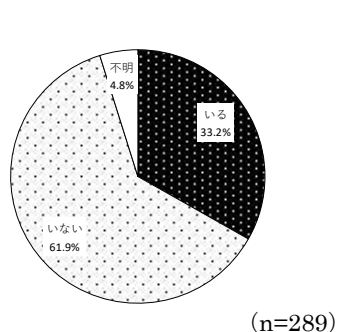


問2 火事や地震などの災害時に自宅にいる場合、家族のほかにご近所にあなたを助けてくれる方はいますか。(1つだけ回答)

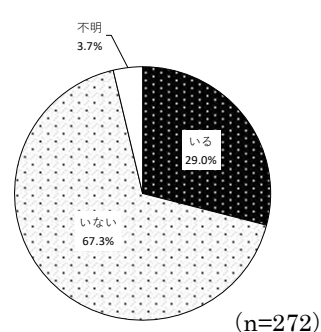
身体障がい



知的障がい



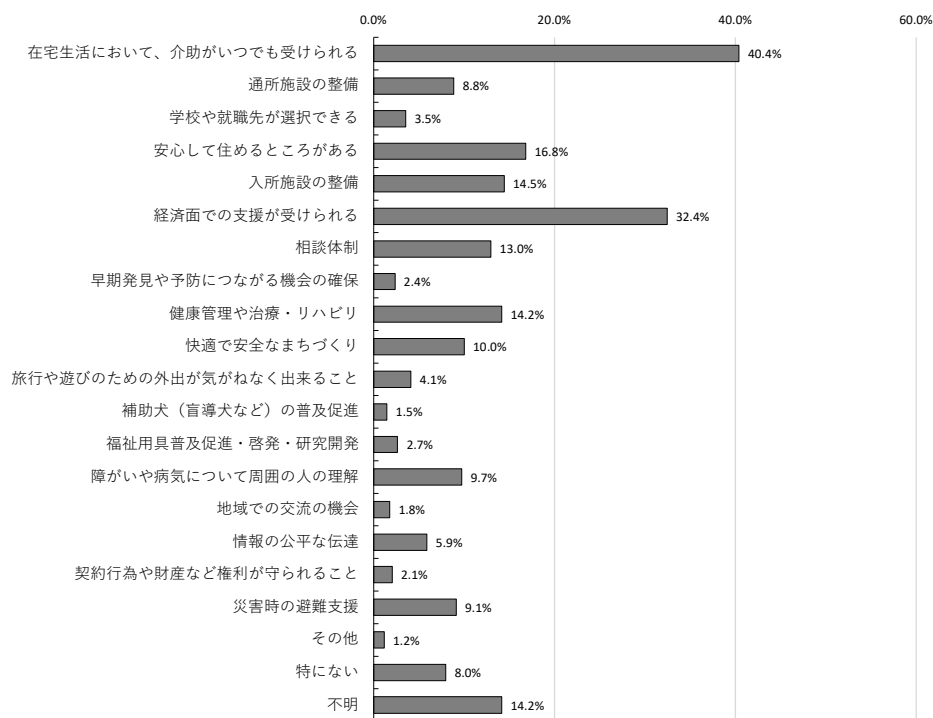
精神障がい



(9) 障がい福祉の充実について

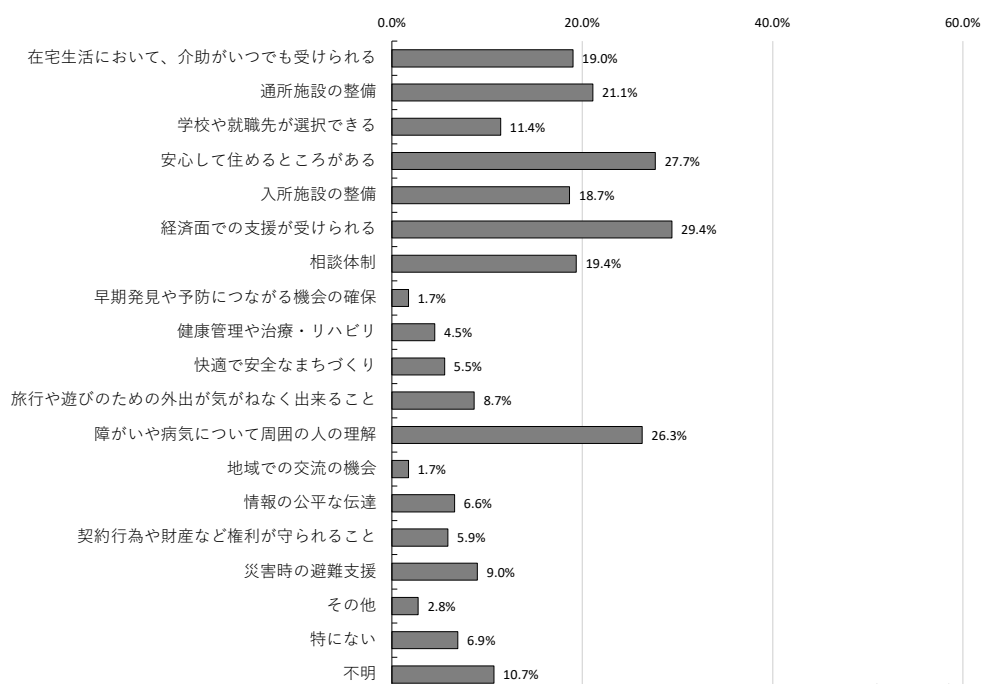
問1 今後、障がい福祉を充実させるために山形市はどのようなことに特に力を入れていく必要があると思われますか。(3つまで回答)

身体障がい



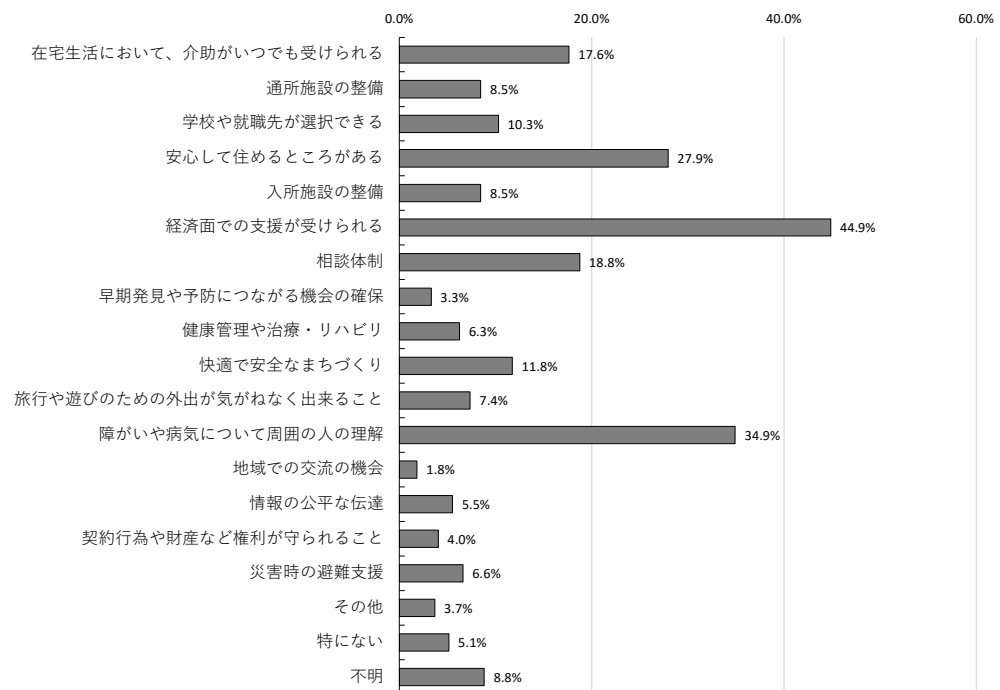
(n=339)

知的障がい



(n=289)

精神障がい

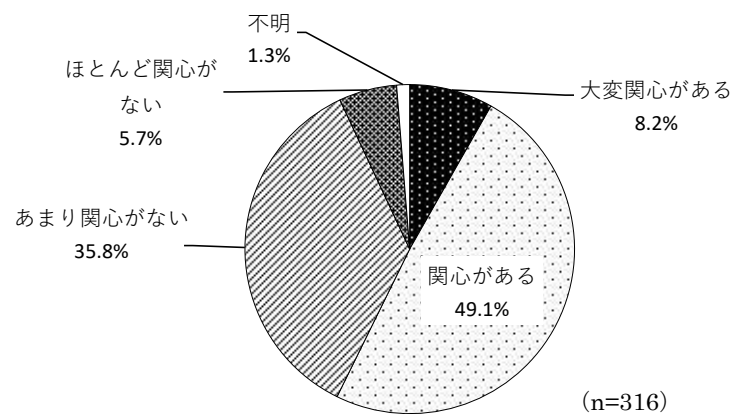


(n=272)

「その他市民」調査結果

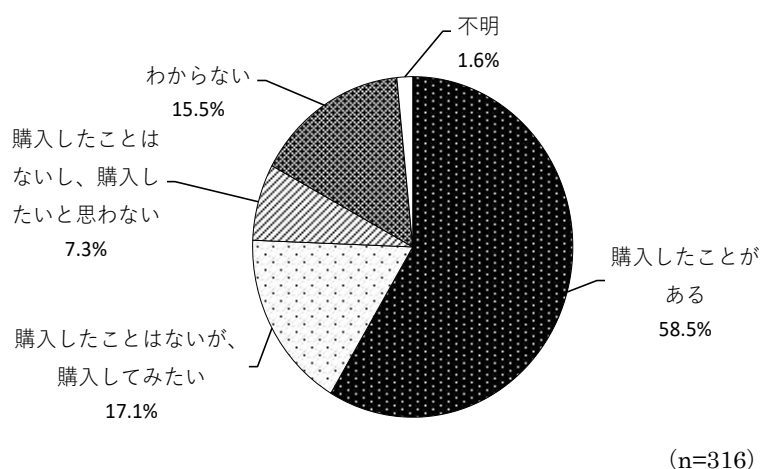
(1) 障がい福祉への関心について

問1 「障がい福祉」への関心度はどのくらいですか。(1つだけ回答)



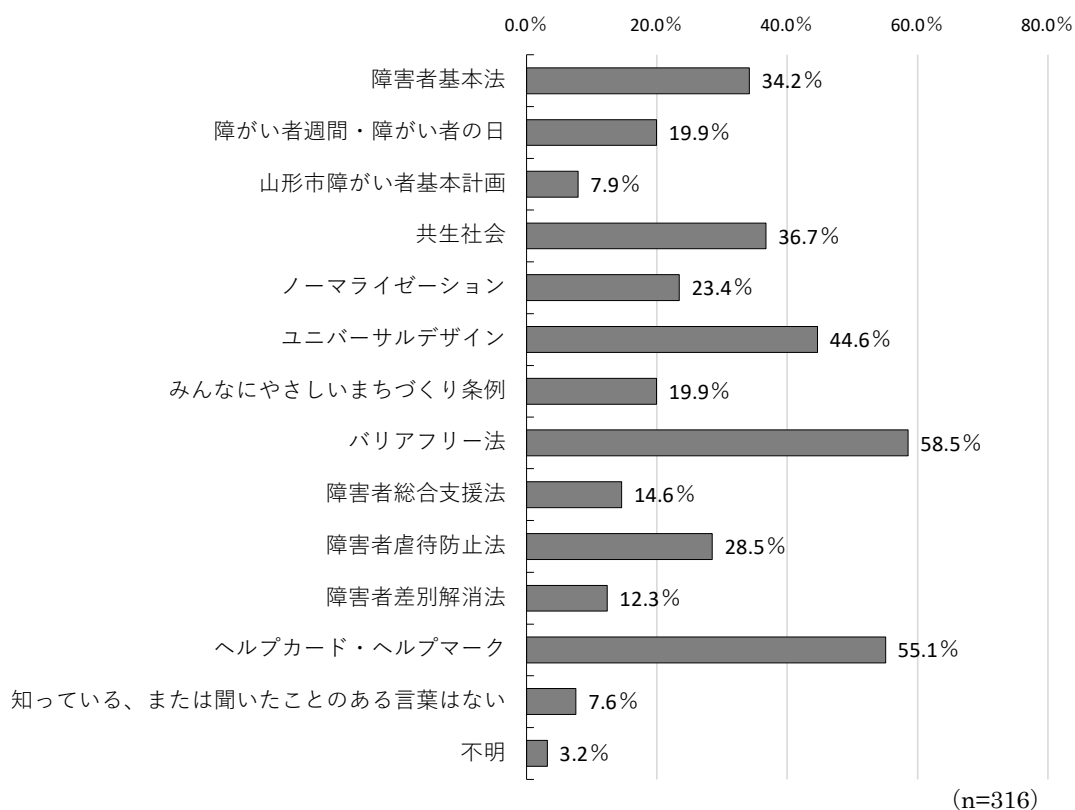
(n=316)

問2 障がい者就労施設等の物品をこれまで購入したことがありますか、あるいは今後購入してみたいですか。(1つだけ回答)

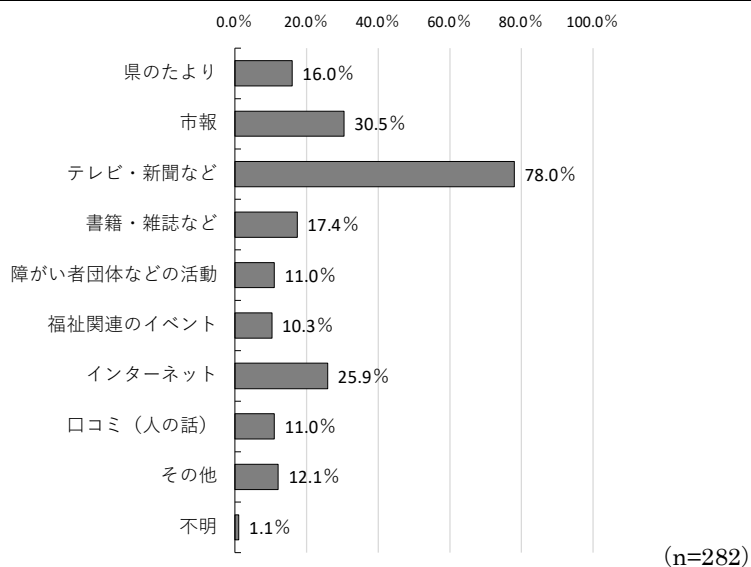


(2) 障がいへの理解について

問1 あなたが知っている、または聞いたことのある言葉はありますか。
(あてはまるものすべてに回答)



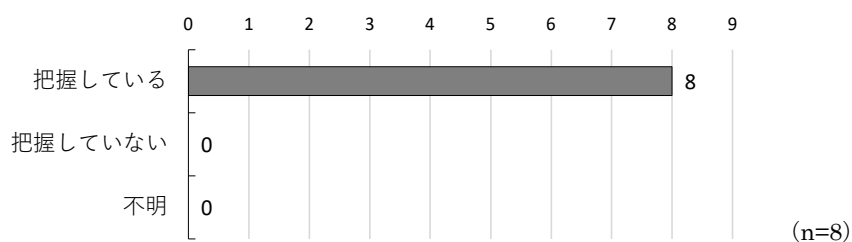
問2 その言葉はどのようにして知ったり、聞いたりしましたか。(あてはまるものすべてに回答)



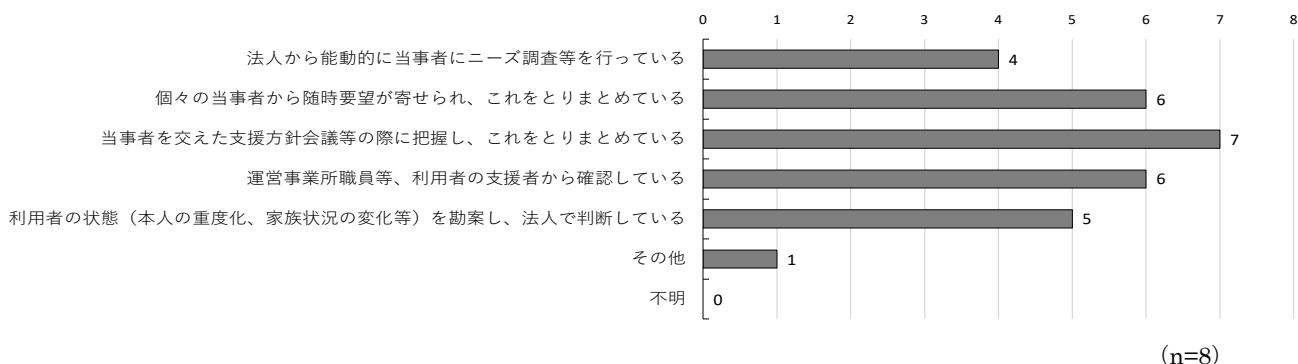
「社会福祉法人」調査結果

(1) ニーズ等の把握及びニーズに対応した施設整備計画について

問1 貴法人が運営する山形市管内の障がい福祉サービス事業所等(以下「運営事業所」という。)の利用者、利用者の家族(以下「当事者」という。)について、必要なサービスのニーズを把握していますか。(1つだけ回答)



問2 前問で「把握している」と回答した法人におたずねします。どのような方法で把握していますか。(あてはまるものすべてに回答)



問3 当事者のニーズについて、既存の運営事業所、他法人が運営する事業所等が提供するサービスで、充足できない(不足している)もの、または充足して供給に余剰が出ているものを把握していますか。把握している場合、当該サービスの種類と量(何人分)について、把握している限りで教えてください。

● 充足できない(不足している)サービス

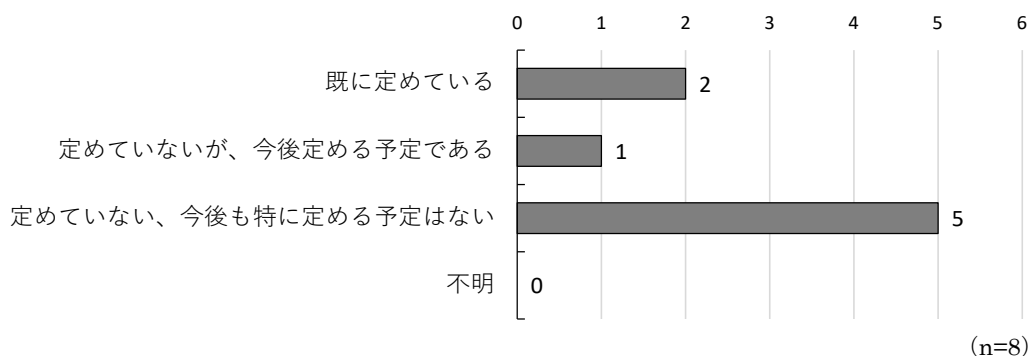
	不足している				
	回答数 (A+B)	数量把握済み (A)	具体的数量		数量把握なし (B)
居宅介護	2事業所	1事業所	50人	-	1事業所
重度訪問介護	1事業所	-	-	-	1事業所
同行援護	2事業所	1事業所	10人	-	1事業所
行動援護	2事業所	2事業所	1人	50人	-
重度障がい者包括支援					
短期入所	4事業所	2事業所	1人	4人	2事業所
療養介護					
生活介護	1事業所	1事業所	20人	-	-
施設入所支援					
自立訓練（生活訓練）					
自立訓練（機能訓練）					
宿泊型自立訓練					
就労移行支援					
就労継続支援A型					
就労継続支援B型					
就労定着支援					
自立生活援助					
共同生活援助（日中サービス支援型）	1事業所	1事業所	3人	-	-
共同生活援助（介護サービス包括型）	2事業所	1事業所	40人	-	1事業所
共同生活援助（外部サービス利用型）					
地域移行支援					
地域定着支援					
計画相談支援	2事業所	1事業所	100人	-	1事業所
児童発達支援					
医療型児童発達支援	1事業所	1事業所	15人	-	-
放課後等デイサービス					
居宅訪問型児童発達支援					
保育所等訪問支援					
障がい児相談支援	2事業所	1事業所	50人	-	1事業所
その他	1事業所	1事業所	20人 *1	-	-

*1…福祉型障害児入所施設

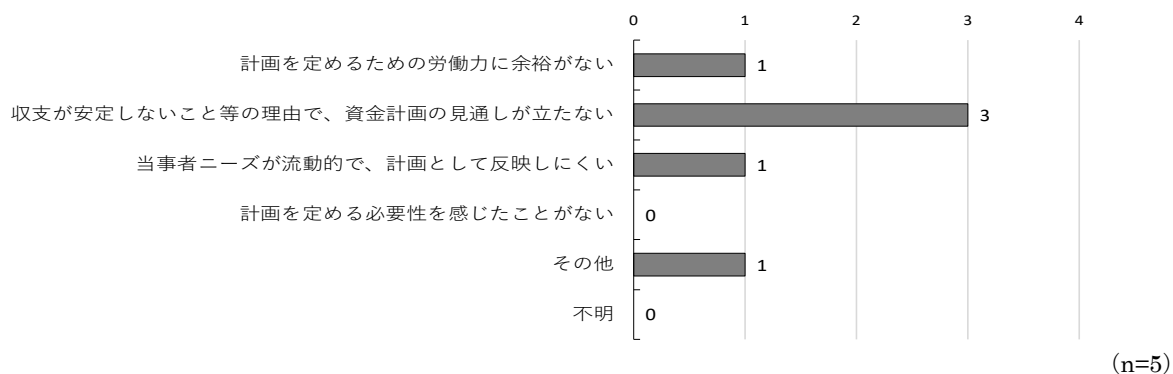
● 充足している供給に余剰が出ているサービス

	余剰が出ている			
	回答数 (A+B)	数量把握済み (A)	具体的数量	数量把握なし (B)
居宅介護				
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護				
重度障がい者包括支援				
短期入所	1事業所	1事業所	2.5人	-
療養介護				
生活介護				
施設入所支援				
自立訓練（生活訓練）				
自立訓練（機能訓練）				
宿泊型自立訓練	1事業所	1事業所	5人	-
就労移行支援	1事業所	1事業所	5人	-
就労継続支援A型	1事業所	1事業所	13人	-
就労継続支援B型	1事業所	1事業所	5人	-
就労定着支援				
自立生活援助				
共同生活援助（日中サービス支援型）				
共同生活援助（介護サービス包括型）	1事業所	1事業所	10人	-
共同生活援助（外部サービス利用型）	1事業所	1事業所	7人	-
地域移行支援				
地域定着支援				
計画相談支援				
児童発達支援				
医療型児童発達支援				
放課後等デイサービス				
居宅訪問型児童発達支援				
保育所等訪問支援				
障がい児相談支援				
その他				

問4 問3の表に記載したサービス量に対応して、法人として運営事業所の新規整備、拡充、縮減、廃止について正式な計画として定めていますか。(1つだけ回答)

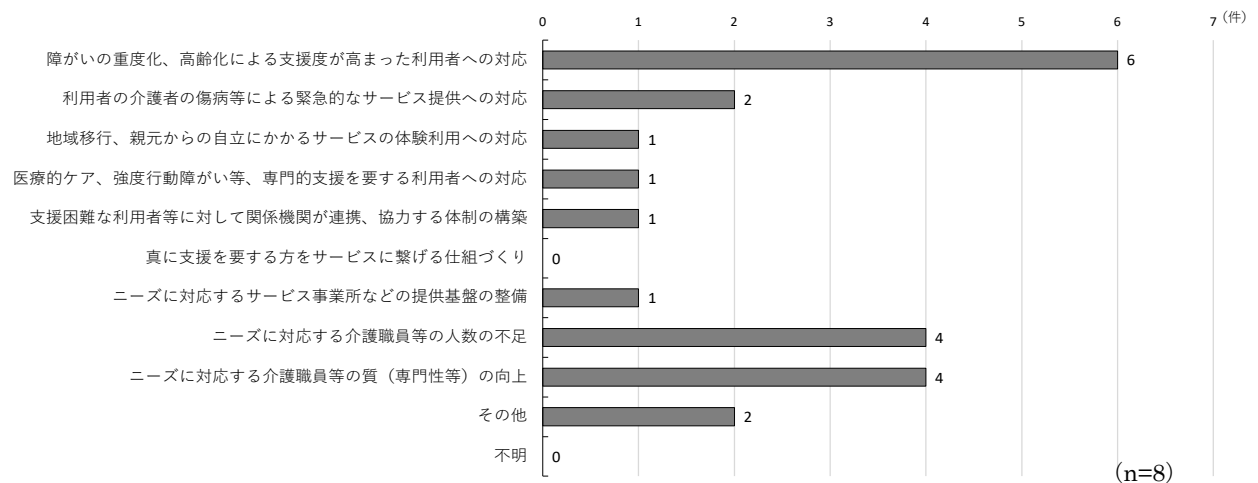


問5 前問で「定めていない、今後も特に定める予定はない」と回答した法人におたずねします。計画を定めていない(定める予定がない)理由を教えてください。(あてはまるものすべてに回答)

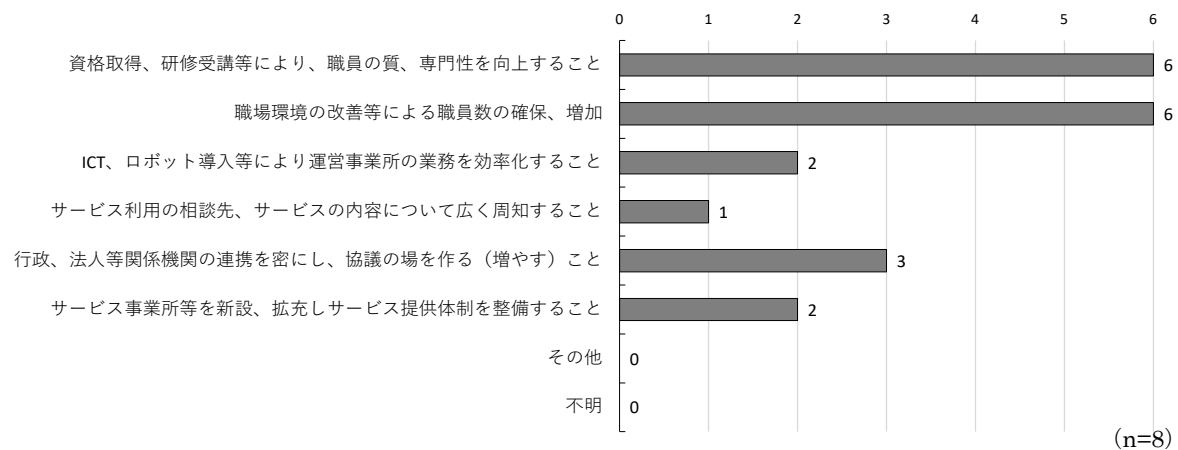


(2) サービス提供における課題について

問1 運営事業所でのサービス提供において、令和5年(2023年)7月1日現在でどのような課題がありますか。(最も大きい課題と考えるものを3つまで回答)

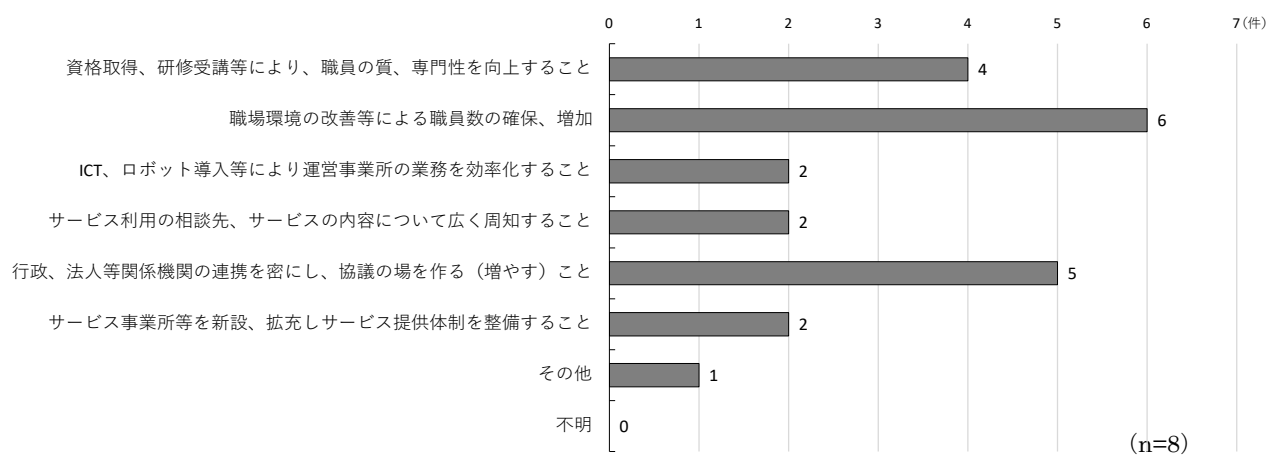


問2 社会福祉法人として注力している(注力すべきと考える)取組はありますか。
(最も注力している(注力すべきと考える)ものを3つまで回答)



問3 山形市に取り組んでほしい(取り組むべき)ことはありますか。

(最も取り組んでほしい(取り組むべきと考える)ものを3つまで回答)



2 策定経過

本計画の策定経過は以下のとおりです。

日程	内容
令和5年8月	山形市障がい福祉アンケート調査を実施
令和6年8月21日	山形市障がい者差別解消支援地域協議会 ・山形市第5次障がい者基本計画(骨子案)について協議
8月22日	山形市障がい者自立支援協議会 ・山形市第5次障がい者基本計画(骨子案)について協議
9月7日	関係団体・事業所
8日	・山形市第5次障がい者基本計画(骨子案)について意見聴取
11月27日	山形市障がい者差別解消支援地域協議会 ・山形市第5次障がい者基本計画(計画案)について協議
11月29日	山形市障がい者自立支援協議会 ・山形市第5次障がい者基本計画(計画案)について協議
12月9日	市議会厚生委員会 ・山形市第5次障がい者基本計画(計画案)
令和7年2月3日	第1回山形市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会 ・市長より「山形市第5次障がい者基本計画(案)」を諮問、調査審議
2月28日	第2回山形市社会福祉審議会障がい福祉専門分科会 ・会長より市長へ「山形市第5次障がい者基本計画(案)」の答申
3月5日	山形市第5次障がい者基本計画策定
3月17日	市議会厚生委員会 ・山形市第5次障がい者基本計画について報告

3 用語解説

あ行	
アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、だれもが情報や製品、建物、サービス等を支障なく利用できること。
ICT (アイ・シー・ティ)	Information and Communication Technologyの略称。情報技術に通信コミュニケーションの重要性を加味した言葉。情報通信技術。
医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU(新生児集中治療室)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な児童のこと。
インクルーシブ教育	「障がいがある・障がいがない」という2分法での分離型学習ではなく、違いを踏まえた上で、統合型の環境で両者の教育を進めていこうとするもの。
インクルージョン	包み込むという意味で、障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の中で生活し、そのニーズに応じた地域生活支援を受けられるようにしていくこと。
ウェブアクセシビリティ	障がいなどの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、あらゆる人々がウェブサイトで提供されている情報やサービスを利用できること。
SDGs (エス・ディー・ジーズ)	持続可能な開発目標(Sustainable Development Goalsの略称)。平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。
か行	
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。

グループホーム		認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で、自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居。
権利擁護		自らの権利を主張したりニーズを表明することが困難な人のために、その行為を代理したり、他者による権利侵害から守ること。
高次脳機能障がい		怪我や病気等により脳の損傷を負うことで、記憶障がい、注意障がい等、脳の認知機能に障がいが起こる状態。
合理的配慮		障がいの有無にかかわらず、すべての人が平等に社会参加できるよう、それぞれの障がいの特徴や困難等に合わせた配慮。
さ行		
児童発達支援センター		地域の障がい児支援の中核的な役割を担う機関として、通所児童に対し高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供するとともに、障がい児の家族、障がい児通所支援事業者、その他の関係者に対し、相談、専門的な助言、その他の必要な援助を目的とする施設。
重層的支援体制整備事業		既存の相談支援等の取組を生かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない包括的な支援体制。
社会福祉協議会		社会福祉法に定められた、公共性・公益性の高い民間非営利団体で、様々な問題を地域社会で力を合わせて解決する地域福祉活動を推進することを目指している。
重症心身障がい児		重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態にある児童。
障がい児通所支援		心身の障がいなどにより療育が必要とされる児童を対象に、通所等による専門的な指導や訓練などの支援を行うサービス。サービスの名称と内容は下記のとおり。
	児童発達支援	未就学の障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。
	放課後等デイサービス	就学している障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。

	保育所等訪問支援	保育所等に通う障がい児に対し、保育所等を訪問し、保育所等におけるほかの児童との集団生活への適応のための専門的な支援や保育所等への助言を行う。
	居宅訪問型 児童発達支援	重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行う。
	障がい児相談支援	障がい児が適切に障がい児通所サービスを利用できるよう、サービス等利用計画の作成や定期的なモニタリング等を実施する。
障害者基本法		障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。
障害者虐待防止法		障がい者に対する虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある方の権利利益の擁護に資することを目的とする法律。
消費生活センター		消費者保護を目的とした都道府県・市町村の行政機関であり、衣食住など消費生活全般に関する商品・サービスへの苦情や相談への対応、消費者被害の未然防止など暮らしに役立つ情報等の提供を行う施設。
障害者差別解消法		すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律。
障がい者週間		障害者基本法により、国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある方が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、従来の「障害者の日」(12月9日)に代わるものとして平成16年に設定された。(12月3日から9日までの1週間)
障害者就業 ・生活支援センター		障がい者の職業生活における自立を図るための就業支援や、就業に伴う日常生活、社会生活上の支援を行うための機関。就労を希望する障がいのある方に対して、仕事を探すための相談から、就労後のフォローアップまで様々な支援を行う。

障害者総合支援法	地域社会における共生の実現に向けて、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律。
障がい福祉サービス	障害者総合支援法に基づき、障がい者の障がいの程度や状況等を踏まえ、個別に支給決定されるサービス。日常生活に対する支援や就労訓練等のサービスがある。サービスの名称と内容は下記のとおり。
居宅介護	援助が必要な障がい者等に対し、ヘルパーが、居宅において食事等の介護、掃除等の家事、生活等に関する相談等、その他の生活全般にわたる援助を行う。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方の外出時において、ヘルパーが、移動に必要な視覚的情報の提供(代筆・代読を含む。)及び移動の支援を行う。
行動援護	知的障がい又は精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護が必要な方に対して、ヘルパーが、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な支援や移動中の介護等を行う。
重度障がい者等 包括支援	介護の必要性がとて高い方に、ヘルパーにより居宅介護など複数のサービスを包括的に行う。
生活介護	施設への通所により、入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などのサービスを提供する。
自立訓練(機能訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行う。
自立訓練(生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、食事や家事など日常の生活能力向上のために必要な訓練を行う。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障がい者に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の援助を行う。

短期入所 (ショートステイ)	障がい者等を介護する家族が疾病等により一時的に介護ができない時、施設に宿泊させて入浴、排せつ、食事等の介護を行う。
就労選択支援	働く力と意欲のある障がい者等に、就労系サービスの利用や一般就労等の本人に合った就労を選択する機会の提供に関する支援等を行う。
就労移行支援	一般企業への就労が可能と見込まれる障がい者等に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援等を行う。
就労継続支援A型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約により働く場を提供するとともに、就労や生産活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
就労継続支援B型	一般企業への就労が困難な障がい者等に、雇用契約なしで、就労や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行う。
就労定着支援	一般就労へ移行した障がい者等が就労に伴う環境変化により生じた生活面の課題に対応できるよう、相談や連絡調整など、課題解決に向けて必要となる支援を行う。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間、障がい者等が共同生活を営む住居において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活の援助を行う。
施設入所支援	主に夜間、障がい者支援施設に入所する障がい者等に、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。
自立生活援助	入所施設・グループホーム・病院等から賃貸住宅等での一人暮らしを希望する知的障がい者や精神障がい者等に対し、一定期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者等の理解力、生活力等を補う観点から、適切な支援を行う。
計画相談支援	障がい者等の心身の状況や意向、その他の事情を勘案し、適切なサービス等の種類、組み合わせ及び内容を記載したサービス等利用計画案を作成する。また、利用にあたりサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しを行う。

	地域移行支援	障がい者支援施設等に入所している障がい者等や精神科病院に入院している精神障がい者等を対象に、退所(退院)後の住居確保のための支援、障がい福祉サービス事業所への同行支援、関係機関との連携・調整など、地域生活に移行するための支援を行う。
	地域定着支援	居宅において家族等からの緊急時の支援が見込めない障がい者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に対応するなど、安定した地域生活を送れるための支援を行う。
	自立支援協議会	障がい者等に係る地域の課題を解決するため、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の構築を進めていく役割を担う会議体。
	身体障がい者手帳	身体の機能に一定以上の障がいがあると認められた人の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護のために交付される手帳。
	精神障がい者保健福祉手帳	一定程度の精神障がいの状態にある人の自立と社会参加の促進を図るために交付される手帳。
	成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が十分でない障がい者等について、金銭管理や契約の締結等を代わりに行う代理人等を選ぶことで、法律的に支援し本人の権利を守る制度。
	成年後見センター	成年後見制度の説明や活用法の情報提供、また成年後見手続きについての相談等を受ける機関。山形市成年後見センターは、山形市総合福祉センター1階にあり、相談料は無料。
	相談支援専門員	計画相談支援及び地域相談支援等を行う事業所において配置が義務付けられている職員。相談支援専門員として業務に従事するためには、法令に定める研修の履修及び実務経験が必要となる。
た行		
	地域活動支援センター	障がい者に対し、創作活動や生産活動の機会を提供するとともに、社会との交流の促進などを行う施設。

地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」して参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
DX (ディー・エックス)	Digital Transformationの略称。デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変革させること。
特別支援教育	障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。
特別支援教育就学奨励費	特別支援学校や小・中学校の特別支援学級等に在籍し、特別支援教育を必要とする児童生徒の保護者などに対し、就学費用(学用品等費、学校給食費、修学旅行費、通学に要する交通費等)の一部を援助するもの。
な行	
難病	発病の機構が明らかではなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とするもの。
は行	
発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定められたもの。
福祉協力員	地域の社会福祉活動を目的に、山形市社会福祉協議会会長が委嘱した住民。町内会や民生委員・児童委員と連携を図り、主に高齢者世帯への訪問、声がけ、見守り活動等を行っている。
バリアフリー	社会生活をしていく上で妨げとなる障壁(バリア)となるものを除去(フリー)するという意味で、建設や道路の段差解消など生活環境上の物理的障壁をすること。より広く、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

PDCAサイクル	業務を円滑に進めるためにPlan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)を繰り返し行うこと。
避難行動要支援者	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。
福祉避難所	指定避難所生活において特別な配慮を必要とする高齢者や障がいのある方の避難行動要支援者を対象に開設される2次的な避難所のこと。
ヘルプカード	自分から「困った」「手助けしてほしい」となかなか伝えられない方が、あらかじめ配慮してほしいことなどを記入し、普段の生活や緊急時・災害時など、周囲の人に手助けを求めたいときに提示することで、手助けを求めやすくするカード。
ヘルプマーク	外見からは援助や配慮を必要としていることがわかりづらい方等が着用することにより、援助や配慮を必要としていること周囲に知らせるマーク。
ま行	
民生委員・児童委員	民生委員法に基づき厚生労働大臣から無報酬で委嘱された非常勤の特別職の公務員で、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努める方。また、児童福祉法に基づき児童委員を兼ねるとされ、地域の子ども及び妊産婦の福祉の増進にも努めている。
や行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者(おおむね30歳未満を中心としているが、状況等に応じ40歳未満の者も対象となり得る)のこと。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、製品や環境、建物などを環境、建物などをデザインすること。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する方。

要約筆記	聴覚障がい者のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすること。ノートなどの筆記具を使うほか、パソコン等を利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法がある。
ら行	
療育	障がい児が社会的に自立することを目的として行われる医療と保育。
療育手帳	知的障がい者に各種の支援策を講じることを目的として交付される手帳。

表紙の作品について

金澤翔子作 「共に生きる」

令和元年(2019年)10月20日、山形中央ライオンズクラブからご協力をいただき、山形市庁舎にて「心のバリアフリー研修会」を開催しました。

この作品は、ダウン症の書家 金澤 翔子さんが、研修会の会場にて席上揮毫したものです。「共に生きる」という言葉は、翔子さんが日頃から大切にされているものです。

山形市は、平成29年(2017 年)4月に、「山形市障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を施行しました。この条例は、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、住み慣れた地域の中で支え合いながら暮らしていくことのできる「共生社会の実現」を目指すものです。



「共に生きる」というこの書は、障がいがあってもいきいきと活躍している翔子さんから「共生社会の実現」を目指す山形市への力強いメッセージです。

※ この作品は、山形市庁舎2階に展示されております。

山形市第5次障がい者基本計画

令和7年(2025年)3月

編集・発行 山形市福祉推進部障がい福祉課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話:023-641-1212(代表)

F A X:023-632-7091

E-mail:shogai@city.yamagata-yamagata.lg.jp